

平成27年度基本構想進行管理 「事務事業評価」結果一覧（案）

平成27年7月29日現在

目次

子育て・教育	1	頁
福祉・健康	24	頁
コミュニティ・産業・文化	47	頁
まちづくり・環境	70	頁
行財政運営	87	頁
基本構想の進行管理	92	頁

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	001	子ども家庭相談事業	子育て支援計画	家庭における子育ての支援と児童虐待の防止により、子どもが健やかに成長して自立できる環境を形成します。	子どもと家庭に関する相談に総合的に対応し、児童相談所などの専門機関や地域と連携しながら、要保護・要支援家庭のサポート、児童虐待通告対応等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員による指導や児童虐待の専門家による研修やケース診断を行うなど、職員のスキルアップを図ったことにより、適切な支援に結びつけることができました。 ・専門相談の相談日数を増やしたことにより、より多くの方から相談を受け、児童虐待防止につながることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度の一般相談は延6,843件、専門相談は延604件で、前年度より1,293件増加しており、組織的な対応力の強化を図る必要があります。 ・精神疾患の疑いのある相談事例など対応が困難なケースが増加しているため、さらなる職員のスキルアップや専門的知見の活用を図る必要があります。 	A	—	拡充	精神疾患の疑いのあるケースに対応するため、精神科医による専門相談を検討します。
	002	児童虐待防止対策事業	子育て支援計画	子どもと家庭に関わる関係機関の連携や、区民への児童虐待防止啓発事業を進めることにより、子どもが健やかに成長し自立できる環境を形成します。	地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営します。また、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーの派遣や、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース会議等を85回開催し、関係機関の連携強化と研修や専門家の助言等による専門性の向上を図りました。また、保護者が安定した子育てができるように子育て支援講座(CSP)を開催し、参加者延150人が、たいたたり怒鳴ったりしない子育ての技術を学びました。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の未然防止・早期発見を行うために、居所不明児童等に関する関係機関間の情報共有や危機意識の共有が必要で 	A	—	拡充	要保護児童対策地域協議会での研修等により関係機関の専門性の更なる向上を図ります。また、児童虐待防止マニュアル等により児童虐待防止の啓発を行います。
	003	親子ひろば事業	子育て支援計画	乳幼児とその保護者が集う場を提供することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができ環境を形成します。	子ども家庭支援センター親子交流室において、乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、支援員が利用者の子育てに関する相談を受け、助言することにより、子育て支援にあたります。	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその保護者に情報交換や交流の場を提供(利用者延30,998人)するとともに、子どもとの関わり方や子育てに関する不安や悩み等をテーマに子育て支援講座を開催し、参加者の不安や悩みの軽減を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 親子ひろばで受ける相談で、複雑で深刻な内容については、相談事業との連携により適切な支援を行うことが重要です。また、親子ひろば利用者は年々増加しており、利用者が集中する時間帯の安全確保に十分配慮する必要があります。 	A	—	拡充	親子ひろばで行う子どもを伸ばす講座などを通じ、利用者の子育て環境の充実を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	004	家庭教育支援の推進	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、文京区教育振興基本計画	子どもたちの健やかな成長を図るため、家庭教育に関する保護者向けの講座や情報交換、保・幼・小・中のPTAの連携による支援などを行い、親子の育ちを支援します。	幼児から思春期までの子どもを持つ保護者を対象に、気づきや学び合いを促す機会である家庭教育講座を提供します。また、子育て経験の豊かな先輩保護者との情報交換会をワールド・カフェ方式で開催し、家庭教育のスキルアップを図ります。	前年度と比較して、家庭教育講座を2回増やし、受講機会を拡充しました。また、新たにワールドカフェ方式による「子育て座談会」を1回開催し、子育て中の保護者が日頃の悩みや不安を語り合う機会を提供しました。	開催時間が平日日中であったため、参加者のほとんどが女性でした。近頃は育児に関心の高い男性も多く、男性も参加しやすい日程・時間帯での開催も必要であると認識しています。27年度は日曜日にも1回実施しますが、その状況を見て、今後の土日開催も検討します。また、家庭教育講座はこれまで単発での実施でしたが、同じ先生に年間数回講師を依頼する等、シリーズ化する取組も必要かもしれません。今後、受講者からの声に耳を傾けてまいります。	A	—	現状維持	家庭教育講座について、日曜開催も企画しました。今後も引き続き、受講者の満足度向上に努めます。
	005	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援計画	地域の中でお互いに助け合いながら子育てができるような環境を整え、子育てに関する不安感や負担感を減らし、子育てと就労の両立を支援します。	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、保育施設終了後の子どもの預かり等短期的かつ、補助的な相互援助活動を行います。	地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行いました。また、子どもの習い事の援助活動など、多様化する子育て世帯のニーズに対応することで、子育てと就労の両立を支援しました。 ＜会員数内訳＞ 依頼会員 2,049人 提供会員 238人 両方会員 18人	保育園等の終了後に、夜間に渡る子どもの預かりに対応できる提供会員が不足しており、地域における子育て支援活動の参画を促進し、さらに提供会員の増加を図る必要があります。	B	—	拡充	文京区社会福祉協議会と連携し、子育て支援に関する文京区独自の認定制度を創設し、人材の発掘及び育成を図りながら、子育て支援サービスの拡充を行います。
	006	乳幼児家庭支援保健事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画、保健医療計画)、男女平等参画推進計画	子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待の発生を予防します。	乳児家庭全戸訪問事業や、乳幼児健診等の活用により、虐待のおそれのある家族・保護者を早期発見するとともに、必要な支援内容について支援検討会で協議し、保健師・心理相談員による個別相談、集団指導等を実施します。	平成26年度4か月健診受診者1,867人の支援検討会を実施し、支援が必要と考えられた99人(5%)に支援を実施しました。 要支援者をフォローする事業のうち、親グループワーク、子どもグループワークの利用者数がそれぞれ前年度に比べ増加しました。	引き続き支援を要する家庭を把握する保健師等専門職の技術向上と、関係機関とのスムーズな情報共有・連携体制の維持に努める必要があります。	A	—	現状維持	引き続き乳幼児健診後の検討会を実施し、支援が必要と考えられる親子への早期からの継続支援に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	007	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画、保健医療計画)	乳児家庭の孤立を防止、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けています。	妊娠届申請時の面接、母親学級等を活用し本事業の周知を行うことで出生通知票の受理数は順調に推移しました。また、4か月児健診の対象者リストと突合し、未訪問家庭には保健師が訪問することで、訪問率は当初目標を上回り事業は円滑に遂行できました。訪問家庭のうち約2割にあたる319人に、継続した支援を実施しました。	訪問率は目標を達成していますが、引き続きその向上に取り組み、支援を要する家庭の把握に努める必要があります。また、適切なサービスの提供や継続的な支援を行うために関係機関との連携体制の維持に努める必要があります。	A	—	拡充	引き続き当事業を実施し、訪問率の維持・向上に努めます。産後ケア充実のため、産後ケア教室の実施回数を増やし区民ニーズに応えます。
	008	子育てひろば事業の拡充		子育てに不安を感じたり身近なところに相談できる人がいない保護者の、子育てに伴う心理的な負担の軽減を図ります。	乳幼児及びその保護者が安心して遊ぶ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。	26年度の利用登録者は4,304人で前年比21.3%増、利用者数は90,514人で11.0%増加しています。また、相談件数も毎年3,000件を超えており、家庭で子育てをしている保護者を中心に、子育てに関する相談や仲間作り、情報交換の場として、益々重要性が高くなっています。さらに27年4月に子育てひろば江戸川橋が新たに開設し、これまで利用者の少なかった小日向、関口地区の方にもたいへん好評を得ています。	25年度から7/1～8/31まで閉館時間を1時間延長して午後5時までとするとともに、新たに子育てひろば江戸川橋を開設して、地域バランスに配慮した施設整備を行いました。今後も各施設の利用状況等を踏まえ、事業を展開していく必要があります。	A	—	改善・見直し	27年度の子育てひろば江戸川橋の開設で区内5か所目となり、施設の地域バランスも向上しました。今後、各施設の利用状況を踏まえ、事業の展開を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	009	子育て情報提供事業	子育て支援計画	地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者に対し、子育てに関する十分な情報を提供し、サービスの利用を勧めることにより、子育てに伴う心理的負担や肉体的負担を軽減し、すべての家庭が安心して子育てできるようにします。	民生児童委員と協働で「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳取得時に配布します。さらに子育て応援メールマガジンにより、電子媒体での情報提供を行います。	子育て支援施策に関する最新状況を掲載した子育てガイドを発行しました。 また、NPO法人さすなメールプロジェクトと協働で、子育て応援メールマガジンの配信を行い、妊娠周期や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報提供を行うことで、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援しました。	子育て応援メールマガジンについて、さらなる登録者数の増加のため、効果的な周知活動を継続して行う必要があります。	A	—	現状維持	情報提供方法として十分な効果があるため、継続して実施していきます。
	010	子育て支援ホームヘルパー派遣事業	子育て支援計画	生後すぐから満1歳未満の乳児の育児を行っている保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図り、すべての家庭が安心して子育てができるようにします。	生後から満1歳未満の乳児の保護者が、病気や通院、育児の疲れによるリフレッシュ等により保育ができないときにホームヘルパー(ベビーシッター)を派遣します。	継続してベビーシッターの派遣を行うとともに、多様化する子育てニーズに対応するため、子育て支援ホームヘルパー派遣事業を拡充した子育て訪問支援券事業の検討を行いました。	平成26年3月、ベビーシッターに預けた児童が死亡した痛ましい事件が発生するなど、より一層安心・安全なシッターサービスを利用できる環境の整備が必要です。	C	—	拡充	子育て支援ホームヘルパー派遣事業を拡充した子育て訪問支援券事業を実施します。
	011	一時保育事業		育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要や保護者の緊急の事由(疾病、出産等)により、保育に欠ける状態になった児童の一時保育等、子育てに伴う心理的負担の軽減や多様な保育需要への対応を図ります。このことで安心・安全な子育てを促すとともに保護者の社会活動への参加を推進します。	キッズルーム目白台、キッズルームシビックで、満1歳から就学前までの幼児の一時保育を行います。また、緊急一時保育として区立保育園17園で平日の午前7時15分から午後6時15分まで、原則として1か月間を限度に一時保育を実施します。さらに、リフレッシュ時は区立保育園17園で、緊急一時保育の空きがある場合に、月に10回までを限度として一日3時間以上8時間以内で一時保育を実施しています。	多様な保育需要や一時保育ニーズに対応するため、キッズルームシビックの定員を12人から15人に拡大し、保護者の社会活動等への参加を支援しました。さらに、新たなキッズルームの開室準備を進めました。 区立保育園の一時保育については、より多くの方に利用していただけるよう、3園について定員を1人ずつ増やしました。 また、利用希望者への丁寧な説明の実施などにより、利用方法や制度自体への周知も進み、利用者数、利用率ともに増加しており、より多くの方の子育てに伴う心理的負担の軽減、保護者の社会活動への参加の促進に寄与しました。	27年4月に3箇所目の一時保育所となるキッズルームかごまちを開室し、施設の地域バランスの向上を図ったことから、施設全体の利用状況を確認しながら、一時保育ニーズに対応していきます。 区立保育園の一時保育についても、引き続き多様な保育需要への対応を図っていく必要があります。利用者数の増に伴い、事務量も大幅に増加しており、効率的な事務執行に取り組む必要があります。	B	—	現状維持	新たに開設したキッズルームかごまちの周知と運用の安定化を図ります。 また、区立保育園の一時保育管理システムの導入により、予約状況のインターネット公開等を行い、更なる利用率の向上に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	012	乳幼児ショートステイ		保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども(生後7日目から小学校就学前の乳幼児)を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行うことで、子育て支援を推進するとともに児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	社会福祉法人二葉保育園と委託契約を締結し、同法人が運営する二葉乳児院(新宿区南元町4番地)にて、宿泊を伴う一時預かりを行います。	保護者等が出生や疾病等の理由により、自宅で養育することが困難になった児童を、文京区が指定する福祉施設において短期的に養育を行うことで、子育て世帯の支援を行いました。 また、文京総合福祉センター内で実施する新たな子どもショートステイ事業の実施の準備を進めました。 利用実績 延べ利用日数 28日	1日1名の受入体制をとっていますが、緊急かつ一時的な理由での利用としているため、施設の稼働率が低くなっています。	A	—	改善・見直し	文京総合福祉センター内で実施する新たな子どもショートステイ事業について、利用状況を確認しながら、より有効に施設を活用できるよう検討を行います。
	013	地域子育てステーションの充実		保育園のノウハウを生かし、子育てに関する相談や情報提供を行うことにより、子育て世帯が抱える悩みや不安・ストレスの軽減を図り、また、参加者親子同志が交流することで楽しみ、出産や育児に自信や喜びを実感してもらうようにします。	区立保育園18園で、各保育園が独自のメニューを設定して、子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施します。	平成25年度の2,890人から平成26年度は2,908人と微増です。保育園見学や、保育園の行事に参加するプログラム等で区立保育園について知って体験してもらいとともに、参加者は参加時に子育て相談や情報提供により保育園の子育てノウハウを得ることができています。	利用人数は園によってばらつきが目立つため、今後はどの園でも魅力あるプログラムを検討し、利用者増に向けて事業のPRを行っていきます。また、園で感染症が流行るとどうしても参加人数が減少してしまうのが課題です。	C	—	現状維持	参加者のニーズを把握し、魅力あるプログラムを検討していきます。
	014	妊婦健康診査	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	妊婦の妊娠中の健康管理に努め、安全な出産を確保します。	妊娠届出をした妊婦に都内の委託医療機関で受診出来る妊婦健診14回分と経腹超音波検査1回分の受診票及び区内の委託医療機関で受診出来る歯周疾患検診の受診票を交付します。里帰り出産等による都外医療機関や、助産所での妊婦健診受診分については、償還払いで費用を助成します。	妊娠届出数の増加により、妊婦健診、超音波検診、歯周疾患検診の受診人数が順調に伸びています。特に妊婦健診、超音波検診が大きく伸びています。	妊婦健診、超音波検診に比べ歯周疾患検診の受診者数はあまり伸びていないため、受診勧奨に努める必要があります。	B	—	拡充	保健サービスセンターと連携し、妊婦の妊娠中における健康管理に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	015	特定不妊治療への支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	健康保険が適用されず、一度に多額の費用が必要となる特定不妊治療を受ける区民に対し、経済的負担の軽減を図ることにより、次世代育成を支援します。	特定不妊治療を受ける区民に対し、当該不妊治療に係る医療費の一部を助成します。また、金融機関による融資をあっせんするとともに、当該金融機関に係る利子の補給を行います。	特定不妊治療費助成制度の周知が進み、認定件数が大幅に伸びています。	特定不妊治療費融資あっせん制度の認定件数が伸び悩んでおり、引き続き周知に努めていきます。	B	—	現状維持	特定不妊治療費助成制度及び融資あっせん制度の周知を進めることで申請件数の増加に努め、次世代育成を支援します。
	016	母親・両親学級の実施	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画、保健医療計画)、男女平等参画推進計画	妊婦及びその夫を対象に、妊娠、出産、子育てについての知識を学習し、不安の解消や地域での仲間づくりを目的としています。	臨床心理士、歯科医師、助産師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による講義及び実習を実施します。	育児について具体的なイメージができ、不安の解消につながるように、体験実習中心のプログラムを行いました。また、就労等で平日の母親学級に参加できない初妊婦を対象に、1回制の母親学級ショートコースを4回実施しました。 延受講者数 母親学級 1,271人 両親学級 533組	受講希望者数の増加に応じて、適切な運営方法や規模に調整する必要があります。 今後も参加者のニーズを取り入れながら適宜実施方法や内容の見直しを図る必要があります。	A	—	拡充	就業している妊婦向けの土曜母親学級ショートコースを継続するとともに、両親学級(土曜開催分)を委託して行います。
	017	ぶんきょうハッピーベイベープロジェクト		少子化対策の一環として、子どもを望むすべての人が子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産の正しい知識の普及と妊娠・出産等に関する正確な情報を提供していきます。	関係者・団体等で「ぶんきょうハッピーベイベー応援団」を設置し、会議を開催し、情報提供をするほか、保健師等による妊娠・出産・不妊等の相談、健康な体づくりに関する啓発事業を行います。	妊娠・出産等の正しい知識の啓発に関し、関係者・団体等の「ぶんきょうハッピーベイベー応援団」を設置し、民間事業者等からの多様な意見を聴取しました。具体的な取組みとして、「ハッピーベイベー健康相談」「20～45歳の区民に対する結婚・妊娠・出産・育児に関する意識調査」「妊娠・出産等に関する啓発用冊子(成人用・中学生用)の作成・配布」の他、研修「ハッピーベイベーフェスタ」を実施し、区民等に周知啓発を行いました。	昨年度に引き続き「ぶんきょうハッピーベイベー応援団」からの意見を聴取しつつ、東京都地域少子化強化交付金を申請して周知啓発事業を行い、妊娠・出産の正しい知識の普及と正確な情報を提供していきます。	A	—	現状維持	妊娠・出産について、正しい知識と情報を提供し、少子化対策の一助としていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・ 教育	018	育成室への障害 児受入れ		保護者の就労や病気等のため 保育の必要な小学校1年生から 3年生までの児童に対して、指 導員のもと遊びと生活を通して、 健全な育成と保護をはかります。 配慮を要する児童については必 要に応じて6年生まで学年延長 を行います。	障害児保育補助の非常勤職員 を配置し、受入れ環境を整えま す。指導員のための研修等を定 期的に確保し、保育の質の向上 を図ります。教育センター臨床心 理士等による育成室障害児巡回 指導を受け、策定したサポート プラン(個別指導計画)に基づき、 充実した保育を実施します。	昨年同様、育成室における障害 児の受入れと、保育補助の非常 勤職員の配置を行うと共に、教 育センター臨床心理士等による 育成室障害児巡回指導を受け サポートプランの作成・実施をし たほか、年2回の障害児保育の 研修を行っています。	育成室障害児保育の利用申請 数が増加していることや症状の 多様性、また地域によって申請 数の差異が生じていることから、 申請先地域のほか近隣の育成 室も含めて、状況に応じた対応 を検討していく必要があります。	A	—	現状維持	非常勤職員の配置、個別指 導計画の作成・実施を行い、 保育の充実に努めます。
	019	児童館等耐震補 強工事等	子育て支援計画・ 耐震化整備プロ グラム	児童館等耐震補強工事の実施 により、利用児童及び保護者が 安全で安心して利用できる施設 を目指すとともに、利便性を高 めて子育てサービスの向上を図 ります。	文京区が所有する公共建築物 の耐震化整備プログラムに沿っ て、優先順位の高い施設から耐 震補強を実施します。耐震補強 工事に併せ、内装改修及び設 備整備を行うとともに、育成室の 面積拡大などレイアウト等の見 直しを行います。	向丘育成室の耐震補強その他 改修工事を実施するにあたり、 実地設計を行いました。また、保 護者説明会を行い、工事の概要 と工事期間中の仮育成室の運営 について説明しました。	耐震補強工事に併せ、内装改 修により育成室の面積拡大を行 うとともに、児童にとってより安 かつ快適な生活の場となるよう、 児童や保護者からの要望を把握 し、意見を取り入れていく必要が あります。			現状維持	向丘育成室の耐震補強工事 を実施します。
	020	区立保育園の安 心・安全確保	子育て支援計画・ 耐震化整備プロ グラム	耐震診断により補強工事が必要 となった施設について、児童及 び保護者に対して安全で安心な 保育を提供できる施設として整 備するとともに、利便性及び保育 環境の向上とともにサービスの 向上を図ります。	工事期間中に保育等を実施する 仮園舎を設置してから、本園舎 の耐震補強工事を行います。	さしがや保育園の耐震補強工事 を実施し、耐震機能を確保する とともに、園舎を全面的に改修し て、保育環境を向上させました。	27年度は向丘保育園の耐震化 工事を行います。さしがや保育 園が使用した礫川公園内の仮園 舎を引き続き使用し、耐震化工 事期間中は保育を行っていきま す。この工事により耐震化が必 要な園舎はすべて工事が終了し ますが、老朽化の著しい園舎に ついては、保育環境整備のため の改修工事を検討していく必要 があります。	A	—	現状維持	平成27年度までに耐震化を 完了します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	021	私立認可保育所の整備拡充	子ども・子育て支援事業計画	就学前児童の保育ニーズにこたえるため、認可保育園(私立)の整備により保育サービス事業量の拡充を図り、保育所入所待機児童の解消を目指します。また、開園後においては、質の高い保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実を図ります。	子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量に基づき、待機児童数の動向を見極めながら、認可保育園(私立)を整備します。また、開設後に保育内容の充実を図るための事業経費の補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行います。	平成26年7月に「ポピンズナーサリースクール千駄木」(定員49人)、27年4月に「東京こども保育園」(定員35人)、「日生湯島保育園ひびき」(定員60人)、「にじのいるか保育園小石川」(定員63人)、「テンドーラビング保育園茗荷谷」(定員38人)、「ハッピーママ茗荷谷」(定員90人)、「ちゃいれつく新大塚駅前保育園」(定員50人)、「同仁美登里保育園」(定員35人)、「本駒込プチ・クレイシュ」(定員60人)、「保育所まゐ東大前園」(定員26人)を開設し、合計506人の保育定員の拡充を図りました。	待機児童が引き続き発生している状況を踏まえ、待機児童解消に向け、スピード感を持って、需要が高い地域を中心に認可保育所の開設を進めていく必要があります。	A	—	拡充	今後も子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量に基づき保育園を開設致します。
	022	保育園障害児保育		心身の発達の遅れなどにより保育にあたって特別な配慮を要する児童に対して、健やかな発達を促進することにより、児童福祉の向上を図ります。	個別支援計画を作成し、家庭や教育センターと連携を図りながら子どもの健全な成長を図るとともに配慮を要する児童に対して非常勤職員を配置し、安全な集団保育を実施します。	引き続き、個別指導計画に基づききめ細かい保育を行うとともに、必要に応じ、人員配置をすることで、児童の安全を確保し、健やかな発達の促進に寄与します。	限りある予算の中で、必要な支援体制を構築するため、各園の状況を把握し、適切に対応していくことが重要です。	A	—	現状維持	これまで同様に、一人ひとりの発達に合わせた保育を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	023	区立幼稚園の預かり保育	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、文京区教育振興基本計画	就労している保護者への子育て支援と、区立幼稚園における保育内容の充実を図ることを目的としています。	区立幼稚園全園(10園)において、月～金曜日は教育課程終了後から午後6時まで(除:祝休日及び園休業日)、長期休業中(夏休み等)は月～金曜日の午前9時から午後6時まで(除:祝休日及び年末年始)預かり保育を実施します。 登録利用:月を単位とした預かり保育(利用には就労、自営、介護、療養等の条件あり) 一時利用:日を単位とした預かり保育	平成26年度から複数の園で実施定員を35人増やしたことにより、月を単位とした登録利用数の増加となりました。また、実施時間を午後6時まで延長しましたが、幼児の体調に合わせた保育に注意を払い実施しています。これらの計画を着実に展開した結果、登録利用、一時利用ともに前年度実績を上回り、ほぼ計画通りの利用となりました。	共働き世帯が増えてきており、早朝や長期休業中の預かり保育のニーズが多いことから、早朝及び長期休業中の預かり保育の拡充を検討する必要があります。	C	—	改善・見直し	早朝及び長期休業中の預かり保育の拡充を行います。
	024	育成室の整備拡充	子育て支援計画	保護者の就労状況等と児童を取り巻く環境の変化により、増加傾向にある待機児童の解消を図ります。また、児童に生活の場を提供し、援助並びに指導をすることで、その健全な育成を図ります。	定員を上回る児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、子育て支援計画により、新たな育成室の整備拡充を図ります。 職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成します。また、各育成室間での情報を共有化しスムーズな運営を行います。	27年度4月当初から、小日向台町第二育成室、駕籠町小学校育成室、柳町第三育成室を開室し、久堅地区及び千石地区、柳町地区の待機児童解消に努めました。また、本郷地区の待機児童受け入れのため、本郷第三育成室を緊急設置しました。	新設する場所の確保及び地域制の変更や転室が必要な児童の対応等、新設に伴う調整が必要です。	A	—	拡充	平成31年度までに新たに5室開設する予定です。
	025	多様な保育サービス事業の実施		0～2歳の保育需要が非常に高い現状を鑑み、家庭的保育事業に加え、低年齢児を対象とした家庭的な保育サービスを拡充し、多様な保育サービスを提供します。	複数の家庭的保育者が協力しながら保育を行うグループ型の小規模保育事業を実施します。開設後も保育の質を確保するため、再任用保育士による巡回相談を行うとともに、保育サービスの安定的な提供を図るため、運営費等を助成します。	25年度中に、プロポーザルによる事業者選定を行い、根津保育園との連携を行いながらグループ型小規模保育事業を実施しました。	27年度から開始された子ども・子育て支援新制度を踏まえ、今後のグループ型小規模保育事業の位置付けについて検討を進めていきます。	A	—	現状維持	今後もサービス内容を維持しながら、区民への周知を図ることにより、定員の充足を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	026	認可外保育施設の認可化移行支援事業		保育サービスの安定的な提供と量的拡充を図るため、認可施設への移行を希望する認可外施設に対し、認可基準を満たすために必要な改修費等の支援を行います。	認可化の意向調査を実施し、認可化を希望する施設ごとに移行計画を策定します。また、移行に係る経費の助成及び保育士資格を保持しない保育従事者への資格取得を支援します。	平成27年4月に「ピノキオ茗荷谷」(定員24人)、「ちゃいれつく新大塚駅前保育園」(定員50人)、「同仁美登里保育園」(定員30人)、「本駒込ブチ・クレイジュ」(定員60人)、「保育所まあむ東大前園」(定員26人)を認可へ移行させました。	区内では認証保育園が残り3園のため、事業者の意向や保護者の意見を踏まえながら慎重に移行支援を行います。	A	—	現状維持	26年4月1日時点で認証保育所は8園だったが、27年4月1日で5園が認可保育園へ移行した。今後は事業者の意向や保護者の意見を踏まえ検討を行う。
	027	区立幼稚園の認定こども園化	子育て支援計画	子ども・子育て支援新制度施行を見据え、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を検討します。	文京区の子ども・子育て会議の検討状況を踏まえ、関係者と調整・協議を行い、認定こども園への移行のための環境整備を行っていきます。	区立幼稚園からの認定こども園の移行は、調理室等の整備が前提となり、現状の保育室又は園庭を削る等の対応が必要となります。そのため、施設整備面の課題について、各園の状況の確認を行いました。	調理室等の確保に向けた施設整備等について、各園の状況を踏まえ、引き続き検討する必要があります。また、文京区版幼児教育・保育カリキュラムの策定や預かり保育の拡充といった施策の状況なども踏まえ、多角的に検討を進める必要があります。	—	B	現状維持	区立幼稚園の施設の状況や定員拡充との関係性を総合的に勘案するとともに、区民の幼児教育に対する強いニーズと就労支援を一体的に実施できるような施策を推進します。
	028	病児・病後児保育事業	子育て支援計画	病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	保坂こどもクリニックが運営する「保坂病児保育ルーム」及び順天堂が運営する「順天堂病後児ルーム『みつばち』」の2施設において、病児・病後児を預かり保育を行います。	2つの施設で、病児・病後児保育事業を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、ベビーシッターの訪問による病児・病後児保育サービスを利用した際の保育料を助成する事業の準備を進めました。	利用予約により、定員が満員になりますが、保護者の勤務予定や子どもの体調等の変化により、直前のキャンセルが多数あるため、施設の稼働率は7割程度にとどまっており、結果的に空きが出る状況になっています。	B	—	現状維持	新たに実施する訪問型病児・病後児保育利用料助成制度の広報を行い、新規事業の周知を図ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	029	放課後全児童向け事業	子育て支援計画	学校の放課後や休業日に校庭や図書室などを開放し、保護者及び地域の大人の見守りにより安心して子どもが自由に活動(遊びや学び)ができる、小学生を対象とした放課後の居場所を提供します。	小学校において、授業終了後に児童がランドセルのまま指定の場所で受付をし、(学校休業日は自宅等からの参加となる。)その後事業受託団体(運営委員会)スタッフ見守りの下、校庭や図書室で自由な活動を行います。	林町小学校、駕籠町小学校、明化小学校において事業を実施しました。平成26年度は実施日数484日、延参加児童数20,538人となっています。	平成27年4月から、事業者を運営委員会のメンバーとする運営体制の実施校として小日向台町小学校で事業を開始しました。今後、当該モデルによる実施校を拡大していくためには、学校側との空き教室及び活用可能教室の使用に係る調整及び協力が不可欠であるとともに、限られた予算内での運営委員会参加事業者、スタッフ等の受託事業者の確保が課題となります。	A	—	拡充	平成27年度より新たに小日向台町小学校において事業運営を開始しました。今後、子育て支援計画に基づき、順次実施校を拡大してまいります。
	030	民間学童保育事業(都型学童クラブ補助)	子育て支援計画	保護者の就労形態の多様化や長時間就労、家族の介護等の理由により既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入等の保育ニーズが生じています。民間事業者を誘致し、放課後児童健全育成事業(民間学童クラブ)を開設することで様々な保育ニーズに応えるとともに児童の健全な育成に資することを目的とします。	区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助します。あわせて、東京都へ都型学童クラブ事業補助金等を申請します。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定に伴い、誘致する事業者の基準等の見直しが必要となるため、26年度は新規事業者の誘致は行いませんでした。	民間事業者に対し、設備及び運営の基準について周知し、運営経費の一部補助等、開室に向けて調整や交渉が必要です。	—	C	現状維持	施設整備に要する経費の一部を補助します。
	031	母子家庭等自立支援事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	児童扶養手当受給水準にある母子家庭の母および父子家庭の父で、知識・技能を習得するための講座を受講している人を対象に、給付金を支給することで経済的な自立を図ります。	事前に相談を受け、就職や転職に有利な知識・技能の習得を希望する人からの申請に基づき、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費及び受講修了後の修一時金を支給します。	自立支援教育訓練給付金については、給付金支給前に自分で受講料を支払わなければならないこと、受講料の2割までしか給付されないため支給者が1名でした。高等職業訓練給付金を受給して26年度に終了した人は2名で、看護師と歯科衛生士の資格を習得しました。資格を取得したことにより、収入が増加しました。	実績が減っているため、さらに周知の方法を検討します。訓練促進給付金の給付期間が上限12ヶ月であるため、2年間の修学時の生活費が不安で申請しない人もいます。	C	—	現状維持	ホームページやチラシの個別配布等により事業の周知を図り、母子家庭および父子家庭の自立のために適切な支援を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	032	いのちの教育の推進	文京区教育振興基本計画	様々な体験活動や学習において、「いのち」について考える機会を提供し、「いのちを大切にす る心」や自尊感情を育む教育の 充実を図ります。	・全小・中学校において「いのち と心の授業」を実施します。 ・全小・中学校において「いのち と心のアサーションプログラム」を 実践します。 ・全幼稚園において移動動物園 を実施します。	・平成27年度の各学校の年間 計画にアサーションプログラムを 活用した取組を位置付けるよう 指導しました。また、「いのちと心 の授業」は、各学校のニーズに 合わせた外部講師を招聘し、 様々な角度から命の大切さを啓 発することができました。「いのち と人権を考える月間」も5月と12 月の開催を継続し、各学校への 啓発を続けてまいります。	・児童・生徒の生命にかかわる重 大な事故防止に向けて、教職員 に対する研修を継続するととも に、校内研修の更なる充実を 図っていく必要があります。幼稚 園で作成を始めた人権教育の 全体計画を生かして、就学前か らの継続したいのちの教育を推 進していく必要があります。	A	—	現状維持	・「いのちと心のアサーション プログラム」の実施状況を調 査により把握し、充実を図っ ていきます。
	033	心の教育の推進	文京区教育振興基本計画	家庭や地域社会との連携を図 りながら、社会の一員としての規 範意識、倫理観やすべての人へ の思いやりの心、生命を尊重し 自然を慈しむ心をもつ子どもを 育てる取組を進めます。	・全小・中学校において「道徳授 業地区公開講座」を実施しま す。 ・各学校の取組をまとめた啓発 誌「かがやく心」を発行します。	・全小・中学校において「道徳授 業地区公開講座」を実施しま した。各学校からの要請に基づ き、指導主事を派遣し、保護者・ 区民を対象とした講演を実施す ることにより、心の教育の大切さ を説明しました。啓発誌「かがや く心」は、生命尊重と人権教育を 中心テーマとし、各学校・園の実 践を紹介しました。	・引き続き各学校における「道徳 授業地区公開講座」の実施方法 を工夫し、充実を図っていく必要 があります。また、啓発誌「かが やく心」の内容改善にさらに進め ていきます。	A	—	現状維持	小・中学校、幼稚園の実践と 成果の紹介のために、「道徳 授業地区公開講座」を開催 するとともに、各学校で取り 組んでいる実践を取りまとめ た啓発誌の作成・配布を継 続実施します。
	034	学校図書館の充実	文京区教育振興基本計画、文京区子ども読書活動推進計画	「学校図書館図書標準」充足率 100%の達成に向けて、各校の図 書を計画的に購入するとともに、 区立図書館の人材を活用し、子 供読書環境の整備を図ります。	学校図書館の資料として幅広い 分野をバランスよく収集し、蔵書 を魅力あるものにするるとともに、 区立図書館の人材を活用し、図 書配列や児童・生徒の調べ学習 の支援などを充実し学習支援へ と結びつけていきます。	学校図書館標準100%の達成を 目指し、学校図書館の現状調査 を基に、小学校10校、中学校7 校に図書購入費を増額した結 果、前年度より小学校4校、中学 校2校が新たに学校図書館標準 90%以上を達成し成果を上げて います。 昨年度に引続き小学校9校、中 学校6校の学校図書館へ司書を 派遣し、学校図書館の整備を行 いました。	新刊図書の購入と古い図書の廃 棄を計画的に行い、達成状況が 100%を超えるよう調整するとと もに、児童・生徒が必要として いる図書の充実を図る必要があ ります。 子どもの読書環境の更なる充実 を図るための人的支援の拡充は もとより、図書購入に伴う各学 校の収納スペースの確保も検討し ていく必要があります。	B	—	現状維持	今年度は小学校12校、中学 校7校に図書購入費を増額 します。 平成28年度には学校図書館 図書標準100%を達成しま す。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	035	情報教育事業	文京区教育振興基本計画	コンピュータを利用した情報教育に対する興味や関心を高めると共に、コンピュータ操作のスキルや情報リテラシーの向上を図ります。	小中学生を対象とした「子どもパソコン教室」や保護者向けの「のんびりパソコンルーム」の事業を実施します。	子どもパソコン教室では、延べ363人の参加がありました。前年度に行ったパソコン教室に加えて、中学生向けのプログラム作成教室を開催しました。 また、小学生低学年のパソコンに対する興味や関心を触発する契機にすることができました。 のんびりパソコンルームでは、保護者のパソコン操作のスキルやSNS等の情報リテラシーの向上にも寄与することができました。	小学校から中学生までの幅広い年齢層に応じたパソコンに対する興味や関心を高めるため、参加者の年齢・ニーズの分析を行い、講座内容、開催日時、回数等の検証や見直しを行う必要があります。	B	—	拡充	タブレット端末を利用した新たなメニューの追加、児童・生徒への情報リテラシーの更なる向上を図るための方法を検討していきます。
	036	科学教育事業	文京区教育振興基本計画	自然観察や実験・ものづくりを通じ、子ども一人ひとりの、自然科学に対する豊かな感性や創造性、科学的な見方や考え方を育成します。	「科学教室」、「親子理科教室」、「やってみましょう楽しい実験」の教室を開催するほか、「子ども科学カレッジ」等の事業を通じ、大学連携を一層拡大します。また、移動科学教室や理科の出前授業等、小・中学校を会場とした事業も実施します。	科学教室等では延べ2,055人、うち小学校高学年から中学生対象の子ども科学カレッジでは231人の参加があったほか、出前授業・移動科学教室では延べ1,008人の参加があり、幅広い年齢層に理科・科学の魅力を提供できました。また、理科実技研修会を通じて教員の資質向上を図り、学校現場での理科教育の充実に寄与しました。	5歳から中学生までの幅広い年齢層の科学に対する興味・関心をより一層高めるために、各講座の内容を工夫することや、区内大学等の連携を強め、幅広い分野かつ最先端の科学をさらに取り入れていく必要があります。	B	—	拡充	各講座の募集対象を明確にして受講者により適した講座を開催し、幅広い科学の世界を体験できるように検討していきます。
	037	健康教育推進事業	文京区教育振興基本計画、文京区健康教育推進委員会 検討結果報告	区立小学校の児童を対象に、学校と家庭と地域が連携し、健康増進や疾病予防、一人ひとりの健康課題に応じたきめ細かな健康教育を推進します。	区立小学校の児童が、個に応じた健康への取組を行えるよう、学校医会・学校保健会及び区内大学の協力を得て、健康事業を実施します。	岩井学園帰園児童在籍校を中心に6小学校へ週1回トレーナーを派遣し健康指導を実施。また、児童・保護者対象の健康相談や健康教室を実施しました。いずれの学校でも、児童の体力向上・生活習慣の改善が進み、保護者に対しての意識の変容などの成果が得られました。	本事業のうち健康教室等は、教育指導課の「子どもの体力向上事業」と統合し、「健康・体力増進事業」として教育センターに移管しました。アレルギー疾患及び食育への取り組みは、事業の発展解散後も通常業務に取り込み、常に最新の情報を取り入れながら継続して行っています。	A	—	改善・見直し	健康教室等は、27年度新教育センターへの業務移管により事業終了。ただし他の二点は、本事業の発展解消後も常に最新の情報を取り入れながら継続して行っています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	038	子どもの体力向上推進事業	文京区教育振興基本計画	子どもたちの基礎的な体力・運動能力を向上させるとともに、健康づくり・体力づくりの基本的習慣を身に付ける取組を推進します。	各小学校・園で「体力向上プラン」を作成します。 「体力向上プラン」を実施するに当たり、各小学校・園に「体力向上アドバイザー」を派遣し、指導・助言を行います。	各小学校・園へ体力向上アドバイザーが訪問指導することにより、運動遊びや体育の授業の改善を図ることができました。東京都の体力・運動能力調査結果等を活用して体力向上プランを作成することにより、各校園での体力づくりの取組の充実が図られました。 なお、本事業は、学務課の「健康教育推進事業」と統合し、「健康・体力増進事業」として教育センターに移管しました。	今後は、各学校・園において、体力向上プランに基づいて児童・生徒の健康・体力の増進を効果的に行っていく必要があります。	A	—	拡充	全小中学校・幼稚園でのプランに基づいた指導・助言、健康教育を行い、児童・生徒の健康・体力の増進を図っていきます。
	039	学校防災宿泊体験事業	文京区教育振興基本計画	子どもたちが自らの身を守り、また、周りの人々を助けることができるよう、発達段階に応じた体系的な安全教育を行います。	全小学校で4年生を対象として、また、全中学校で2年生を対象として学校防災宿泊体験を実施します。	・小中学校全校で防災宿泊体験を実施しました。 ・実施した全校で、地域保護者との連携や消防署との連携を図った内容を取り入れて実施し、災害発生時の対応や児童・生徒自身ができることについて考えさせることを通じて、自助・共助の心構を育成することができました。	防災宿泊体験の取組は定着しつつあります。今後は各学校が地域や近隣の消防署との連携など特色を生かした実施内容を展開できるよう検討し、充実を図っていく必要があります。	A	—	現状維持	今後も、災害時の自助・共助の意識を啓発するために事業を継続していきます。
	040	文京ふるさと学習プロジェクトの推進	文京区教育振興基本計画	ふるさと文京を愛する心、感動する心の情勢に取り組むため、「文京ふるさと学習プロジェクト」を推進します。	・文京ふるさと学習プロジェクト委員会を開催します。 ・平成27年度末に副読本を発行します。	4回のふるさと学習副読本編集委員会を開催し、副読本の作成を進めました。平成27年度中の発行に向けて、計画的な準備を進めることができました。	副読本の作成と並行して、小学校の教師用指導書の作成も進めていく必要があります。	A	—	現状維持	平成27年度中の副読本作成に向け、事業を継続していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	041	確かな学力育成事業		<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校において校長の経営方針、指導の重点等を踏まえた指導を行い、学力向上を図ります。35人以上の小学校低学年では複数担任制によるきめ細やかな指導を行います。 区立中学校において、少人数指導やティームティーチングによる指導方法の工夫・改善を推進し、学力向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校に1名非常勤講師を配置し、指導方法工夫・改善を推進するとともに、学校の個別対応が必要な学校に講師を配置します。 各中学校に、指導方法工夫・改善に向けた学校の計画・要望に基づいて非常勤講師を配置します。 	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校全校に対して、校長の経営方針に基づいた指導方法工夫改善のための講師を配置し、計画的な実施を行いました。 学級が直面する課題に対し、その課題解決を支援するために講師を配置し学校経営の支援を行うことができました。 中学校における少人数指導の充実を図り、生徒一人一人に対するきめ細やかな指導の充実を図るため、講師を配置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長の学校経営方針の具現化に向けた学習指導の充実のため、講師の配置による支援を継続していく必要があります。 各学級が直面する緊急性の高い課題の解決を支援するため、学級支援講師の配置についても継続して実施し、効果的な活用を進めていく必要があります。 	A	—	現状維持	学習指導の一層の充実及び学級の教育課題の解決に向け、講師配置を継続実施します。
	042	学習内容定着状況調査活用事業	文京区教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全小・中学校で学習内容定着状況調査を実施します。 調査の結果を踏まえて、全小・中学校で授業改善推進プランを作成し、授業改善を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の分析を活用し、児童・生徒一人一人の学習の状況を把握し、指導場面における個別支援等に活用することができました。また、調査結果を分析し作成した授業改善推進プランについては、保護者会等の場面を活用して説明し、各学校の授業改善の取組に対する理解を求めました。全ての教科において、平均正答率は全国の平均を上回っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の分析に基づいた具体的な授業改善の手立ての工夫については、児童・生徒の実態に合わせて継続して取り組んでいく必要があります。平成27年度については、どの児童・生徒にも「この時間のねらい」を伝え、目的の明確な見通しのある活動を行わせることにより授業改善を進めていきます。 	A	—	現状維持	調査結果を分析し、「授業改善推進プラン」の改訂に反映させ保護者会等で説明し、指導方法工夫・改善、家庭学習の啓発に生かしていきます。
	043	英語力向上推進事業	文京区教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 文京区教育振興基本計画の趣旨の実現に向けて、小学校第1学年から中学校第3学年までの9年間で、外国人英語指導員を活用した授業を、具体的な教材を用い継続的に行うとともに、英語学習意欲及び学力向上を図るために英検受験の機会を保障することにより、基礎・基本の学力を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人英語指導員を区立小学校・中学校全校に派遣します。また、区立中学校においては、生徒自らが学習目標を設定するとともに英語運用力の現状を把握し、かつ卒業後の進路設計に生かせるよう、在学中に実用英語技能検定(英検)5～2級を各学年で1回受験する機会を保障し、中学校3年間で英検3級を取得させることを通して英語学習への意欲を高め、学力向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校において、外国人英語指導員を活用した授業により、児童は、外国の言語や文化について体験的に理解が深まりました。中学校において、外国人英語指導員による実践的な指導が行われ、生徒の英語に対する学習意欲が高まりました。英検受験者には、既に2級以上の取得者があり、85%の達成率ですが、3級取得への受験者は100%の受検率です。 	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育に関する国の動向を踏まえ、外国人英語指導員による英語を通じたコミュニケーションの機会を適切に設定します。また、中学生の学習意欲や目的意識をさらに高め、より高いレベルの英語力を身に付けられるようにしていきます。 	B	—	現状維持	児童・生徒が国際社会を生き抜く上で英語能力は必要となることから、継続して実施してまいります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	044	大学との連携による学習指導補助員配置事業	文京区教育振興基本計画	教育職員以外の人材を学習指導に活用するため、大学との連携により、大学生もしくは大学院生を学習指導補助員として、区立小学校及び中学校に派遣する。教員と協力し、様々な学習支援活動を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図り、可能性を伸ばすとともに、学校の教育力の全体的な向上に努めます。	派遣回数は、文京区教育委員会が、各学校から提出された計画書により、内容を精査するとともに、各学校の少人数学習等の教員配置も考慮し、決定します。	一斉授業の場面における一人一人の児童・生徒への丁寧な支援や、学習内容の習熟に時間がかかる児童・生徒への支援として学習指導補助員を活用した取組により、きめ細やかな指導を行うことができました。	実施計画の作成と年度途中での実施状況の把握により、効果的な予算執行につなげることができました。今後も計画的な実施を継続していく必要があります。	A	—	現状維持	今年度中期に執行状況を確認し指導することにより、計画に基づいた実践を行っていきます。
	045	保・幼・小・中の連携教育の推進	文京区教育振興基本計画	「小1問題」及び「中1ギャップ」の未然防止及び円滑な接続の実現に向け、区立保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携協力を推進し、教育課程の改善と相互交流、相互理解等による教育的効果を総合的に検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを設置し、連携教育カリキュラムの改善等を含む保幼小中連携に関する教育施策の検討を行います。 ・9つの連携推進ブロックにおいて、連携協議会を開催し、各ブロックの現状に応じて教育課程連携、交流活動、情報交換、合同研修等を推進します。 ・保幼小中連携実践発表会を開催し、実践を校園、保護者等に広く周知します。 	3回のプロジェクトを開催することにより、全校園の共通理解が深まり、各校園での取組が定着してきました。幼稚園から小学校へのアプローチカリキュラム、小学校生活のスタートカリキュラムの活用も進み、幼小中の円滑な接続に向けた取組が定着しつつあります。	9つのブロックの編成状況により、連携の密度に違いが見られます。今後は、各ブロックの違いを生かした連携の在り方を研究し、円滑な接続の実現を図っていく必要があります。	A	—	拡充	各校園の取組の課題解決を図るため、学識経験者によるコンサルテーションを受ける機会を全校園で1回ずつ設け、取組の充実を図っていきます。
	046	地域・大学連携教育情報ネットワーク～「文の京」の先生プロジェクト～	文京区教育振興基本計画	区内大学・NPO等の団体と各学校・園の双方向への情報発信や情報共有を推進して緊密な連携を構築することにより、団体への地域連携や研究の場の提供、子どもたちへの豊かな教育環境の提供を図ります。また、教育資料室においては、教育資料の収集・保存をし、学校・教職員に対して教育資料に特化した専門的な情報提供サービスを行います。	区内大学やNPO等と教育委員会を結ぶ窓口として教育センターに「地域・大学連携協働デスク」を設置し、区立小中学校・幼稚園からの相談及び区内大学等からの提案や情報提供を受け、専門的知識や人材等を区立小中学校・幼稚園の教育活動に様々な形で活用します。 新教育センターに教育資料室を整備し、資料検索システムにより迅速な資料の提供を行います。	「地域・大学連携協働デスク」のコーディネートにより、区内大学からの提案による「アカデミック・アドベンチャー(学術体験)」に小学校が3回参加しました。年度当初の小学校校長会で当該大学担当者から直接事業説明する時間を確保し全校に周知しました。新教育センターに教育資料室を整備するとともに、より迅速な資料の提供を行えるよう資料検索システムを整備しました。	区内大学・NPO等の教育資源と各学校・園の双方向への情報発信や情報共有を強化する必要があります。資料検索システムの活用について、各学校・園への周知を工夫する必要があります。	C	—	改善・見直し	各学校・園への情報発信の時期や方法について改善し、活用校を増やします。また、資料検索システムの活用についてマニュアルを作成し周知方法を工夫します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	047	交流及び共同学習支援員配置事業	文京区教育振興基本計画	障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、障害のある子どもとない子どもとの相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育みます。	区立小・中学校の特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常の学級との交流及び共同学習を行う際、学習活動のサポートや介助を行う交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校の学級数及び学級の状況に応じて配置する。	交流及び共同学習支援員が手本となるモデルを示したり、教員の指示を分かりやすく伝えたりすることで、交流及び共同学習の場が増えました。 また、支援員の支援が交流学級に在籍する配慮を要する児童・生徒の支援にもつながり、交流学級の児童・生徒がよいモデルとなる場面も生まれ、特別支援学級の児童・生徒にもよい影響を与えました。	該当児童・生徒の障害特性に応じたスモールステップによる集団参加をさらに図り、該当児童・生徒の社会性や集団参加の力を身に付けさせるとともに、交流及び共同学習の内容を充実させていきます。	A	—	現状維持	特別支援学級設置校10校に支援員を配置し、交流及び共同学習ガイドラインに基づき、通常の学級の子どもたちとの交流及び共同学習を実施します。
	048	特別支援教育担当指導員配置事業	文京区教育振興基本計画	通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の整備は急務です。そのため、すべての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行います。また、指導員は特別な支援を要する児童・生徒に対して支援を行います。	小学校20校、中学校10校に、教員免許をもつ指導員を派遣します。指導員は、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導を行います。また、通常の学級における必要な児童・生徒を抽出し、校内に設置された特別支援教室等での専門的指導や支援を行います。	該当児童・生徒の障害特性に応じたきめ細やかな指導を行うことにより、社会性や集団参加の力が身に付き、該当児童・生徒のスキルアップが図られています。また、個別指導を行うことにより、達成感や自己肯定感を味わうことができています。	個々の障害特性に応じた支援をさらに充実させる必要があります。また、指導員が互いに共通実践する必要もあります。今後、特別支援教育担当指導員等研修会の内容を充実させるとともに、互いに情報交換を行い、共通理解を図れるようにしていきます。	A	—	現状維持	すべての小・中学校に教員免許をもつ指導員1名以上を配置し、適応状態の改善を図るため、児童・生徒に支援を行っていきます。
	049	特別支援教育連携協議会の運営	文京区教育振興基本計画	特別支援にかかわる区の組織及び関係機関の連携・協力体制を構築し、区の区域内に住所を有する乳幼児、児童及び生徒について、障害を早期に把握するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を継続して行います。	区の子育て関連組織及び国・都の特別支援学校長、医師、学識経験者などで構成する「特別支援連携協議会」を設置し、支援の継承や関係機関相互の情報共有を図ります。専門家チームやケース会議等により、特別な支援を必要とする乳幼児・児童・生徒とその保護者に対する支援の効果的な推進を図ります。	「特別支援教育連携協議会」を2回実施しました。平成27年4月の乳幼児発達支援連絡会との統合の方向性や、各事業の運営についての報告と協議を行いました。専門家チームについては、依頼があった幼稚園・小学校・中学校への派遣を行いました。継続した数回の派遣を行い、各機関における具体的な支援の方法を検討し、特別な支援を必要とする子ども達への支援の充実が効果がありました。	乳幼児発達支援連絡会と一元化するため、連携する関係機関、開催回数や委員の選定を見直す必要があります。	B	—	拡充	平成27年4月に「乳幼児発達支援連絡会」の移管により、「特別支援連携協議会」として再編し、一人ひとりのニーズに応じた乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	050	教職員研修	文京区教育振興基本計画	教員の資質及び指導力の向上を図ります。	教育アドバイザーによる若手教員への指導助言、授業研究、職層に応じた研修、重点的な教育課題による選択課題研修を充実させるとともに、講義や演習、グループ協議、授業研究を重視し、より深い知識を得て指導力を身に付けることができるようにします。 教員研修担当の教育センター統括指導主事及び専門指導員が教育指導課と連携して運営及び推進に当たります。	若手教員への教育アドバイザー派遣を222回実施しました。派遣回数や指導内容等、所属長の要請に応じて柔軟に対応することができました。センター研修では、講義や演習、グループ協議等、受講生の理解がより深まる研修形態を工夫するとともに、区内大学と連携して講師を招聘する等、研修内容を充実させることができました。	学校間での情報交流や実践的な講義・演習内容等、受講生の要望を受けながらより効果的な研修形態・研修内容にしていく必要があります。	B	—	拡充	学校や教員への過度な負担にならないような効果的な実施内容・回数・時期について検討していきます。
	051	総合教育相談事業	文京区教育振興基本計画	学校や保護者、子ども本人に対し多角的な支援を行うことにより、いじめや不登校、家庭内暴力、児童虐待、集団不応答等の課題、さらには、発達・教育・生活上の悩み等について、予防・発見・解消を図ります。	教育相談室での面接相談や個別支援をはじめ、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や適応指導教室等を教育相談コーディネーターが統括し、子ども、保護者、学校等に対する多角的な支援を実施します。	スクールカウンセラーが、小学校5年生と中学校1年生の全員面接等を通じて、相談しやすい雰囲気作りを行うことで、学校内によるいじめ、不登校等への予防的な関わりを行いました。不登校児童・生徒については、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員、教育相談による直接的な支援により、別室登校やふれあい学級通級など、解消に向けた変化につなげることができました。特別支援については、巡回相談や専門家派遣により、学校内での効果的な支援方法の充実を達成できました。 また、平成27年度に、福祉センターで行っていた子どもの発達相談との一元化を行い、総合相談室を開設しました。	総合相談事業への移行により、対象が乳幼児期から学齢期までと広がったことでの情報共有や、より多くの関係機関との関わりが必要であることなど、より円滑かつ適切な事業運営が求められています。 児童・生徒や保護者などの利用者への相談支援や学校支援を適切に行うための体制やシステムの構築が必要です。	C	—	拡充	スクールソーシャルワーカーの増員により、学校との連携を強化し、児童・生徒の問題行動への幅広い取り組みを行います。総合相談の支援の拡充に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	052	「生きる力」実現・学校力パワーアップ事業	文京区教育振興基本計画	<p>校園長の学校経営方針に沿った予算計画・執行することにより、各学校園が対応すべき課題に対応した教育活動を効果的に推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園評価に基づき、喫緊の各学校園の教育課題を解決するための教育活動を展開します。 ・全校園において、学校評価の際に本事業の評価を実施します。 	<p>各学校園の課題に応じて予算計画・執行を行うことにより、柔軟な教育活動を展開することができました。各学校園の課題に合わせ、ゲストティーチャーを数多く招聘した魅力ある授業づくり、学生ボランティアを活用した児童・生徒への支援の充実、ICT機器や書籍の購入による教育環境の改善など、課題解決へ向けた支援を展開することができました。</p>	<p>予算編成時期に想定していた課題と実際に予算を執行する際の課題にずれが生じることがあり、計画的な教育活動を支援するために、緊急度や重要度の高い課題を精査し精度を高めていく必要があります。</p>	A	—	現状維持	<p>各学校の課題に応じて、各学校が計画的に予算を編成し実行することにより、教育活動の充実につなげていきます。</p>
	053	学校支援地域本部事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画)、文京区教育振興基本計画	<p>地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部を設置します。</p>	<p>設置校の活動状況を未設置校に情報提供すると共に、学校支援に対する実際の要望を把握し、調整を図ることで、学校支援地域本部の充実を図ります。</p>	<p>26年度は、小学校14校、中学校3校において学校支援地域本部による活動が行われ、従来に引き続き、学習支援、環境整備、行事における警備など多岐にわたる支援を行いました。27年度に新規に開設予定の3校について、担当校の青少年委員が準備段階から参画し、新年度向け円滑な運営できるよう尽力いただきました。</p>	<p>未設置校(小学校4校、中学校6校)について、どのような支援を求めているか、実情を把握しながら、今後の学校支援地域本部事業のあり方を考えていきます。</p>	A	—	拡充	<p>27年度4月に小学校2校、中学校1校が新規に設置され、現在、小学校16校、中学校4校の計20校に設置されました。今後の方針として、未設置校10校の意向を聞きながら、方向性を検討していきます。</p>
	054	青少年委員による学校支援活動等の推進	文京区教育振興基本計画	<p>学校ごとに選出された青少年委員に、学校と地域のパイプ役となり学校支援を中心とした活動を行ってもらうことで、地域で学校教育を支えていく体制を推進します。</p>	<p>教育委員会では、学校支援地域本部設置校の拡充を目指しながら、地域での学校支援の在り方を検討しています。青少年委員の所管が26年度から教育委員会に移ったことを機に、青少年委員には、学校支援地域本部の立ち上げや運営協力など、学校ニーズを踏まえた学校支援を行っていただきます。</p>	<p>27年6月現在、担当校における学校支援地域本部の立ち上げや運営にご協力いただいている青少年委員は16人(移管前は9人)にも及ぶ。一方、学校支援地域本部以外にも、中学生サミット、クリーンウォークなどの横断的な事業を推進することで、子どもたちの健やかな育ちを見守り、側面的に学校を支援しています。</p>	<p>学校のニーズに合った支援体制を地域力の中で構築していくうえで、青少年委員の協力をどのように仰いでいくか、また、そのスキルを効果的に生かすためにはどうしたらよいか、その方策を検討しています。</p>	—	B	現状維持	<p>学校支援地域本部への協力など、青少年委員の経験や豊富なネットワークによる支援を得ながら、学校支援体制の充実・拡大を図っていきます。</p>

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	055	学校運営協議会 (コミュニティ・ス クール)の運営	文京区教育振興 基本計画	学校運営に関する校長の権限 と責任の下、地域・保護者等も一 定の権限と責任をもって学校運 営への参画を進めるため、学校 運営協議会(コミュニティ・ス クール)を設置し、運営すること により、開かれた学校づくりをさら に進めます。	地域住民・保護者・校長等を委 員とする学校運営協議会を設 置し、学校運営の基本的事項の承 認、学校運営に対する意見、支 援などの協議を行います。	学校運営協議会の取組を広く 周知するために、12月に実践報 告会を開催しました。 また、学校便り等により学校運 営協議会の取組を発信し、周知 を図りました。 さらに、学校運営協議会での 協議を踏まえ、コミュニティス クール教員公募を実施しました。 本郷小学校に対して、新規に コミュニティスクールの指定を行 いました。	新たにコミュニティスクール指 定された本郷小学校の取組が円 滑に進むよう支援をしていく必要 があります。 また、これまで取り組んできた 誠之小学校、音羽中学校の取 組がさらに充実するよう、教育委 員会としても積極的に参加し必 要な情報を提供していく必要が あります。	A	—	拡充	小学校2校、中学校1校にお いて、年間10回以上の学校 運営協議会を開催してまいり ます。
	056	老朽校舎の改築	文京区立小・中 学校将来ビジョ ン、文京区教育振 興基本計画	築後80年以上が経過する誠之 小学校及び明化小学校の改築 に当たり、基本構想を策定し、設 計後改築工事に着手します。	学校の将来像となる基本構想 を学校・地域住民・PTA等の参 画により策定後、プロポーザル 等を活用した基本設計・実施設 計を行い、改築工事に着手しま す。	誠之小学校については、学校・ 地域住民・PTA等の参画による 改築基本構想検討委員会にお いて、全会一致により報告書の 取りまとめを行いました。 また、明化小学校については、 校舎の耐力度調査を実施すると ともに、改築基本構想検討委員 会を設置し、明化小学校改築事 業について、検討を行っています。	誠之小学校については、設計者 の選定プロポーザルを経て、基 本設計・実施設計に着手するこ とになりますが、学校要望や住 民要望などを関係機関との意見 調整の結果、どのように設計に 反映させるかが課題となります。 明化小学校については、改築基 本構想検討委員会において、丁 寧な議論を進めた上で、報告書 を取りまとめることが課題となっ ています。また、基本設計・実施設 計については、学校要望や住民 要望などを関係機関との意見調 整の結果、どのように設計に反 映させるかが課題となります。	A	—	拡充	基本構想を踏まえ、プロポー ザルで設計会社を選定しま す。設計後、改築工事に着 手します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	057	第六中学校改築	文京区立小・中学校将来ビジョン、文京区立第六中学校改築基本構想	「区有施設中長期改修計画」において耐震ランクがCである校舎の全面改築を行い、生徒の安全を確保し、良好な教育環境を提供します。また、向丘地域活動センター及びアカデミー向丘についても老朽化等により改築が必要のため、同校舎と併設し改築を行うことにより、施設の有効活用を図ります。	平成25年10月に、旧校舎東側部分に地上7階地下1階の校舎及び体育館等の1期工事が竣工し、同年11月より、新校舎での授業が開始されています。26年度は、2期工事として旧校舎西側部分及び旧体育館部分に一部校舎を含む区民施設とグラウンドの整備を行います。	第六中学校改築工事については、平成26年12月26日には運動場工事が、平成27年2月27日にはⅡ期工事がそれぞれ竣工し、引渡しを受け、共用を開始しました。	第六中学校改築工事は、予定通り竣工を迎えることができました。引き続き、生徒の学習環境の向上に努めるとともに、施設使用者が快適に学校を利用できるように適切な維持管理を図っていきます。	A	—	終了確定	
	058	外壁・サッシ改修	文京区教育振興基本計画	小中学校の児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	老朽化している外壁・サッシの改修を行います。改修工事は主に夏期休暇期間に行うため、1校の改修完了には複数年にわたる工事が必要です。	林町小学校、第十中学校(Ⅱ期)の外壁・サッシを改修しました。	工事期間中、騒音等が発生するため、児童・生徒や近隣住民への説明を行い、負担の軽減を行う必要があります。 また、一定期間一部の教室で空調機器が使用できなくなるため、学校運営にできる限り配慮し、工事を行う必要があります。	A	—	現状維持	平成27年度は、青柳幼稚園及び第九中学校(Ⅰ期)の外壁・サッシを改修します。平成28年度以降も、老朽化している外壁・サッシの改修を計画的に実施する予定です。
	059	給食室の整備	文京区教育振興基本計画	老朽化した給食室を改修し、より安全な給食を提供することを目的とします。	学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステム施設に改修します。	駕籠町小学校をドライシステムの給食室に改修し、より安全な給食を提供できる施設となりました。湯島小学校の給食室改修工事の実施設計を行いました。	衛生管理基準を遵守した施設を整備するために、継続的、計画的な改修、設備工事が必要です。28年度は茗台中学校、29年度は柳町小学校、30年度は昭和小学校と、緊急度の高い給食室から工事を計画していきます。	A	—	現状維持	27年度1学期終了後から湯島小学校を改修予定です。27年度に茗台中学校改修工事の設計委託を行い、28年度に改修する予定です。
	060	小・中学校特別教室の冷房化	文京区教育振興基本計画	小・中学校の全ての特別教室の冷房化を完了させます。	小学校16校・中学校7校の特別教室に、コストやメンテナンス面を考慮し、リース方式による空調機を設置します。	礒川小学校外15校の特別教室に空調機を設置しました。	夏期休暇前に設置できるよう、工事方法及び工程を工夫する必要があります。	A	—	終了確定	今年度は中学校特別教室の空調機を室外機スペース、省エネ推進等を考慮し、氷蓄熱・ヒートポンプ式を設置場所に合わせ検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	061	校庭・園庭の整備	文京区教育振興基本計画	幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒・教職員に、安全で良好な教育環境を提供します。	全天候型舗装の校(園)庭を採用している幼稚園・学校のうち、舗装が老朽化している幼稚園、小・中学校について、整備を行います。	明化小学校の校庭舗装を改修し、教育環境を向上させることができました。	運動中の事故を防ぐため、園児・児童・生徒が運動する校庭の舗装面を良好な状態に保つことが求められており、計画的に整備する必要があります。 また、工事整備の際、ボール等が近隣の敷地に入らないよう、防球ネットの改修も併せて検討していく必要があります。 さらに、工事期間中、校(園)庭が一定期間使用できなくなるので、それを考慮した学校運営を行っていく必要があります。	A	—	現状維持	平成27年度は、第八中学校の校庭整備及び湯島小学校の実施設計を行います。平成28年度以降も舗装が老朽化した校(園)庭を整備する予定です。
	062	学校施設の快適性向上	文京区教育振興基本計画	築30年以上が経過している小・中学校について、快適な教育環境とするため、内装等の改修を実施します。	普通教室・廊下・階段の内装改修及び水回り等の改修などを実施します。	学校施設の快適性向上事業対象校のヒアリングを実施しました。また、ヒアリングで出た学校からの意見・ニーズを踏まえ、第一中学校、第八中学校、文林中学校及び本郷台中学校の実施設計を行いました。	学校からの意見・ニーズを踏まえた上で児童・生徒の安全性を第一優先に学校施設の快適性向上事業対象校18校の実施設計・工事を進めています。	—	A	現状維持	今年度、第一中学校、文林中学校及び本郷台中学校の工事を行います。また、指ヶ谷小学校、林町小学校、青柳小学校、大塚小学校、根津小学校、駕籠町小学校及び第十中学校の実施設計を行います。
	063	教育情報ネットワーク環境整備の充実	文京区教育振興基本計画	児童・生徒に対する普通教室のICTを拡充し、より学習効果の得られる環境を構築します。幼稚園について、園内はもとより園間の情報共有促進を図ります。児童・生徒のICT環境を拡充し、ICT学習の習熟をより高める整備について検証します。教員におけるICT機器をより活用できる能力の育成を支援します。	電子黒板の設置を普通教室等へ設置します。幼稚園のコンピューターを学校間LAN参加させ、園間をネットワークにて接続します。普通教室用(小・中)各1校、特別支援学級(小・中)各1級にタブレット型端末の試行整備を行います。小・中学校に1月に1日ICT支援員の配置し、ICT機器の利用を促進させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校8校(第六中・音羽中を除く)の電子黒板設置のための調査を実施しました。 ・幼稚園のネットワークを学校間LANへ接続し、センターサーバーの電子情報資産の利活用の促進を図りました。 ・パイロット校4校へタブレット型端末を総数で330台整備しました。 ・小・中学校に、ICT支援員を配置し、ICT機器の利用を促進しました。 タブレット型端末については、導入当初は、操作等をはじめとして学校現場で戸惑いの声の一部ありましたが、その他の整備を含め、概ね計画どおりに実施できました。	中学校8校の電子黒板設置については、平成26年度の調査や学校要望等を踏まえ、平成27年度に設置となります。教員が使いやすく生徒への教育効果を高める電子黒板を設置するため、機種選定や設置方法について、丁寧に検討していく必要があります。また、平成27年度に調査を実施する小学校の電子黒板設置についても、中学校と同様、機種や設置方法等について、教員が使いやすいよう、整備を検討する必要があります。	A	—	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校8校の普通教室等に電子黒板設置する。 ・小学校全校の普通教室等に電子黒板設置するための調査を実施する。 ・タブレット型端末の整備について、引き続きパイロット校にて検証を行う。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	064	青少年対策地区委員会活動支援		各地区が持つ地域性を活かし、青少年健全育成事業を実施している青少年対策地区委員会(9地区)の活動を支援することにより、区内の青少年健全育成施策の充実を図るとともに、子どもたちが地域の中で温かく見守られながら健やかに成長することができる環境をつくります。	青少年対策地区委員会が実施する青少年健全育成活動に対する補助を行うとともに、合同行事の支援を行います。また、委員研修会、会長会、地区連絡会などを開催し、情報交換や委員の知識の習得の場として活用しています。	各地区委員会が実施する地域の特性を活かした事業に対して補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」の実施や広報誌の発行を支援しました。新たな試みとして開始した、SNS(facebook)を活用した広報活動に対する支援も行いました。また、委員研修会1回、会長会2回、地区連絡会2回の開催を通して、情報交換等を行い、地区委員会活動の充実を図りました。	平成27年度から「青少年健全育成会」に名称を変更することに伴い、区民にとってわかりやすく、より時代に即した活動を通して、青少年健全育成施策のさらなる充実を図ることが必要です。	A	—	現状維持	地域における青少年健全育成の充実を図るため、各地区の事業に対する補助を行うとともに、合同行事等の支援を継続していきます。
	065	青少年の社会参加推進事業		青少年が地域の人たちとの交流を通じて社会の一員であることを実感し、主体的に社会参加するきっかけとなる事業を支援することで、青少年の社会参加と自立を促進します。また、青年が地域社会で自主的に活動するために必要な知識等習得のための講座や、青年自らが企画・運営する事業を支援し、地域社会で自主的に活動できる青年を育成します。	区内で非営利活動を行う団体(NPO等)が実施する、地域の人たちとの交流を通じて青少年が主体的に社会参加するきっかけになる事業及び青年が地域社会で自主的に活動するために必要な知識等習得のための講座や、青年自らが企画・運営する事業に対し、補助金を交付します。	NPO等の特性を活かした事業が申請され、効率的かつ効果的に実施されました。新たに、青年自らが企画・実施する事業も申請され、事業内容の充実が図られました。補助事業の選考は、区の青少年関係所管課長及び学識経験者が多面的な視点から審査を行いました。	補助事業の選考基準をより明確にし、本事業目的を実施団体・区が十分に共有し、より効果的な事業展開を図る必要があります。また、補助事業の申請実績のないNPO等にも情報が行き届くよう、周知方法の充実を図る必要があります。	A	—	現状維持	補助事業が今後の区の青少年健全育成施策に活かせるものとなるよう、選考基準をより明確にします。
	066	文京区社会を明るくする運動		法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の趣旨に基づき、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせながら、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくことを目指します。	関係30団体からなる「文京区社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、7月の強調月間に合わせて「東京ドーム周辺広報啓発活動」「文京区社会を明るくする大会」「文京矯正展」などの啓発事業を実施し、本運動の趣旨を広く呼びかけます。	東京ドーム周辺広報啓発活動には、約500名が参加し、本運動の趣旨を広く呼びかけました。文京区社会を明るくする大会の講演では、約250名の参加者に対し、更生保護への理解を深める機会を提供しました。文京矯正展には、約4,800名が来場し、区民に対して更生保護に対する啓発を図りました。	7月の強調月間をきっかけとして、区民に本運動の趣旨・目的を十分に理解してもらう必要があります。また、短期的な成果が出にくい点を考慮した、地道な事業展開が必要です。	A	—	現状維持	関係団体とともに事業内容に創意工夫をしながら、より効果的な事業展開を検討していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
子育て・教育	067	子ども110番ステッカーの充実	子育て支援計画	子どもたちに対する犯罪の未然防止と、青少年が安全かつ安心して生活できる良好な地域環境の形成を目指します。	緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す「子ども110番ステッカー」を協力者の自宅や事業所などに貼付するとともに、区内の小学1年生に事業周知用のステッカーを配布します。また、区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認を行います。	小学1年生に周知用のステッカーを配布する際、保護者宛ての案内文書を同封することにより、事業の周知及び協力者の募集を行いました。 また、区立小学校PTAの協力を得て、ステッカー貼付場所の確認と協力者の継続意思の確認調査を行い、協力者名簿を作成しました。協力者名簿は、区立小学校、PTA及び区内警察署で共有することにより、信頼性の高い事業展開を図りました。	地域による、子どもたちの見守り環境整備のためには、協力者数の維持・拡大が不可欠です。 小学校の入学式に出席している保護者に対し、PTAが事業の説明をする等の取り組みにより、新規協力者を増やしていく必要があります。	C	—	現状維持	子ども110番ステッカーによる犯罪の未然防止と、より安全な環境づくりの必要性を呼びかけながら、協力者数の維持・拡大を目指します。
	068	青少年プラザ事業		青少年プラザを設置し、中高生が気軽に集まり、自主的な活動ができる場や、様々な人との出会いの機会を提供することで、中高生が社会性を身につけ自立した大人へ成長することを目的とします。	平成27年4月の開館に向けて、教育センター等建物基本プランに基づき、運営事業者とともに、施設の整備・管理や、運営システム・体制等を検討します。					拡充	事業参加者へのアンケート及び運営委員会を通して、主な利用者である中高生にとって利用しやすい運営方法や、魅力的な事業内容を検討していきます。
	069	STEP(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)～ひきこもり等自立支援事業～		長期間(6か月以上)にわたり就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がない状態(ひきこもり状態)にある義務教育終了後から39歳までの若者に対し、本人及び家族の状況に合った支援をし、本人の社会参加を促します。	ひきこもり相談、フリースペース、ステップUPプログラム、定着化サポート等の事業を民間事業者と協働して実施します。また、自立に向けた切れ目のない支援を行うため、関係機関連絡会を設置し、庁内外の関係機関と意見交換・情報共有を行います。	ひきこもり相談(電話・来所・メール)に加え、居場所事業、社会経験を積むための段階的なプログラム、講演会・個別相談会等を実施しました。 また、ひきこもり等自立支援事業関係機関連絡会を4回開催し、意見交換及び情報共有を行うことにより、本人の社会参加に向けた切れ目のない支援に努めました。	ひきこもり等の状態にある方及びその家族に向けた、効果的な周知を図ることが必要です。 また、本人及び家族の状況に合った支援をし、本人の社会参加に繋げていくことが必要です。	A	—	現状維持	地域資源MAPを活用した事業周知を図るとともに、関係機関の連携を強化し、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けた切れ目のない支援を行います。
福祉・健康	070	シルバーお助け隊事業	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	70歳以上の高齢者世帯や障害者世帯を対象に、日常生活におけるちょっとした困りごとを援助するサービスを提供します。	日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、公益社団法人文京区シルバー人材センターが会員を派遣して援助します。1回につき300円を申込者が負担し、区が実績にあわせてシルバー人材センターに補助金(1回につき1,300円)を交付します。	①平成26年度は332件の実績がありました。主な作業内訳は家具移動108件、電球等交換86件となっています。②平成26年度は前年度より14件利用件数が増加しました。	①対象となる事由について、実態に即した柔軟な対応が求められています。②利用件数は昨年度とほぼ変わりませんが、リピーターが増えています。あらためて区報やチラシによる本事業の周知、他の家事援助サービスとの差別化が必要です。	C	—	現状維持	今後の事業展開について、シルバー人材センターとも協議しながら、適切な補助を行っています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	071	民間事業者による高齢者施設の整備	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	施設と在宅の両面で、介護を必要とする高齢者への支援を拡充するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びショートステイ(短期入所生活介護)施設を整備します。	区有地の活用及び区独自の施設整備費補助制度の創設により、民間事業者を支援し、高齢者施設の整備を推進します。	小石川五丁目区有地におけるショートステイ(短期入所生活介護)施設が、3月に開設しました。 また、教育センター跡地における特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地における介護老人保健施設整備について、土壌汚染、埋蔵文化財の試掘調査を行うとともに、既存施設の解体工事及び新規施設の建設工事にあたっては、施設の整備・運営事業者を選定し、事業者による近隣住民説明会を開催しました。	教育センター跡地における特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地における介護老人保健施設整備について、土壌汚染、埋蔵文化財の試掘調査を行うとともに、既存施設の解体工事及び新規施設の建設工事にあたっては、施設の整備・運営事業者と連携し、適切に進行管理を行う必要があります。	A	—	拡充	平成29年開設予定の教育センター跡地における特別養護老人ホーム及び文京福祉センター跡地における介護老人保健施設の整備を進めるとともに、公有地を活用した新たな特養の整備に向けた検討を行います。
	072	介護保険サービスの充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、介護及び介護予防サービスの充実を図り、各々の身体の状態に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供していきます。	介護保険事業計画に基づき、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、その状態の軽減又は悪化の防止に必要な保険給付を行います。保険給付は被保険者の心身の状況、その他環境に応じて、被保険者の選択に基づき適切な介護サービスが事業者及び施設等から提供されます。介護保険事業の持続可能で安定的な運営を行っていきます。	利用者数の増加により、26年度の介護給付費は前年度に比べ約4.1%増の126億5千万円となります。多くの高齢者の生活を支えています。26年度は住み慣れた地域での暮らしを継続するために、ショートステイ等の施設を開設しました。今後のニーズを勘案しサービスの充実を目指した第6期介護保険事業計画を策定しました。	区では高齢化率が20%に達し、給付費も年々増加し続けています。27年度の制度改革では介護保険料の上昇を抑えるため、費用負担の公平化を図り、地域包括ケアシステムの構築によって地域支援事業を充実するよう求めています。これら制度改革の趣旨を踏まえ、第6期介護保険事業計画に沿って着実にサービスの充実と適正な制度運営を行っていく必要があります。	—	A	改善・見直し	28年度に開始する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた検討、整備を行います。
	073	地域密着型サービス施設の整備	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	要介護状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。	介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設の整備に係る費用の一部を補助することにより、整備を促進します。	富坂圏域にグループホーム1箇所を開設しました。同圏域で大原地域活動センター跡地を活用した小規模多機能型居宅介護施設の事業者選定を行いました。	小規模多機能型について上記施設の開設に加え、本富士圏域で1箇所公募を行います。 ※高齢者・介護保険事業計画(27年度～29年度)では、27年度開設予定だった小規模多機能とグループホーム1箇所づつを、28年度開設予定に変更しています。	A	—	拡充	高齢者・介護保険事業計画(27～29年度)に沿って整備を進めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	074	ミドル・シニア講座	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	ミドル・シニア(概ね50歳以上の区民)の生きがいの向上及びこれまでの経験や知識を活かした社会参加を促進するため、様々なテーマの講演やワークショップ等を行う講座を開催します。	区内の企業、NPO団体等と連携・協力しながら、講演やワークショップ等を行う講座を実施しています。	①平成25年度のミドル・シニア講座の受講者を対象にフォローアップ講座を実施し、6名の参加がありました。②平成26年度ミドル・シニア講座を実施し、第1回「地域活動とコミュニケーション」は7名、第2回「健康と社会参加」は5名、第3回「キャリアとライフプラン」は8名、第4回「地域での仲間のつくり方」は9名、第5回「地域のつながり」は6名の参加がありました。	受講者数が減少傾向にあるため、講座内容等の見直しが必要です。	A	—	改善・見直し	事業の内容や実施方法の見直しを行い、外部団体と連携しながら、ミドル・シニアの地域社会への参加を促進していきます。
	075	高齢者施設ボランティア講座	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者福祉に関心がある概ね50歳以上の区民に対し、社会参加と生きがいの増進を図るとともに、高齢者施設におけるボランティア需要の充足を図るため、ボランティア活動に必要な心得や基本的な介助技術等に関する講座を開催します。	高齢者施設でのボランティア活動に必要な知識等を提供する講座を開催し、講座修了者にボランティア活動先をコーディネートすることで、ミドル・シニア(概ね50歳以上)の社会活動への参加意欲を喚起し、地域においてその能力が発揮されることを目的とします。	平成26年度は、①6月14日②6月21日③6月30日～7月4日のいずれか半日の全3回で実施しました。受講者数は17人、そのうち区内高齢者施設への活動紹介数は、12人でした。 受講者アンケートでは、約7割の方から「充実していた」との回答があり、受講者のうち半数程度の方が受講後半年の間に紹介した方がボランティア活動を開始しました。 また平成25年度及び平成26年度に実施した講座に参加した受講生向けに、受講生同士の交流、受講生のボランティア活動の継続・発展を目的としてフォローアップ講座を実施し、受講者数は、11人でした。	・受講者の講座修了後のボランティア活動を支援するため、平成25年度及び平成26年度の受講者を対象に引き続きフォローアップ講座の実施が必要です。 ・受講者数が伸び悩んでおり、とくにミドルシニア(50～59歳)の参加者数が少ない状況にあります。周知方法の工夫、講座内容や実施時期の見直しが必要です。	A	—	改善・見直し	26年度、27年度ともに1期実施し、フォローアップ講座も含め関係団体及び施設と綿密な連絡調整を行うことにより、効果的な事業展開を行います。
	076	ふれあいいきいきサロン事業	文京区地域福祉保健計画(子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画)	外出の機会が少なくなりがちな高齢者や障害者、子育て中の親子が、いろいろな活動の中で、楽しみながら仲間づくりをしています。地域で孤立しがちな人たちが住み慣れた地域の中で支え合い、安心して暮らしていけることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、多様な活動と幅広い年齢層のサロンが各地区にバランス良く開設され、多くの区民が気軽にサロンに参加できるよう、サロンの開設を計画している人に開設から自立までの支援を行います。	新たな地区(圏域)への地域福祉コーディネーター配置により、これまで以上に地域のニーズやそれに向き合おうとする支え合いの力をいち早くつかむことができ、サロンの開設支援を円滑に行うことができました。 区民や関係機関への働きかけと協働により、居場所づくりの活動に対し、地域全体で取り組む姿勢が示されていました。	区民会館や会議室など、サロンを開催する場所を確保することが年々難しくなっており、開設や継続の難しさにつながっています。	A	—	拡充	①地域の多様な団体などに開設の呼びかけや支援を行っていきます。 ②広報の支援を行うとともに、情報の提供や共有の場として代表者交流会等を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	077	介護予防が推進される地域づくり	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画、保健医療計画)	地域住民の主体的な活動等により、介護予防に向けた取組みが自主的に実施される地域社会の構築を目指して、介護予防事業を実施していきます。	高齢者が身近な所で運動継続できる場として、文の京介護予防体操地域会場を展開し、地域住民による介護予防推進のため、介護予防ボランティアの養成を計画的に実施します。	平成26年度末現在、文の京介護予防体操地域会場は10会場となりました。参加者は引き続き増加傾向にあります。会場の定員を超える参加者が継続的にある場合は二部制により対応しています。文の京介護予防体操は、予約や事前登録なしで参加できる介護予防事業であり、運動を継続する場としても有効です。転倒骨折予防体操ボランティア指導員養成人数は、平成27年度も22人と高い傾向が続いています。	文の京介護予防体操については、区有施設での開催のため、新たな会場を探すことが困難ですが、他課業務との連携等により地域会場の増加に努めます。また、体操参加者の増加に伴い二部制の会場も増えてきており、地域会場を安定的に運営していくため、引き続き推進リーダーの計画的養成に努めます。転倒骨折予防教室では、ボランティア養成人数増加に伴う体制を検討していく必要があります。	B	—	改善・見直し	文の京介護予防体操地域会場の増加と推進リーダーの計画的な養成を図ります。
	078	シニアプラザ	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	文京区及び区内大学(跡見学園女子大学)が協働して、高齢者の健康の増進及び生きがいの向上等に資する事業を実施することによって、高齢者の地域における豊かな生活を支援します。	高齢者クラブ等の地域団体の協力を得て、各々の特色を生かした活動を取り入れた事業を実施します。また、学生が企画・参加する機会を積極的に設けて、世代間交流を促進させ、本事業を一層促進させます。	事業全体で延べ参加者1,154名(高齢者901名、学生253名)を集め、高齢者の活動の機会を増やし健康づくりにも寄与しました。本事業をきっかけに、以下のような、高齢者と学生の交流が進みました。 ・同大学生が文京区高齢者クラブ連合会事業にボランティアとして参加しました。 ・B-ぐる沿線協議会と同大学生が協働して製作している車内放映地域紹介映像の撮影に、高齢者クラブ連合会が協力し、高齢者クラブの活動紹介DVDを作成しました。 ・高齢者クラブの呼びかけで、同大学生がクラブの活動(カラオケ・輪投げ等)に参加しました。	・各イベントについて参加者の感想は良好なものが多くありました。関係者で行った反省会等での意見をH27実施に反映させ、イベントの更なるブラッシュアップを行っていきます。 ・実施初年度だったこともあり、協力いただいた高齢者クラブの負担感が大きくなりました。また、所要人員の見積もりも大きく超えています。運用方法の見直しを行うとともに、区の介入が少なくても、世代間交流を続けられるよう、今後の継続に向けた検討が必要です。	A	—	改善・見直し	概ね昨年度のイベントを継続しつつ、将来的には担当課の介入が少なくとも当事者同士で持続可能な事業となるよう、各イベントの運営方法や活動場所の整理工夫を行う。
	079	文京区高齢者緊急連絡カード設置事業	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	65歳以上のひとり暮らし、または80歳以上の高齢者のみの世帯の方が自宅内での緊急事態に適切に対処するため、住所・氏名・緊急連絡先・かかりつけ医等を記載したカードを作成し、対象の高齢者宅に設置します。カードの情報は、区と民生・児童委員、話し合い員、高齢者あんしん相談センターが共有し、緊急時に備えます。	民生・児童委員が区からの委託に基づき申請者宅を訪問し、緊急連絡カードを設置します。ただし、65～69歳に対しては、利用を促進するため郵送で申請書を交付しています。調査は、①4年に一度行う全件調査(今回はひとり暮らし高齢者を対象に27年度に実施)、②新たに65歳のひとり暮らしと80歳以上の高齢者のみ世帯の方、転入者を対象とした補充調査を実施しています。	26年度のひとり暮らし高齢者の補充調査(1,531件)では、307件のカードを設置しました。また、80歳以上の高齢者のみ世帯(476件)からは、217件の申請があり計画より大幅にアップし、高齢者の地域での孤立を防ぎ、安否確認やその後のケアなどに役立てることができました。	すぐにカードが見つかる効果的な方法は、区の内部検討だけではなく、訪問調査を実際に行っている民生委員の意見等も取り入れる必要があります。今年度の全件調査に合わせ、民生委員と具体的な検討を進めていく必要があります。	A	—	拡充	調査方法等を児童・民生委員等とともに検討し、更に改善を重ね、より合理的効果的な運用を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	080	ハートフルネットワーク事業の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をいつまでも続けられるよう、地域の協力機関と連携し、各々の事業の範囲内で見守り支援等を行います。	民間協力機関、団体協力機関、公共協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区がネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行います。適宜ネットワーク連絡会を開催し、協力機関の情報交換や連携調整を行います。	平成26年度は、金融機関、配食サービス等の登録があり、登録件数は総数で608件となりました。また、引き続き区内4生活圏域の各高齢者あんしん相談センターが年2回ずつ、ハートフルネットワーク関係機関のネットワーク連絡会(安心ネット連絡会)を主催し、熱中症予防や認知症等の、地域で抱えている高齢者に関する課題の共有や取り組みについて話し合いを実施しました。さらに、26年度は2つの高齢者あんしん相談センターが共催で、本郷地区の協力機関を中心とした地域交流会を開催し、相互連携の輪を強化する機会となりました。	引き続き、本事業に賛同し登録いただける協力機関の拡大に努めます。また、個々の協力機関の見守りの意識や取り組みが継続し、地域で根付いていくために、民間協力機関とも有機的な連携を強化していく必要があります。	A	—	現状維持	安心ネット連絡会などを通して、協力機関相互の情報交換や連絡調整、啓発活動を行います。
	081	みまもり訪問事業	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	一人暮らし等の高齢者を見守り、高齢者が地域から孤立することを防止するとともに、高齢者の心身、生活状況等の異変を早期に発見し、必要な支援につなげることを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、登録している地域のボランティア『みまもりサポーター』が月に2回程度、高齢者の自宅へ訪問し声掛けする事業を実施します。みまもりサポーターは異変等を感じた場合、社会福祉協議会へ報告し、必要に応じて関係機関へ連絡し支援につなげます。	みまもり訪問により個々の利用者の状況を把握し、必要な支援やサービスにつなげることができました。毎月実施している連絡会において、サポーター同士の情報交換を行い課題等を検討し、技術の向上につなげることができました。また、利用者とはサポーターの関係の中で、それぞれの状況に応じたみまもり支援のスタイルが築かれ、実践されてきています。	利用者の状況が変化しており、介護保険サービスなどしかるべき支援へのつなぎが必要な場合に、スムーズな連携・協働ができる体制をこれまで以上に強化することが大切です。	A	—	拡充	①対象者等へのみまもり訪問事業の周知 ②関係機関等との連携強化

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	082	地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進	文京区地域福祉保健計画(地域福祉保健の推進計画)	住み慣れた身近な地域で高齢者や障害者、子育て世代をはじめ、住民みんなが助け合い安心して暮らせるためには地域住民が主体となって地域の課題に取り組み、自ら解決していく共助の活動が不可欠となっています。この事業は一定の地域の範囲を設定し、地域特性や実情に応じた地域課題や制度の狭間にある問題の解決に向けたしくみづくりを住民と協働で行うことを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、社協の地域福祉活動計画に基づき、モデル地区において社会福祉士等の地域コーディネーターを配置し、小地域福祉活動事業を実施するものです。	町会主催の居場所づくり、福祉施設を利用した居場所づくり、精神障害をテーマにした居場所づくり、子どもを対象にした居場所づくりなど、地域の課題に合わせた取り組みを区民との協働で進めることができました。立ち上げ支援から関わり、地域の活動拠点となった「こまじいのうち」などの活動を通じて、小地域福祉活動に対して理解と認知が進み、今後の活動への期待が強まっています。	区内全地区(圏域)への地域福祉コーディネーターの配置が望まれています。個別支援・地域支援とも複雑なケースや時間のかかるケースが多く、取り組みに困難性を持つものもあります。区民との協働や関係機関との連携の強化が課題です。	A	—	拡充	平成27年度中に残りの2地区に地域福祉コーディネーターを配置する予定です。これにより区内全ての圏域(4地区)で地域福祉コーディネーターが活動することになります。
	083	院内介助サービス	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保します。	介護保険で要支援2以上の認定を受けている65歳以上独居高齢者が、介護保険の通院介助を利用して医療機関を受診する際、院内での付添い等のサービスを提供します。	介護保険での通院介助に引き続き、医療機関の院内における付添いや誘導等の介助を、延べ1,007人に対し2,046時間の院内介助を提供しました。前年度比で人数が102%、利用時間が105%と増加しています。また、登録事業者数についても前年度比116%と増加しており、制度の周知が進んでいるものと考えます。	介護保険要介護認定の更新時には、院内介助サービスの更新も行う必要があるが、一部更新がされないケースがあったので制度の運用方法について周知に努めます。	A	—	現状維持	新規の事業者が増加しているため、適正な利用の周知に努めます。
	084	介護人材確保・定着等支援事業	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	介護サービス事業者と関係機関のネットワークづくりを進め、連携して人材確保、養成、定着の促進に向けた施策を検討し、実施します。	区、区内介護サービス事業所、区内福祉士養成校による意見交換会を開催し、地域特性や課題等を踏まえて、検討します。	11月11日の「介護の日」にちなみ、区民等に介護をより身近に感じていただく契機として、11月から12月にかけて介護事業所等で実施するイベントや施設見学会等について、区で取りまとめたパンフレットを作成し、高齢者あしん相談センター等に配布しました。	介護の啓発事業に加えて、今後、人材確保・定着等の事業に関して、区内介護サービス事業者及び介護福祉士養成校と協力し、区の実情に合った実効ある支援内容を検討する必要があります。	C	—	拡充	介護人材の確保、定着等の支援に向けた事業検討、実施の準備を行います。また、事業実施について、地方創生先行型交付金の活用を検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	085	高齢者の権利擁護の推進	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を実施するとともに、高齢者の権利擁護のための広報・啓発活動を進め、虐待防止や早期発見を図ります。また、身寄りがいない認知症高齢者に対する成年後見制度の区長申立てを活用し、高齢者の権利擁護を推進します。	虐待を受けた高齢者の養護措置、虐待防止の啓発、成年後見制度の区長申立ての活用等により、高齢者の権利擁護を推進します。	前年度作成した虐待予防啓発パンフレットの内容及び問合せ先を見直し、関係機関に配布、窓口への設置等により、関係機関や区民等に向けた権利擁護の啓発を図りました。平成26年度の高齢者に係る区長による成年後見申立て件数は2件でした。	権利擁護の啓発活動の成果もあり、関係機関等による高齢者虐待の早期発見・早期対応は進んでいます。今後も、解決が困難な事例への対応のためにも、関係機関との連携が不可欠です。また、成年後見制度の利用を必要とする人が経済的な理由で申立てをあきらめることの無いように、報酬助成制度の対象を拡大することについて今後検討します。	A	—	拡充	作成したパンフレットを高齢者相談に係る関係機関や区民等の窓口となる所管に配布し、虐待防止に向けた啓発に取り組んでいます。
	086	権利擁護センター事業の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画、障害者計画)	高齢者、障害者等の権利を擁護し、誰もが安心して地域社会での生活が続けられるように、各種の支援を行い、地域福祉の向上に努めます。	社会福祉協議会に助成して、あんしんサポート文京において、福祉サービス利用援助事業及び財産保全管理サービスの実施、福祉サービスに関する苦情等の受付、成年後見制度の相談受付・利用支援、法人後見、申立経費の助成、法律相談、成年後見相談の実施などを行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度に引き続き、パンフレットを福祉サービス利用者、金融機関、医療機関、行政機関、約300か所に配布し、区民が情報を得られるよう配慮しました。 ・26年度の相談・問い合わせ件数は、2578件と、前年度比676件の増となり、区民に権利擁護センターの周知が進んでいることが伺えます。 ・福祉サービス利用援助事業の利用件数が13件増となっており、区民、特に福祉関係者に事業の周知が浸透していると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業の利用者増に伴い、対応困難ケースが増えています。 ・26年度は、法人後見の新規受任がありませんでした。区長申立者や福祉サービス利用援助事業利用者で、適切な後見人等が得られない人に、法人後見の利用を勧めるべく努力を行います。 	B	—	拡充	各事業の啓発周知、利用件数の増加に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	087	地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)の充実	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、総合相談や包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施し、医療や介護の専門職、地域の様々な社会資源を統合し、地域包括ケアシステムの構築を進める高齢者あんしん相談センターの充実を図ります。	分室を含め、8つのセンター全体で、必要な相談支援が円滑に行えるよう、職員体制を整備し、研修等によるスキルアップに努めます。実態把握等により、地域のニーズと課題を洗い出し、専門職の連携と地域住民との協働による取り組みで住みよい地域づくりを進めます。あわせて、高齢者あんしん相談センターの周知活動を継続して実施します。	分室の周知に努めた結果、来所相談の割合が伸びています。また、礪川地域活動センター(区施設)への分室移設は、初の試みであり、地域活動センターと連携した活動も予定されていることから、地域包括ケア確立の大きな力になると考えています。	区の条例で、各圏域に1名のセンター長配置と必要な職員の配置について決めました。また、地域包括ケア推進委員会にセンターの評価部会を設置します。安定的な職員数を確保するとともに、経験が浅い職員に対する研修等で相談対応の質を維持、向上することにより、委員会の評価に応える運営が求められています。	—	A	改善・見直し	地域包括ケアシステムの構築のための取組みの他、介護保険法改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業へ速やかに移行できるよう、準備を進めます。
	088	医療と介護の連携強化	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携を強化し、切れ目のない医療・介護サービスを提供するためのネットワーク構築を目指します。また、日常的な相談業務等を通じ、医療や介護についての周知を広め、必要な時に適切なサービスが受けられるよう環境の整備に努めます。	①病院から退院する高齢者の在宅における介護環境の調整、②在宅療養資源の把握に努め、ケアマネジャー等に対する、医療的支援に必要な情報の分かりやすい提供、③区内高齢者及びその家族の療養・介護生活の向上を図るため、病院の医療連携室、介護保険事業者等との必要に応じた情報交換、等について高齢者あんしん相談センターに委託して実施します。また、文京区地域医療連携推進協議会において福祉ニーズを提案し医療連携の施策につなげていきます。	センターとして医療連携相談に適切に対応するとともに、さまざまな機会を通じて関係機関の連携強化に取り組んだことにより、ネットワークの強化など在宅療養環境の整備に寄与することができました。	介護保険法の改正により、医療連携業務は地域支援事業に位置づけられ、区として総合的な対応が求められています。これについては、地域医療連携推進協議会における在宅医療検討部会との連携を図るため、地域包括ケア推進委員会に専門部会を設置し、委員を兼務することで、保健医療計画と高齢者・介護保険事業計画との整合性を図りながら事業展開していく必要があります。	—	A	改善・見直し	介護現場での退院支援等の相談に積極的に取り組みます。また、医療介護連携専門部会(地域包括ケア推進委員会)を新たに設置し、在宅医療検討部会(地域医療連携推進協議会)と委員を兼ねることで医療連携強化に取り組めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	089	地域医療連携推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民に切れ目ない医療を確保するため、区内の医療機関の役割分担を明確にし、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着、高齢者の病院からの円滑な退院や在宅医療の推進等、地域医療の連携を強化します。	地域医療連携推進協議会及び協議会の下に設置する検討部会を開催し、地域医療の供給において課題となっている医療機関同士の連携について検討を行います。	地区三師会、区内大学病院、その他関係医療機関からなる協議会、検討部会を開催し、地域医療連携について検討しました。また、在宅療養について、専門的な観点から具体的な課題の抽出と解決の方向について協議するため、在宅療養検討部会に研究会(医師グループ、看護地等グループ、生活支援グループ)を設置し、各2回開催して一定の方向性を取りまとめ、在宅医療検討部会で検討しました。	平成26年度に開催した研究会で整理できた課題や解決の方向性を基に、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、病院から円滑に退院し、安心して住み続けられるよう取り組みを進めていきます。また、医療と介護の連携を推進するために、7月の改選に伴い在宅療養検討部会を医師・看護師等・生活支援等の職種構成比を改めるとともに、地域包括ケア推進委員会に設置される医療介護連携専門部会と兼ねる形で実施していきます。また、文京かかりつけマップを全面改訂し、最新情報を掲載します。	B	—	拡充	平成26年度の研究会で抽出した課題について、協議会、検討部会で更に検討し、取り組みを進めていきます。また、かかりつけマップの全面改訂を行います。
	090	認知症施策の総合的な推進	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)	地域で医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが包括的に提供される体制を整え、認知症の方や家族が、住み慣れた地域で安心した暮らしを続けることができる環境を整備します。	認知症予防のための各種事業、認知症高齢者等の初期対応の充実等及び関係機関との連携等を進めます。	新たに設置した認知症コーディネーターが155件の相談支援と39件の訪問支援を、嘱託医が29件の「もの忘れ医療相談」対応と7件の訪問支援を行いました。また、跡見学園女子大学と協働開催した認知症講演会・シンポジウムや認知症に関する介護予防講演会など6回の講演会を開催し、計479人の参加がありました。なお、計画8回に対する実績6回の理由は、事業立上げに際し一層効果的な周知を図るため、一部講演会を統合し、規模や内容を充実した認知症講演会・シンポジウムとしたためです。さらに、3種類のパンフレット等による普及啓発、全ての日常生活圏域での認知症カフェの実施、計1,186人の認知症サポーターの養成のほか、認知症予防教室では計368人の参加がありました。	課題であった認知症ケアパスの作成及び認知症による行方不明者対策については、何れも27年度重点施策として、認知症ケアパスの作成は本事業において、行方不明者対策は本事業とは別に新たな事業として実施します。また、認知症サポーターについては、さらなる活用余地があると認識しており、普及啓発の徹底や役割の再検討により、一層の活用を図っていきます。さらに、若年性認知症対策や認知症初期集中支援チームの設置について、先進事例の研究や既存事業の検証等を通じた検討を行います。	B	—	拡充	上記課題の認識に基づき、認知症ケアパス作成における施策の方向性に加え、認知症サポーターの一層の活用や認知症カフェの拡充などの事業展開を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	091	障害者地域自立支援協議会の運営	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者地域自立支援協議会は、地域の障害福祉の課題を共有し、支援体制の整備について協議するために設置しました。協議会のもとに相談支援、就労支援、権利擁護専門部会、障害当事者部会を設け、地域の課題を明確化するとともに、支援体制やネットワーク化など検討を進めています。	障害者地域自立支援協議会、各専門部会が課題を検討、分析するとともに、支援体制のネットワークづくり等の検討を進めます。	各専門部会においては、前年度に引き続き、それぞれの課題について検討・議論を重ねています。また、部会事務局を障害者基幹相談支援センター等に一部変更することに伴い、委員の整理及び円滑な運営方法についての検討を行いました。障害者計画改定の際には、自立支援協議会に意見を聴取し文京区地域福祉推進協議会障害者部会へ報告しました。障害者基幹相談支援センターの運営開始に向け、平成27年度運営方針を諮りました。	地域生活支援拠点の整備や差別解消法への対応の検討が必要となっています。特に障害者差別解消支援地域協議会については、自立支援協議会の場合を兼ねることを含めた検討が課題となっています。検討にあたっては、開催数を増やして、自立支援協議会が中心となり行います。また、必要に応じ各部会とも連携します。各部会事務局の変更に伴い、事務局間の情報交換や共有を行い、円滑な運営を図ります。	B	—	拡充	障害者基幹相談支援センターの運営に係るとともに、地域生活支援拠点及び差別解消法の基本指針に対する運用等の協議を行います。
	092	日中活動系サービス施設の整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	知的障害者及び身体障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、日中活動系サービス施設を整備します。	①本郷交流館跡地において就労継続支援等を行う障害者福祉施設を整備・運営する事業者を誘致します。 ②動坂福祉会館内で実施している「地域活動支援センター」の事業形態、サービス提供方法等について検討します。 ③大塚福祉作業所の音羽地域活動センター跡地への移転に際し、就労継続支援等を行う障害者福祉施設を整備・運営する民間事業者を誘致します。	・本郷交流館跡地活用障害者福祉施設等整備計画に係る事業者住民説明会を複数回開催し、住民からの意見に対し、説明を重ねてきました。 ・動坂福祉会館内の地域活動支援センター利用者の保護者との意見交換を重ね、新たな利用先の変更について一定の理解を得ました。	・障害者施設整備を進めるためには、地域住民の理解を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行う必要があります。	—	B	拡充	施設に対するニーズの把握を図りながら、通所施設整備費補助制度を活用し、今後も公有地活用等による日中活動系サービス施設整備を進めていきます。
	093	乳幼児発達支援連絡会の運営	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	福祉、教育、保健、医療、子育て等の関係機関によるネットワークを整備することにより、区内に住む発達に何らかの遅れ等のある乳幼児等に、効果的で切れ目のない支援を行います。	乳幼児発達支援連絡会を中心にケース会議、職員対象の研修等を行い、個別支援ファイル「マイ・ファイル『ふみの輪』」の普及を図ることで障害児とその家族を地域で支えます。平成27年度から特別支援連携協議会の部会に移行する予定です。	連絡会2回、職員向け研修会1回、区民向け講演会1回、ケース会議2回を実施しました。連絡会では、平成27年4月の教育センターへの移行について、事業の運営や各機関との連携についての意見を聴取しました。個別支援ファイル「マイ・ファイル・ふみの輪」については、都立特別支援学校に配付し、連絡会において活用状況を説明し周知しました。	平成27年度から特別支援連携協議会への移行を予定しているため、引き続き体制づくりの検討が必要です。	A	—	改善・見直し	平成27年4月に「特別支援連携協議会」として再編し、一人ひとりのニーズに応じた乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	094	児童発達支援センターへの移行及び療育事業の拡充	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	一人ひとりの子どもとその家族が、地域で楽しく、自分らしさを発揮しながら暮らせるよう、療育事業を拡充します。	平成27年度から児童発達支援センターに移行し、乳幼児期から学齢期までの子どもの健やかな育ちを支える拠点として療育事業の拡充(一日定員の拡大・対象年齢の拡大)を図ります。	平成27年度の通園児の決定や初度調弁、要綱整備などの準備を行い、児童発達支援センターへの移行は、平成27年4月に完了しました。	児童発達支援センターでの児童発達支援、放課後等デイサービス及び地域相談支援について、ニーズの把握や連携の強化など事業の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の実施に向けた検討を行う必要があります。	—	A	拡充	「乳幼児」「就学児」を対象とした支援の向上を図ります。
	095	難病患者等への支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	難病治療に係る医療費等の負担を軽減するとともに、難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を図ります。	難病患者への医療費助成制度等により、難病患者の経済的負担を軽減します。また、日常生活における個別の相談指導や難病リハビリ教室等を開催することにより、難病患者やその家族が安定した療養生活を送れるよう支援します。	難病リハビリ教室 延べ 191人 パーキンソン病体操教室 延べ 62人 災害時個別支援計画 新規 2人	平成27年7月1日より「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病の範囲が、151疾病から332疾病に拡大する等の改正が行われました。これに伴い、申請手続きや障害福祉サービス等の件数が増加しますので、相談等の体制強化が必要です。	B	—	改善・見直し	難病疾病が拡大されたことで、申請に必要な書類手続きや障害福祉サービス等に係る相談及び申請件数が増加し事務量が増えます。
	096	障害者基幹相談支援センターの設置	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	地域の特性や利用者の状況に応じたきめ細かな相談支援や虐待の防止や早期発見等のためのネットワークの構築という相談支援の充実を図り、障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的としております。	新福祉センター内に設置し、専門職員等を配置して主に総合的な相談支援業務や権利擁護に関する業務、関係機関等とのネットワークの構築など地域における中核的な役割を担う相談支援の拠点としての事業を委託により行います。	障害者基幹相談支援センターは、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、地域における相談支援活動の中核的な役割を担う専門的な機関として、平成27年4月から民間事業者委託により運営を開始しました。 3障害及び難病に対応し、区内の相談支援事業所のネットワークの要となるため、区内での経験豊富な法人とのJVで実施することとし、当該法人との打合せを重ね、開設に向けた準備を行った。 運営について、区の方針を策定し、自立支援協議会に諮りました。	平成27年4月から運営を開始しました。 運営法人が作成した事業計画に基づき、①地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、②障害者の【権利擁護や、③地域移行・地域定着に関する取組み、④関係機関とのネットワーク構築など、相談支援活動の拠点として支援体制の強化を推進することが必要です。	A	—	拡充	障害の種別や年齢にかかわらず、すべての障害のある方の相談に対し、アウトリーチも含めたきめ細やかな総合的な相談支援等を実施する。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	097	障害者虐待の防止	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者虐待の予防及び早期発見、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援、養護者に対する適切な支援等を図り、もって障害者の権利擁護に資することを目的とします。	障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、専用電話にて障害者虐待に関する相談・通報・届出の受理を行っています。また、夜間、休日については、障害者24時間安心相談・サポート事業を活用することで、24時間365日障害者虐待に関する通報又は届出の受理を行っています。さらに、障害者虐待を防止するための対策を検討するために、学識経験者や弁護士等を委員とする障害者虐待防止連絡協議会の設置、障害者施設従事者向け研修会や区民向け講演会等の啓発事業を実施しています。	周知・啓発に関する取組み ・障害福祉サービス事業者向け研修会を開催し、53名の方にご参加いただきました。 ・区民向け講演会を開催し、51名の方にご参加いただきました。 ・障害者虐待防止リーフレットを1,500部増刷しました。	26年度は虐待認定となったケースはありませんでしたが、相談内容は虐待を疑われるものや相手方の対応の不安・不満など多岐に渡っています。聞き取りや情報提供等により相談者の不安を取り除くなど丁寧な対応が必要です。また、虐待と認定されるケースの発生時に迅速な対応ができるよう、日頃からの関係機関との連携が必要です。	-	A	現状維持	障害者虐待の予防及び早期発見や養護者に対する適切な支援等を行うとともに、障害者虐待に関する課題の整理や虐待ケースへの対応の検証等を行います。
	098	グループホームの整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	知的障害者または身体障害者が住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、グループホームを整備します。	グループホームの整備費に係る補助制度及び開所費用に係る補助制度を活用し、民間事業者を誘致して整備を計画的に進めていきます。	・千石交流館跡地活用障害者グループホームの整備について、計画の住民説明会を行い、事業者公募により事業者を決定しました。その事業者と共に住民説明会を行い、既存建物解体工事の準備を進めました。 ・関係課で構成する「動坂福祉会館検討会」により、動坂福祉会館跡地の活用先を検討し、障害者グループホーム整備用地としました。具体的な整備計画の調整を行いました。	・グループホームの整備において、建築上の制約が厳しいため、それをクリアするよう計画を調整する必要があります。 ・グループホーム等障害者施設整備を進めるためには、地域住民の理解を得ることが重要であるため、丁寧な説明を行うことが必要です。	A	—	拡充	グループホーム整備費補助及び開所費用補助制度を活用し、今後も公有地活用等によるグループホーム整備を進めていきます。
	099	(仮称)新福祉センターの整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者の入所施設や、短期入所施設等新たな機能を備えた(仮称)新福祉センターを平成27年4月開設に向けて整備していきます。	平成23年度に実施した、実施計画に基づき建設工事を進めるとともに、仕上げ及び外構工事、初度調弁等開設準備を行います。	建設工事並びに発掘調査を行った「神田上水旧白掘跡」遺構の復元展示工事が完了し、平成27年4月開設に向けて、必要な物品の調達等を行いました。		A	—	終了確定	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	100	精神障害者の地域定着支援体制の強化	文京区地域福祉保健計画(障害者計画・保健医療計画)	在宅及び精神科病院退院後の精神障害者が、地域で安定した生活を送るために、障害福祉サービス及び事業の充実を図り関係機関の支援体制を強化します。	障害福祉サービス、24時間緊急時相談支援事業、地域生活安定化事業などを利用して地域定着を図ると共に、実務者連絡会を年3回程度開催し、関係機関のネットワーク作りを行います。	安定化支援事業については、精神障害者の治療中断等による病状悪化を未然に防止するために、受診同行や面接等のきめ細かい対応をしました。	24時間緊急時相談支援事業について、事業継続の必要性や費用対効果を検討する必要があります。 また、平成27年4月に開設した、障害者基幹相談支援センターと支援体制強化を行い、利用者が地域で安心して生活していく事ができるように連携をしていく必要があります。	C	—	拡充	平成27年4月1日から障害福祉サービスの利用計画を作成することが、努力目標から義務化になりました。
	101	障害者就労支援事業の充実	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者が地域において自立した職業生活・社会生活を営み続けられるように、個人個人に見合った就労の支援を行います。また、障害者が当たり前になれる社会を推進していきます。	飯田橋公共職業安定所や区内障害者支援施設などの関係機関と連携を図り、障害者の就労相談、職業準備訓練、ジョブコーチ支援等を行っています。また、就労を継続するために、職場訪問等での企業支援や当事者への余暇支援も行っています。 就労する障害者の増加、障害の多様化に対応するため、専門的・安定的な支援体制の確保を目的とし、平成27年4月から障害者就労支援センターを民間事業者へ委託します。	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録者39人、相談・支援件数5,546件、新規就労者数27人、新規就労者のうち就労継続者数113人となりました。 障害者就労・普及啓発を目的とした講演会を1回実施(ハローワーク飯田橋との共催)するとともに、就労支援者研修会を4回開催しました。 職業準備訓練の一環として、企業等実習を36回、障害者インターンシップ(区役所職場体験実習)を11回実施し、計85人が参加しました。 平成27年度から障害者就労支援センターを委託するため、事業者公募及び選定を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者や発達障害者からの相談が増加しており、障害特性に応じた支援の充実が必要となっています。 企業アプローチや余暇支援事業の充実による職場定着に向けた支援を行うことが必要となっています。 福祉施設からの一般就労への就職も増える中、区内作業所との連携強化に向けたネットワーク会議の構築や就労支援者の育成を図ることが重要です。 区の施設を活用し、障害者を1/2以上雇用する障害者多数雇用事業所を平成28年度に開設するため、事業者公募と選定を行います。 	B	—	拡充	委託事業者職員のノウハウの蓄積に向けた方策や区・障害者就労支援センター・区内作業所のネットワークの方策など、委託事業者と引き続き綿密な打合せを重ねることで機能の充実を図る。
	102	精神障害回復途上者デイケア事業	文京区地域福祉保健計画(障害者計画・保健医療計画)	回復途上にある精神障害者が事業への参加を通して規則正しい生活習慣や生活技能を身につけ、対人関係の障害の改善や社会生活への適応能力を高めることで、日常生活の自立や社会復帰を促進していきます。	話し合い、生活技能訓練、社会復帰施設見学、医療・福祉に関する学習や創作、運動などのプログラムを毎週3回(月、水、木)午前10時から午後3時まで実施します。	生活機能訓練をはじめとする学習プログラムの実施や、デイケアにおける日常活動での人との交流によって、日常での挨拶などコミュニケーション能力や生活能力が向上しました。その結果、2名の方が終了し、社会復帰・社会参加を果たしました。また、リーフレットの作成や区報などによる周知、保健師の地区活動などにより、新たな参加者が3名となりました。	文京区に住んでいる方の利用を促進し、見学者や入所者を増やしていくことにより、グループを活性化させ、事業効果を高めていく必要があります。今後も生活技能訓練等社会復帰に役立つプログラムを充実させ、参加者の社会復帰を促していきます。また、事業の内容について精査し、効果的かつ効果的な運営に努めていく必要があります。	B	—	現状維持	生活技能訓練などのプログラムを充実させるとともに、地域の自立支援関連施設等と連携を深めながら、社会復帰、社会参加を促進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	103	障害者事業を通じた地域交流	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	地域の中で障害者が区民との交流を深められるような事業を実施し、さまざまな地域活動への参画を推進することで、障害者に対する理解の促進を図ります。	心身障害者(児)通所施設合同運動会をはじめとして、区内障害福祉施設等のステージエコへの参加支援や文の京ハートフル工房(障害者施設自主製品販売会)の開催等、さまざまな地域活動への参画を推進します。	【合同運動会】26年度実績:通所施設9施設、利用者223人、保護者149人、職員等345人、合計717人。30周年記念で作成されたカラフルなTシャツにより、各施設の一体感がより一層うまれた。 【ステージエコ参加】26年度実績:2回参加し、延べ4施設が出店。 【文の京ハートフル工房】26年度実績:アンテナスポットにて29日間出店、売上額合計1,009,220円	【合同運動会】 従来から運動会の運営に協力を得てきたボランティアグループとの連携を維持継続していくとともに、新たなボランティアの協力についても検討していく。 【ステージエコ参加】フリーマーケットの来場者を意識した出店が必要となっています。 【文の京ハートフル工房】会場が区民ひろばに変更になったことから、広い場所を活かした店舗の工夫や、大学生等の協力を得て魅力ある場を創っていく必要があります。	B	—	拡充	今後さらに、イベント等を通じて、障害者と地域区民が共に楽しめる場の充実を図っていきます。
	104	福祉環境整備要綱等に基づく整備	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	区内の公共的性格を持つ建築物等のバリアフリーを促進します。	福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例により、指導対象施設に、バリアフリー化の指導助言を行い、基準に達したのものには適合証を交付します。	設計業者にバリアフリーの重要性を理解してもらうことはできましたが、遵守基準ではないため適合物件は少なかったです。	設計業者との協議が建築の知識を必要とする専門性の高い内容ですが、専門職が配置されていないため、十分な指導が困難です。 また、バリアフリー法・建築物バリアフリー条例・福祉のまちづくり条例との関連において、要綱の必要性が薄れてきています。	B	—	改善・見直し	東京都福祉のまちづくり条例と重なる部分等について、都市計画部と協議、調整し、整理を行います。
	105	情報のバリアフリーの推進	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者が円滑に情報を利用し、意思を伝達できるよう、適切な情報機器を提供するとともに、障害に応じた最適な情報の提供媒体を検討し、タイムリーな情報の受発信が行える環境を整えます。	適切な情報機器や提供媒体を提供するとともに、新たなニーズを捉えた機器や仕組みを検討します。また、障害者パソコン教室を実施し、障害者のICT利用を支援するとともに、情報ユニバーサルデザインガイドブック等を作成して、行政情報等のバリアフリー化を推進します。	パソコン教室については、視覚障害児・者対象の講座を2日間と視覚障害児・者以外対象の講座を3日間実施し、合計12人が参加しました。 また、日常生活用具の給付については、対象等級や耐用年数など、情報通信支援用具の給付要件を満たすかどうか正確に判断することで適切な給付を行うことができました。 情報バリアフリーとしては、誰にでもわかりやすい情報提供を行うためにどのような配慮をすれば良いかと、色の使い方に配慮するカラーユニバーサルデザインの考えも取り入れたガイドラインを作成しました。	パソコン教室については、さらにPRに努めるとともに、個々の障害の特性を理解し、受講者ひとりひとりのニーズに適合した講座内容としていく必要があります。 また、日常生活用具の給付については、文京区日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、情報通信支援用具を必要とする障害者に対し、適切に給付することが必要です。 情報提供ガイドラインについては、差別解消法の施行に伴い、より一層の周知が必要です。	A	—	拡充	パソコン教室の実施や情報提供ガイドラインの普及等により、今後さらに情報のバリアフリーを推進していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	106	障害者週間記念事業「ふれあいの集い」	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害者に対する理解と認識を深めるため、障害のある人もない人も、共にふれあい、交流を図ります。	障害者週間を記念し、障害のある人もない人も、共にふれあう交流の場として、「障害者の作品」などの展示や「障害者スポーツ」のデモンストレーション等を行う「ふれあいの集い」を開催します。 また、ふれあいの集いに加え、他部署の事業に参加するアウトリーチ型啓発事業を実施します。	急な国政選挙の実施により、会場が縮小されたが、各校の展示方法の自由度を高めることで、より多様性のある展示内容となりました。 また、アウトリーチ型啓発事業として、10月の体育の日にスポーツ振興課主催の「ファミリースポーツデー」において障害者スポーツ体験ブースを実施し、障害者スポーツの理解促進を図りました。	障害に関する情報発信を強化することが求められています。そのため、様々な関係機関とも連携して内容の充実を図り、発信力の高い事業にできるよう取り組みます。	A	—	拡充	26年度より他部署の事業に参加するアウトリーチ型啓発活動を実施しています。また、出展者への配慮の方法について検討します。
	107	障害及び障害者に対する理解の促進	文京区地域福祉保健計画(障害者計画)	障害の特性について基本的な理解を深め、障害のある人に対して偏見や誤解なく自然に接することができるように、講演会の開催やハンドブックの作成などを行い、必要な時に気軽に助け合うことのできる、ひとにやさしいまちづくりを進めます。	障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで関心を持って理解を深めることができるよう、講演会の実施やわかりやすいハンドブックを作成し、周知啓発を図っていきます。	心のバリアフリーハンドブックは、例年通り、区立小中学校に配布して、教材として使用していただきました。 第6回及び第7回の地域支援フォーラムを開催しました。第7回はパラリンピアンをゲストに招き、スポーツという側面から障害の理解を深めました。過去にない分野での講演内容になったため、新たに参加された方も多く、参加者の枠の拡大につながりました。	心のバリアフリーハンドブックは、より理解されやすい内容とするため、具体例を取り入れる等、工夫する必要があります。 講演会は、今後さらに参加者が広がるよう、会場やテーマ設定の見直しが必要です。 差別解消法の施行に向けて、対応要領の策定等の検討が必要です。また、差別事例を把握するための調査等が必要です。	A	—	拡充	心のバリアフリーハンドブックの増刷・配付及び講演会の実施により、障害特性や障害のある方について理解を深めていきます。
	108	生活保護受給者自立支援事業	文京区地域福祉保健計画(地域福祉保健の推進計画)	生活保護受給者のうち、就労阻害要因が少ない人については、ケースワーカーや就労支援専門員が就労活動の支援を行います。また、精神障害、アルコール、薬物依存等の問題を抱える被保護者を対象に、健康管理支援員が健康回復・維持に向けた支援を行うことにより、受給者の自立を図ります。	就労については、ケースワーカーが稼働年齢層の受給者を、就労支援専門員とハローワーク等に繋ぎ、職業訓練と就労先の紹介を行います。非就労期間が長期にわたる人には、就労意欲喚起事業に繋げ段階を踏んで就労自立を支援します。また、健康管理支援員は、医療・保健・福祉等各分野の社会資源を有効に活用し、各々のケースの自立に向けた支援を行います。	26年4月からの新規委託事業である就労意欲喚起事業は、確実に成果を上げてきています。また、この事業で就労している受給者の増収支援を行い、就労自立の強化をしてきました。また、就労困難、引きこもり、就労意欲減退等の受給者に対しても、ボランティア・体験就労・就労セミナー等の社会参加を促し、時間をかけ就労に結びつけています。	就労自立するにあたり、身体的・精神的な阻害要因がある受給者は非常に多く、就労意欲喚起事業の支援を導入することによりかなりの成果が見られますが、就労自立には時間を要することがあります。また、生活保護受給者が増加する中、就労が可能な65歳以上の非稼働年齢層の就労を強化することも必要です。なぜなら、就労することにより生活習慣が整い医療費の負担減にも繋がるという二重の効果が期待できるからです。	A	—	現状維持	ハローワークとの連携と就労喚起事業を活用し、身体的・精神的な阻害がある受給者については健康支援員と協力して、生活保護受給者の自立を支援していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	109	住宅支援給付事業		本事業は、離職して住居を失っている又は失う恐れがある人を対象に、住宅費を支給することにより就労自立を支援します。	離職者から相談を受け必要の人に住宅手当を支給し、当面の生活基盤を築いた上で、ハローワークの相談員(ナビゲーター)に繋げます。また、制度周知のため区報及びホームページに掲載する。	チラシを関係機関及び区の窓口提出するとともに、区報・ホームページへの掲載等、制度の周知に努めました。また、制度利用者は一定数に止まっていますが、就職率は前年度比13ポイントアップの70.8%となりました。	通常支給月(3か月)内で就労自立していくことを目指していますが、就職までの期間が長くなる傾向があります。このため、制度説明面接時に就労意欲喚起の支援も合わせて進める必要があります。また、制度周知のための説明会などの実施が必要です。	C	—	改善・見直し	ハローワークとの連携を強化し相談及び就職率の向上を目指します。
	110	路上生活者対策事業	文京区地域福祉保健計画(地域福祉保健の推進計画)	道路、公園等で生活している路上生活者を一時的に保護し、就労自立に向けた支援を行うことにより、路上生活から脱却し社会復帰することを目的とします。	区内の道路、公園等を巡回し、路上生活者に声かけや相談を行います。また、福祉事務所では路上生活者からの相談を受け、自立支援センターへの入所を促すとともに、入所後は自立支援センターやハローワークの職員が就労自立に向けた支援を行います。	文京区27年1月に、路上生活者自立支援センター文京寮は閉鎖し、新たに台東寮が開設しました。東京都が毎年実施している「路上生活者地域別概数調査」では、26年8月時点での文京区の路上生活者数は16人でした。25年8月の調査では21人でしたので、路上生活者は毎年減少傾向にあります。就労自立をした人は、自立後も相談に応じるアフターケアにより、ほとんどが地域生活を継続できています。	区内の公園等の路上生活者の多くは50歳代後半以上で、声かけをしても「路上生活に慣れているので、身体が悪くなったら福祉に相談します」と自立支援センターの入所を希望しない人が残っている状態です。若年層では、緊急一時保護事業から自立支援事業に移行する前に無断退所してしまう人もいます。	C	—	現状維持	引き続き路上生活者に対する支援を実施し、路上生活者の就労自立を目指します。
	111	母子生活支援施設保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	配偶者のない、またはこれに準ずる事情にある女性が、養育する児童の福祉に欠けることがある場合、施設に保護し生活支援を行うことで、保護者と児童の自立した生活を目指します。	個別面接により相談者の健康状態、家族との関係等の状況を把握し、施設見学を経て、申請に基づき入所します。入所中は、施設職員による養育、就労等の生活支援の他、母子自立支援員等による継続相談を行います。また、退所後に地域で自立した生活ができるように、支援を行います。	母子父子自立支援員は、施設職員との連携を図り、常に利用者の生活状況の把握に努めました。施設内には、常に職員がいることで、母親の子の養育への不安の軽減や、就労の継続にも繋がっています。	母子生活支援施設に入所を希望しても、他区の施設への入所となるため、子どもが転校したくないと利用に至らないことがあります。転校しないで入所できるよう近隣区の施設との契約を進めていく必要があります。	C	—	現状維持	随時、施設や他自治体の情報をもとに、協定や広域利用の受け入れを打診し、相談者の需要に応えるよう、受け入れ施設の拡大に努めています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	112	婦人・母子相談体制の充実		配偶者からの暴力、妊娠・出産などに伴う相談や母子家庭の自立を支援するための相談等を受け、関係機関と連携しながら問題解決を図ります。	女性や母子世帯からの個別の相談に対して、2名の婦人相談員と1名の母子自立支援員が対応します。また、保健所や医療機関、子ども家庭支援センターや児童相談所、学校、警察なども連携を図り、必要に応じて、病院や施設に同行し対応します。	26年度の相談件数は4943件で、25年度の4496件からさらに増加しました。相談内容別では、離婚問題や夫からの暴力の相談は458件で25年度453件とほぼ同じですが、帰住先なし(施設入所希望)が72件と、過去5年の平均21件から大幅に増えました。また、生活困窮の相談は133件あり、過去5年の平均95件から増加しました。	27年度からは、婦人相談員を1名増やして3名になりましたが、相談者の問題解決には、数ヶ月から1年以上かかることがほとんどであること、施設等への入所に同行する際に時間外勤務になってしまうことがあり、非常勤職員だけでは対応が困難なケースがあります。	B	—	現状維持	公共機関、医療機関、施設等との連携・協力を図り適切な相談業務を行っています。
	113	母子・女性緊急一時保護事業	文京区地域福祉計画(子育て支援計画)、文京区男女平等参画推進計画	夫の暴力からの避難や居所がない等の理由で、緊急に保護が必要な母子又は女性を緊急一時的に施設やホテルに保護し、その安全を確保します。	相談者の状況と意思に基づき、即日に受け入れが可能な施設を確保し保護します。また、公的施設の利用が困難な場合には、民間シェルター(保護施設)や近隣のホテルを利用します。	昨年度よりも件数が増加し、窓口でも緊急一時保護に関する問合せも増加傾向にあります。緊急一時で保護をした後にも安全を確保するために継続して相談し、支援していきます。	相談者のうち、精神疾患を抱えている方が安心して入所できる施設の確保や、乳幼児や児童と一緒に避難する場合の調整が困難なことがあります。	B	—	現状維持	相談者の状況を把握した上で、緊急一時保護の提案をし、所在地の安全性等がより適当な施設等を探して相談者を案内しています。
	114	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険及び国民年金制度の適切な運営		各制度の仕組みや事業内容について、周知・情報提供等を行うことにより、区民及び関係事業者との理解促進と意識啓発を図り、各制度の適切な運営を行います。	広報紙やポスターの活用、ホームページの充実、各制度のお知らせ等の発行及び関係事業者との会議等、様々な機会を通じて制度の周知・情報提供を行います。	あらゆる機会を通じて制度加入者への周知を行い、適正な受診と健康に対する意識啓発を図りました。さらに保健・医療事業などと連携して特定健康診査・特定保健指導の推進に努めました。また、口座振替推進の結果、収納率が向上しました。適正で安定的な制度運営のための取組みを含む第6期(平成27～29年度)介護保険事業計画を策定し、周知しました。	国民健康保険においては、医療費適正化対策、収納対策、特定保健指導実施計画の推進にむけて、制度の周知を引き続き行っていくことが重要です。介護保険では、高齢化や給付費の増に対し費用負担の公平化を図り必要なサービスを確保するため第6期介護保険事業計画に沿って制度運営を着実に行うことが必要です。	—	B	現状維持	今後とも区民及び関係事業者へのさらなる制度周知、啓発に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	115	ジェネリック医薬品の普及		ジェネリック医薬品の普及促進により、被保険者の負担軽減を図るとともに、国民健康保険財政の健全化を図っていきます。	文京区国民健康保険被保険者の方に、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額をお知らせするとともに、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするため、ジェネリック医薬品希望カードを作成し配布します。さらに、ホームページ等を活用し、ジェネリック医薬品の普及啓発を図っていきます。	40歳以上で、ジェネリック医薬品に替えた場合の自己負担額の差額が500円以上の方に対して、差額通知書を送付しました。また、ジェネリック医薬品希望カードを刷り込んだ文京区国保便利帳を国民健康保険加入世帯へ送付するほか、窓口配付するなどして、普及啓発を図りました。	被保険者の負担軽減と医療費の適正化のため、ジェネリック医薬品の普及促進を図る必要があります。厚生労働省が作成した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」では、平成30年3月末までに使用率を60%以上とすることを掲げており、保険者として文京区も一層の普及啓発に努めていかなくてはなりません。	C	—	拡充	医療証の一斉更新に伴い、全加入世帯にジェネリック医薬品希望シールを送付し、普及啓発を図っていきます。
	116	生活習慣病の予防	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民が健康の重要性を認識し、生活習慣を健康的に改善するよう働きかける機会を設けることにより、区民の健康の保持・増進と生活習慣病の予防を図ります。	医師、保健師、栄養士等による生活習慣病のリスクに応じた保健指導を実施します。さらに、栄養・運動の実践を取り入れた健康づくり教室(健康スキルアップクラス)、禁煙指導等を実施します。	生活習慣病予防のための健康教育活動として、メタボリックシンドローム予備軍とその家族を対象にした予防教室を開催しました。また壮年期の区民へ向けた望ましい生活習慣定着のための働きかけとして健康づくり教室を実施しました。 延参加者数 生活習慣病予防教室 187名 ウォーキング教室 442名 健康づくり教室 510名	引き続き青壮年期の区民に健康的な生活習慣の定着を促すための取り組みの工夫が必要です。また、子育て世代の区民を対象とする親子教室や若年層向けの食育講座などそれぞれの世代のニーズに合わせた事業運営も充実していく必要があります。	A	—	現状維持	事業を引き続き実施し、生活習慣病の予防や健康の保持・増進に努めます。
	117	食による健康づくり	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	区民が野菜をより多く摂ることによって、食の面から健康になれるよう、食に関する興味と意識の向上を図るとともに、健康づくりを視座とした食環境整備を行います。	8月31日の「やさいの日」を中心とした食育イベントを実施し、区民、地域団体、大学、事業者と協働して、食に関する情報を発信していきます。他に、生活習慣病予防や食習慣をテーマにした講習会の開催、食育ボランティアの育成、ホームページでの情報発信等の普及啓発事業を行い、健全な食生活を支援します。	ハピベジフェスタには、延べ3,830人の来場があり、広く情報を発信することができました。野菜塾・子ども野菜塾には、定員を大きく上回る参加申込みがあり、区民の野菜摂取の大切さに対する注目の高さが伺えるとともに、野菜大使の育成に繋がりました。ハピベジ加盟店のシェフを講師とした食育講座を2日制で1回実施し、延べ47名の参加がありました。	平成25年国民健康・栄養調査結果によると、野菜摂取量は1日に必要とされる350gに届いていません。区民の方々が「更なる野菜への興味・関心」を持ち、外食時にも野菜を食べる行動につなげていくための食環境整備や情報発信等の支援を続けていきます。	B	—	現状維持	今後も、摂取不足が問題視されている野菜の普及啓発を基本とした食育に取り組んでいきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	118	各種がん検診	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	定期的な検診の受診等により、早期にがんを発見し、適切な治療を行い、がんの死亡率の減少に繋がります。	胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診を地区医師会及び検診機関に委託し、厚生労働省の指針に基づいて実施します。	子宮がん検診(0.8%増)、乳がん検診(0.8%増)は無料クーポン券事業により受診者数は増加した。胃がん検診(0.1%減)は計画を達成しました。大腸がん検診(0.3%減)の受診者数(134人増)は増加しましたが、対象者人口の増加(1,286人増)により受診率は低下しました。	各がん検診(子宮がん・乳がん・大腸)は、受診率の向上を図るため、個別勧奨の拡大(再勧奨や受診率の低い世代への効果的な個別勧奨等)を図り、周知・啓発に努める必要があります。	B	—	拡充	個別勧奨はがきによる受診勧奨を実施します。
	119	歯周疾患検診事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	歯周疾患を早期に発見するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促進します。	歯科医師会に委託して、区内の歯科医療機関において歯周疾患検診を実施します。検診対象者の30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民に個別に検診案内の通知を行っています。	歯科医師会へ委託し、8月1日から12月28日まで区内の歯科医療機関で実施しました。受診者は1,483人で受診率は微増で計画数値には至ってません。また、重度の歯周疾患のある者は38.9%で前年と比べ増加しています。受診率の向上については、ポスター、チラシにおいて両歯科医師会からの意見を取り入れて作成し、周知しました。	歯周疾患の予防には歯を磨くという習慣や、不規則な食生活、喫煙などの生活を改善することで、抵抗力が高まり悪化を防ぐことができます。生活習慣を改善するには、いつでも相談できるかかりつけ歯科医を持つことなどが考えられることから、歯科医師会の協力を得て受診率向上に取り組みます。	C	—	現状維持	受診率が伸び悩んでいる対策として、健診間隔の短縮について両歯科医師会と検討を進めます。
	120	結核・感染症予防対策事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	結核患者の治療支援、感染症発生時の防疫措置やエイズ・性感染症予防の普及啓発等を実施し感染症の予防及びまん延防止の対策を行います。	結核患者の医療費助成・医療機関等への病状照会・服薬支援 感染症発生時の防疫措置・疫学調査及び感染症発生動向調査 エイズの正しい知識の普及啓発を図るためレッドリボン展を開催	結核患者の服薬支援として平成25年度から実施している薬局DOTSについては、患者の状態を考慮しながら、効果的に実施し、件数も増加しました。西アフリカを中心に流行が続いているエボラ出血熱の対策として、患者搬送訓練を都や関係機関等と合同で実施したほか、接触者等への対応の準備や防護服の定期的な着脱訓練を行ってきました。また、HIV感染とエイズについての正しい知識と理解の普及啓発を図るため、レッドリボン展とレッドリボンコンサートを実施しました。	昨年夏、約70年ぶり国内感染者が発生したデング熱や西アフリカを中心に発生しているエボラ出血熱の対策を継続しながら、国内での症例が少ない感染症についての対策を進める必要があります。都内のHIV感染者とAIDS患者を合わせた報告数は、過去3番目に多いことやHIV感染者の20歳代は、過去最高となったことから引き続き予防啓発事業を実施する必要があります。	B	—	現状維持	感染症発生時の防疫体制の確保やエイズ予防啓発事業を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	121	予防接種の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	予防接種率を確保するために環境を整備するとともに、予防接種の必要性や効果等の周知により接種勧奨を行い、感染症の発生及びまん延を予防する。	定期予防接種の実施(BCG・四種混合・DT・MR・Hib・小児用肺炎球菌・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン・水痘・高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌) ※子宮頸がん予防ワクチンは、積極的な接種勧奨を差し控えているため計画と実績に乖離があります。 任意予防接種費用の助成(おたふくかぜ・MR接種もれ・先天性風しん症候群対策・高齢者用肺炎球菌)	平成26年10月から水痘・高齢者用肺炎球菌ワクチンが新たに定期予防接種に導入されたことにより、定期予防接種の接種人数が4,585人増加し、任意予防接種の接種人数が1,139人減少しました。また、前年度から引き続き、先天性風しん症候群予防のために、成人を対象とした風しんワクチンの費用助成を実施しました。なお、任意予防接種に係る経費については、東京都の補助金(支出金)を有効に活用しました。	子どもの定期予防接種が増加していることから、平成27年度導入しました子育て応援ワクチンナビの活用を積極的にお勧めするなど、定期予防接種のスケジュールをサポートし、接種もれを防ぐ必要があります。また、平成27年度に実施する里帰り等で接種した予防接種費用助成についてのご案内と適正な運用に努める必要があります。	B	—	拡充	予防接種制度改正に伴った円滑な予防接種事業の遂行に取り組みます。
	122	公害保健福祉・予防事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	公害保健福祉事業は、公害健康被害認定患者の健康の回復、保持及び増進並びに健康被害の予防を目的とします。また、公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、気管支ぜん息等に対する対策により区民の健康の確保を図ることを目的とします。	ぜん息やアレルギー等に関する知識の普及、相談・指導等を行うため、呼吸器健康講座、アレルギー講演会及び小児ぜん息等健康相談(アレルギー相談)を行います。また、区内在住の被認定者(1・2級)へ保健師が訪問し療養指導等を行います。更に、インフルエンザに罹患すると重症化のリスクが高い認定患者に予防接種費用を助成するほか、ぜん息児水泳教室により幼児・児童の呼吸器の機能訓練を行います。	呼吸器健康講座参加者 延べ 113人 家庭療養指導訪問数 17人 インフルエンザ予防接種費用助成 延べ 134人 アレルギー講演会参加者 延べ 43人 小児ぜん息等健康相談 延べ 131人 ぜん息児水泳教室参加者 延べ 450人 水泳奨励事業利用回数 789回	周知方法や申込方法の見直しを行い、一部の事業で電子申請による申込を実施しました。事業によっては、毎回参加してくださる方がおり、継続的な支援を行うことができますが、一方で新規の参加者が少なく、事業内容や周知方法を更に見直す必要があります。 27年度より、公害予防事業として、慢性閉塞性肺疾患に関する講演会を実施し、病気の実態や予防についての知識を区民に周知していきます。	B	—	改善・見直し	より効果的な事業を実施するため、引き続き、事業内容、周知方法等について見直しを行っていきます。
	123	かかりつけ医事業支援	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	すべての区民がかかりつけ医を持ち、日頃から適切な健康管理ができるようにします。	小石川医師会及び文京区医師会が行うかかりつけ医の普及啓発事業に対して、補助金を交付し支援します。	両医師会が運営するかかりつけ医事業運営協議会において各種事業を通じて区民に啓発を行い、専門委員会の在宅医療推進委員会や寝たきり予防対策推進委員会等で様々な検討を行い、かかりつけ医の推進に寄与しました。かかりつけ医の相談件数は104件あり微増です。	高齢者人口が増加し在宅医療を求めるニーズが多様化するなかで、さらにかかりつけ医の必要性が高まってきています。引き続き様々な関係機関との連携を通じて、かかりつけ医事業の普及・啓発に努めます。また、退院時の支援等を行っている地区医師会による在宅医療支援相談窓口と対象者等の重複が考えられることから検討の必要があります。	A	—	改善・見直し	かかりつけ医は区民に定着しつつあり、今後、退院後の支援等について検討します。また、歯科、薬についても医療連携推進協議会等の中で検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	124	在宅寝たきり高齢者等歯科訪問健診・相談指導事業		通院困難な区民の歯周疾患の早期発見や口腔衛生の保持増進を図ります。	40歳以上の寝たきり等の通院困難な区民を対象に、歯科訪問健診及び予防相談、指導を行います。また、歯科医師会に対しては、医療機器購入の助成を行い在宅歯科診療の推進を図ります。	両歯科医師会へ委託し、5月1日から翌年3月31日まで区内の歯科医師が訪問健診等を実施しました。昨年度、新たに両歯科医師会へ在宅歯科診療機器リース料の助成を開始し、受診者は136人で計画を大きく上回りました。受診者は増加傾向にあります。周知については、チラシ作成にあたり両歯科医師会からの意見を取り入れて作成し、広く配布しました。	対象者が40歳以上であること、また期間が5月1日から、年齢や実施期間に制限があり、療養者がこの制度を使いやすくするために改善を図っていく必要があります。	A	—	拡充	健診の対象者の年齢や実施期間等について、この制度を使い易いものにするための見直しを行います。
	125	医療安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	良質な医療を提供するための体制整備を行い、区民の医療に対する信頼を確保します。	診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所等の許可、登録、届出時の審査と開設後の監視指導や「患者の声相談窓口」という医療安全相談事業を行います。特に診療所については、医療安全に関する業務体制を整備することを重点的に指導しています。	医療機関への監視指導を行い、医療の安全を確保するために指針・手順書等の整備率の向上を図りました。 また、施術所の開設立入検査時において、開設者に対する広告の指導をしたことで、違反広告を未然に防ぐことができました。引き続き指導を行っています。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」が施行され、医療法施行令の一部が改正されたことに伴い、国開設診療所の開設許可権限等が文京区に移譲されました。これを踏まえて、立入検査及び台帳の整備が必要になっています。また、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正が施行され、要領の改正が必要になっています。	B	—	現状維持	医療機関に医療安全を確保する体制の整備を促進するよう、監視指導を実施します。
	126	健康危機管理体制の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	新たな感染症など健康を脅かす事態に際し、最善の対応や対策を行うため、関係機関等と連携し、健康危機管理体制の充実を図っていきます。	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を実施します。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に基づき、新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合の対応について「文京区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。また、内閣官房新型インフルエンザ等対策室と東京都総務局総合防災部が主催する新型インフルエンザ等対策訓練に参加し、情報連絡や患者移送について実践的な訓練を行うとともに、新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議の委員(医療関係者)対象に訓練リハーサル時の見学会を実施しました。	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議の委員の任期が6月末で終了するため、新たな委員の委嘱を行います。新型インフルエンザ等発生時の対応については、具体的な事項について新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議において、今後も協議するとともに情報共有等を行っていく必要があります。	C	—	改善・見直し	新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	127	環境衛生監視の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	理・美容所や公衆浴場、旅館などの事業者には、自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区は衛生管理に必要な支援や監視を行い、利用者の健康・安全を守ります。	理・美容所、公衆浴場など環境衛生関係営業施設への保健所の監視・指導と事業者の自主衛生管理によって、より衛生的な施設環境の確保を図ります。また、区民が公衆浴場、旅館業施設、介護施設等で安心して入浴できるよう、レジオネラ発生防止対策事業を実施します。	日常的な環境衛生監視指導業務の実施及び衛生管理講習会の開催により、重大な事件・事故を未然に防いでいます。研修や講習会で監視員が監視技術を向上させて、区民や営業者への適切な助言を行っています。	レジオネラ発生防止策をはじめとした衛生知識の普及に一定の成果が見られたことから、今後は環境衛生関係営業施設等への監視・指導数の向上が課題となっています。	B	—	改善・見直し	旅館業、理容業、美容業、公衆浴場などの衛生管理の向上のための監視指導を充実させます。
	128	特定建築物衛生検査の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物のうち、その延べ床面積が3,000～10,000㎡の建物の衛生的環境を確保します。	各種届出を通じて台帳整備を確かなものとし、区内の特定建築物の状況を把握します。平成22年度末で156棟ある区が管轄する特定建築物について、年間35棟の立入検査等を実施し、法の基準等に適合しない事象等に改善の指導と報告を求めます。第2ブロック共催で年に1回の講習会を実施し、ビル管理の情報提供や問題把握の場を作ること、建物の衛生管理の意識啓発を図ります。	一般立入検査を行った29棟のうち、25棟に不備・不良事項があり、指摘・指導を行いました。また、平成26年10月に実施した講習会では、114施設88人の参加があり、参加率が向上しました。(参加率114/156=73%)内容は、ビルの空気環境の衛生管理に関する講義でした。	立入件数が計画に及びませんでした。立入検査件数の増加が課題となっています。複雑化・高度化するビル設備の衛生管理についての確かな監視指導を行うためには専門的な知識と豊富な経験が必要です。今後も積極的な研修参加、実地経験を積むことで改善を図っていきます。	B	—	改善・見直し	法令に基づき、今後も建築物の衛生環境の維持を確実に指導します。
	129	室内環境調査の充実	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	住まいやオフィスにおける有害な化学物質の発生抑制などに必要な指導や助言を行い、快適な生活環境を確保し、区民の健康・安全を守ります。	区民やオフィスの事業者に向けて計画的に情報発信及び相談、調査を行い、区民の快適で健康な暮らしの向上を図ります。	家屋のなかの化学物質、ダニ、カビ、結露等の相談を受け付けました。平成27年2月に「パンフレット「住まいの衛生」を作成配布し、3月4日に区民やオフィスの事業者に向けて室内アレルゲン対策に関する講演会を開催しました。	よりの確かな助言を行うために、住まいやオフィスにおける健康に関する化学物質の検査対象の拡充を図るとともに、事業の周知活動の強化をおこない、区民の快適で健康な暮らしの向上に努めます。	B	—	改善・見直し	住まいやオフィスにおける有害な化学物質やダニ・カビの発生抑制などに必要な指導や助言を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	130	医薬品等の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	医薬品等による区民の健康被害を未然に防止し、健全な生活環境を確保します。	薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、毒物劇物販売・取扱業等の許可・登録・届出時の審査と営業後の立入検査等による監視指導及び医薬品や家庭用品の規格検査等を行います。	平成27年度に東京都から事務移譲される高度管理医療機器等販売業貸与業の業務を切れ目なく円滑に遂行するため、情報収集及び研修の受講、情報システム準備等を行いました。薬事法が医薬品医療機器等法に名称変更され内容が改正されるに伴い、その内容を薬局、店舗販売業施設等に講習会等で周知しました。医薬品・医療機器が販売される際に、資格者から購入者等へ品質、有効性及び安全性についての情報提供が適切にされるように周知徹底しました。	高度管理医療機器等販売業貸与業の業務が円滑かつ適切に遂行されるために、てびきの作成等事務の整備をする必要がある。医薬品・医療機器が販売される際に、資格者から購入者等へ品質、有効性及び安全性についての情報提供が適切にされるように、さらに薬局・店舗販売業施設・高度管理医療機器等販売業貸与業施設へ継続して周知していく必要がある。	B	—	改善・見直し	高度管理医療機器等販売業貸与業の事務を円滑かつ正確に遂行するため、てびきの作成等を行う。東京都から特定保険医療材料等価格調査の事務移譲が予定されている。
	131	食品の安全対策の推進	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)、平成27年度食品衛生監視指導計画	文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。	区民・食品関係事業者・行政の食の安全に係るリスクコミュニケーションを充実し、食品関係施設の自主管理の推進とともに、地域の実情に合わせた監視指導を行います。主な取り組みは次の通りです。 ① 食の安全性情報の共有化の推進 ② 食品衛生関係施設の自主管理の推進 ③ 食品衛生関係施設への監視・指導 ④ 流通食品の監視 ⑤ 違反食品、食中毒発生時等緊急時の迅速な調査対応と、その整備の拡充	平成26年度は区内の施設を原因とする食中毒の発生はありませんでした。監視指導としては、引き続きO157食中毒対策としてのほか、ジビエ(野生鳥獣肉)によるE型肝炎ウイルスや寄生虫による食中毒対策として食肉取扱施設に対する監視指導を行いました。区民への食品衛生情報の提供としては、引き続き野菜の衛生的な取扱いについてイベントにて展示を行いました。また、児童向けのリスクコミュニケーション事業として事業者を講師として迎えて和生菓子作り教室を実施しました。	平成27年4月1日に施行された食品表示法や6月12日に施行された豚肉の生食の禁止などは、事業者への講習会等での情報提供だけではなく、区民にも自ら食の選択に資する安全情報についてのリスクコミュニケーション事業の更なる推進を図る必要があります。また、食の安全を確保するためには事業者の自主管理の徹底が必須であり、異物混入や食中毒を防止するためにも、常に最新かつ施設の規模や取扱食品に合わせた衛生管理技術支援が必要です。	A	—	現状維持	食の安全確保、事件や事故などの危害未然防止のため、事業者への最新情報・技術による衛生管理支援指導及び区民・事業者への食の安全に係るリスクコミュニケーション事業を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
福祉・健康	132	動物との共生社会支援事業	文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	犬・猫などの動物の飼い主が、動物の正しい飼養に努めるよう普及・啓発を図り、動物愛護団体等様々な主体と連携し、人と動物とが共に暮らせる良き共生社会を目指します。	動物との共生や動物愛護、犬・猫の正しい飼い方について、イベントや講演会の開催、ポスター・リーフレットの作成及び区報やホームページなどの活用により、普及・啓発を行います。また、動物の飼養指導員や普及員、動物愛護団体等の協力を得て、動物の適正な飼養を推進します。飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の助成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 動物との共生社会支援事業についてはイベントを2回開催しました。来場者数の合計は1,042人でした。 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術については521匹の猫の手術を実施し(500匹予定)、実施率は104%でした。 狂犬病予防注射は4,550頭の犬に接種し、達成率は99%でした。 	<ul style="list-style-type: none"> 猫については、雌猫は1年に3回程度妊娠可能であること、糞尿被害の苦情も多くあることから、引き続き去勢・不妊手術による繁殖抑制をしていくことが必要と考えます。また、終生飼養の徹底について、これからも飼い主に啓発する必要があります。 犬については、犬の登録と狂犬病予防注射の義務を果たすことや適正飼養について、今後とも飼い主に周知徹底します。 	B	—	現状維持	引き続き、犬・猫の適正飼養やモラルの向上を啓発するとともに、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術を実施します。
コミュニティ・産業・文化	133	町会・自治会活動の支援強化		急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴う地域コミュニティの希薄化が課題とされてます。とりわけ、東日本大震災以降は、災害時における地域コミュニティの大切さが見直されています。より一層、地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティの核となる町会・自治会への加入促進及び魅力ある地域活動の展開に向けた支援を行います。	町会・自治会へ魅力ある地域活動の展開に向けて事業補助や助言等の支援を行うとともに、マンション住民を含めた加入促進に向けて有効的な情報発信・提供を検討、実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ■町会・自治会への加入促進 ・区報1面に活動内容PR記事を掲載 ・パンフレットを戸籍住民課窓口で転入者向けに配布 ・ポスターを区掲示板等に掲示 ・マンション管理セミナーで町会活動のPR ■魅力ある地域活動の展開に向けた支援 ・町会・自治会事業補助 154町会 ・地区町会連合会事業補助 9地区 ・文京区町会連合会事業補助 ・地域広報紙発行補助 24団体 ・地域の底力再生事業補助(都補助)説明会の実施 	町会等の地域活動に関心を持つ人々をいかに地域活動への参加につなげていくかが課題です。そのためには、マンション等への新規転入者等をはじめ地域の幅広い世代の住民に町会・自治会の役割の重要性を認識いただくことが重要です。また、役員の高齢化が進み、活発な活動を行うことができない町会・自治会もあることから、活動に参加できる新たな人材の発掘が必要です。マンション住民への加入促進に加えて、マンション管理組合への支援も検討していきます。			拡充	引き続き、区報や区ホームページ、パンフレット等で活動内容を周知していきます。地域活動の要の施設である地域活動センターで今年度地域活動センター9か所で開催予定の地域を知るセミナーなどをこれまで以上に地域活動センターを活用していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	134	地域活動センターの整備		<p>区民サービスコーナー、ふれあいサロン事業の拡充、立ち寄りスペース業務、安心・安全まちづくり事業、環境・高齢福祉施策などの事業を実施し、地域の相互交流を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る地域の拠点施設とするため、地域活動センターの建替えを進めています。</p>	<p>近隣施設の複合化を中心に建替えを進めます。大原は、子育て施設と併設(千石1丁目へ移転)し、千石交流館の機能を複合化します。向丘は、第六中学校と併設し、アカデミー向丘との複合施設として整備します。礪川は、高齢者あんしん相談センター分室と併設し、音羽は、福祉センター跡地の介護老人保健施設と併設します。 なお、大塚は引き続き複合化の検討を行っていきます。</p>	<p>建て替え後の礪川、大原、向丘は、施設も充実し、地域コミュニティの核として整備をしました。音羽は、計画の住民説明会と基本設計が終了し、実施設計に向けた調整を行っています。</p>	<p>音羽:関係機関・団体等と調整を図りながら、実施設計と開館後の運営に向けた準備を進めていく必要があります。 大塚:新たな複合施設として整備していくためにも、関係方面と調整を図り今後の方向性を検討していく必要があります。</p>	—	A	現状維持	音羽は、選定された施設整備・運営事業者と引き続き協議を進めていきます。
	135	地域活動センターの運営の充実		<p>区内各地域において、区民に身近な場所で各種自治体サービスを提供するとともに、町会・自治会等をはじめとした様々な地域活動団体と協働で地域コミュニティのより一層の活性化を図ることを目的に、地域の拠点施設である地域活動センター運営の充実を図ります。</p>	<p>区内地域活動センター9ヶ所において、「地域活動センター広報紙」を発行することで、各地域の特色、地域活動等を紹介し、地域活動へのきっかけづくりに取り組みます。 新規転入者などを対象に、町会・自治会等の地域活動団体を紹介する「地域を知るセミナー」を開催し、新規住民の地域活動への参加を促します。</p>	<p>施設の充実等に伴い、利用者数は昨年度より5,000名ほど増加となりました。 地域活動センター広報紙の発行では、チラシの作成、掲示板への掲出による地域活動参加のきっかけづくりを試みました。</p>	<p>礪川・大原・向丘地域活動センターの施設整備は完了し、充実した施設を地域住民に提供することが可能となりました。今後は、これらの施設を地域コミュニティの中核を担う地域の拠点施設として有効活用していくことが重要です。また、広報紙だけではなく、ホームページ等や様々な機会を通じ、地域コミュニティをPRしていきます。 地域活動センターは、地域コミュニティの活性化を一層推進するため、マンション等の住民と町会・自治会とつなぐ「パイ役」としての様々な事業展開の検討と実践が求められます。</p>	B	—	拡充	今年度は新たに地域を知るセミナーの実施を行っていきます。また、地域団体活動の地域拠点施設としての施設を有効活用し、その役割を果たしていきます。
	136	ふれあいサロン事業		<p>子どもから高齢者までの幅広い世代の区民が気軽に地域活動に参加できる交流の場を提供するとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を支援することを目的としています。 また、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。</p>	<p>湯島、汐見、駒込地域活動センターにおいてふれあいサロン事業を実施し、多世代間交流の場を設けるとともに、地域活動を担う人材発掘・育成を目的とする講座を企画・実施します。 実施事業については、毎年度見直しを行って充実を図るとともに、昨年度、施設が整備された礪川、大原、向丘、地域活動センターにおいても、ふれあいサロン事業を展開します。</p>	<p>10月に大原地域活動センターがリニューアルオープンし、地元講師を活用した3B体操(器具を用いて行う有酸素運動とストレッチ)等を実施しました。 3月初旬にリニューアルオープンした礪川地域活動センターでは、地元の講師を活用した変化朝顔の講座を実施しました。 講座実施数は、計画より低いものの、申込率は高く、延べ参加者は計画を上回りました。</p>	<p>今年度当初から礪川・大原・向丘地域活動センターでふれあいサロン事業を展開していきます。また、各地域、施設の特徴や人材を活用した事業展開をしていく必要があります。 今後は、ふれあいサロン事業の目的を達成するため、昨年度と同様にモニタリング及び講座企画を行う必要があります。</p>	B	—	拡充	引き続き、地域活動を担う人材発掘・育成を目的として講座を充実させていくよう工夫をしていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	137	区民センター老朽施設等改修	都営住宅と文京区施設との合築建物の耐震診断及び耐震改修に関する基本協定	区民センターの老朽部分(内外壁、床、屋外広告サイン、給排水設備、電気設備)の更新及び新設する障害者就労支援センターや私立認可保育所など各施設の改修工事を行います。	区民センターの改修に伴う実施設計及び工事、工事管理を行います。	関係課及び施工業者との定期的な打合せ会を開催し、要望や課題を整理し、情報の共有化と連絡調整を行いました。また、地域住民に理解を深めていただくため説明会を開催し、意見交換を行い、現在、工事を着工しています。	関係課及び施設利用予定事業所等と緊密な連絡調整を図り、平成28年4月のリニューアルオープンに向けた準備を的確な進行管理のもとに行います。 参考:主な施設 社会福祉協議会、私立認可保育所、障害者就労支援センター(福祉の店含む)、障害者多数雇用事業所、NPO法人消費者の会	—	B	現状維持	平成28年4月区民センターリニューアルオープンに向け、関係各課、関係機関と綿密な調整を図り、区民センター利用者等への内覧会、周知を行います。
	138	地域活動参加支援サイトの充実		地域の公益活動団体の広報支援のための地域公益活動情報サイトと、地域課題の解決を図る担い手を創出する取組みである新たな公共プロジェクトで運用している特設サイトやSNS(Facebook、Twitter)及びメールマガジンの一体的な活用を行い、地域活動への参加促進を図ります。	地域公益活動団体が自ら情報発信できる機能を持つ地域公益活動情報サイト「こらびっと」と、新たな公共プロジェクトへの参加を促すための特設サイトやSNS等の活用実績を踏まえ、地域活動への参加促進に有効な広報機能の選択や、活用ノウハウを蓄積し、区民への発信情報の充実を図ります。	地域公益活動情報サイト「こらびっと文京」を協働で運営する特定非営利活動法人中小企業経営協会と定期的に打ち合わせを行い、「トビックス」や「イベント情報」などの情報発信を充実させるとともに、Twitterの効果的な活用や夏休み特集の小中学校への周知などで、ユーザー数、セッション数(訪問数)及び登録団体数の増加に繋げ、より多くの区民に情報を発信しました。また、新たな公共プロジェクトで運用している特設サイトやSNS等についても、事業実施時に積極的な活用を図ることで、各種事業への参加人数の増加に繋げることができました。	地域公益活動情報サイト「こらびっと文京」については、さらに、団体情報、イベント情報などの情報発信の充実を図っていくとともに、新たな公共プロジェクトで運用している特設サイトやSNS等についても、より多くの情報を発信し、地域活動への参加促進を図っていく必要があります。また、ボランティア・市民活動センターの機能拡充に伴い整備される中間支援施設との関係も考慮し、効果的な情報発信を行えるよう検討していく必要があります。	B	—	改善・見直し	「こらびっと文京」及び「新たな公共プロジェクト」の運営を通じて、広報媒体の活用ノウハウを蓄積し、地域活動参加支援サイトの充実を図っていきます。
	139	新たな公共の担い手との協働の推進		文京区新たな公共の担い手専門家会議の提言に基づく取組である「新たな公共プロジェクト」の実施により、地域課題の解決を図る担い手を創出し、豊かな地域社会の実現を図ります。	「新たな公共プロジェクト」では、対話の場、社会起業講座、情報発信のためのプラットフォームの構築、地域課題解決プロジェクト支援等の各種プログラムの実施を通じて、地域課題の解決を図る担い手の創出を進めていきます。	様々な広報面や事業実施方法の工夫などにより、新たな公共プロジェクトの各種事業への延べ参加人数が1,000人を超えるなど、昨年度の実績を大きく上回り、地域活動に関心のある区民の参加促進に一定の成果がありました。また、平成26年度は、8件の地域課題解決プロジェクトが登録され、3件のプロジェクト支援を実施し、地域に根ざした活動となっているものも見受けられることから、継続的に公共サービスを提供できる担い手の創出に、一定の成果が見られました。	新たな公共プロジェクトの重点テーマについては、これまで行政側からの課題を基にテーマを設定してきましたが、事業の実施から2年を経過したことで、テーマに対する取組に広がりが必要になってきました。今後は、大学等教育機関と連携するなどして、時代背景を踏まえたテーマを設定し、各種事業を実施していくことが必要です。また、平成27年度は、新たな公共プロジェクト事業実施3か年目となるため、専門家及び実務者による会議体を設置し、客観的な成果検証を行った上で、今後の方向性を検討していく必要があります。	B	—	現状維持	25・26年度の成果を踏まえながら、引き続き事業を展開していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	140	男女平等参画推進事業	男女平等参画推進計画	男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会の実現のために、男女平等参画推進計画に基づく施策を推進します。	男女平等参画推進計画に基づく施策を推進するため、有識者や公募区民から成る文京区男女平等参画推進会議により、事業の推進状況の確認や評価を行います。また、講座開催や啓発誌発行により、意識啓発や理念の周知を行います。	両立支援事業における相談会やセミナーを実施するとともに、働き方や子育て、介護、人権(SOGIを含む)について、支援団体と協働し講演会や展示会を開催しました。 また、DV相談や性(性被害)、SOGIへの相談について、区内協力書店や関係団体、区施設において広く相談事業の周知を行いました。 (その他の実施事業)カラーリボンフェスタ、セクシュアルマイノリティ支援全国会議、ライフパズル展 ほか共催・後援事業の実施 ※SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity):性的指向や性自認	両立支援事業においては、推進の自主性と継続性のもと国際基準を踏まえた事業展開が必要であり、「文京区版WEPs(女性のエンパワメント原則)」の早期の導入が課題です。	A	—	拡充	男女がともに希望する社会参画への機会や精神的な支援体制を提供する相談事業のほか、両立支援や女性の躍進を推進する事業を行います。
	141	男女平等センター事業の充実	文京区男女平等参画推進条例、文京区男女平等センター条例	男女平等参画を推進する拠点施設として、区民に学習機会、活動の場を提供します。	文京区女性団体連絡会を指定管理者として、施設の維持管理及び事業の企画・運営を区民との協働により行っています。	男女共同参画週間記念講演会等の18事業を行いました。女性研究者の採用・登用促進拡大に向けた事業(未来の女性科学者育成事業:10名)や国連機関(UN Women日本事務所)の開設記念講演会など、文京区男女平等参画推進条例理念に基づく、講演会や研修会を行いました。 男女平等参画施策の拠点施設として、研修活動機会の場の提供として5,770件の利用をいただきました。また、活動報告としてセンターだよりを3回発行しました。 保育課との協力により、「保活プロジェクト」(120名)を開催し、子育て世代へ保育園の周知活動を行いました。	文京区男女平等参画推進条例に基づく拠点施設として、災害対策(防災面)の整備を継続するとともに、多様な年代への事業提供を継続していくことが必要です。	A	—	拡充	男女平等参画における学習機会の場として、様々な視点を捉えた事業展開を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	142	産学官連携支援事業		大学と区内企業が連携することにより、区内産業の活性化を図ります。	各要望に応じて、大学と区内企業をつなぐ橋渡しの役割を果たします。区だけの支援ではなく、国・都等の支援を受けられるためのコーディネーターも行います。	区内大学からの問い合わせに対して、区内企業(食品メーカー)を紹介し、産学連携により商品開発を行いました。その後、開発した商品は区内企業の直営店で販売しているほか、文京博覧会でも販売を行いました。また、文京博覧会には7大学が出展し、大学の研究成果を発表しました。	産学連携会議の開催とイノベーション・マネージャーの設置については、創業支援施設の設置について具体的に検討を進めていく際に、一体的に検討を行う必要があります。	B	—	現状維持	大学と区内企業マッチングにより、区内企業の発展を図ります。
	143	学生向けビジネスプラン策定講座&コンテスト		学生及び若手社会人を対象としたビジネスプラン策定講座及びコンテストを通じて、起業家を育成し、地域産業との交流を促すとともに、大学発ベンチャーの創出を図ります。	学生及び若手社会人が本講座を通じて、起業に必要なスキルを身につけ、最終回では受講生が考えたビジネスプランを発表するとともに、本講座の中間課題では、様々な産業の動向について学ぶ機会を設けます。	受講生は講座を通じ、起業に必要なスキルを身につけるとともに、講座最終回では、独自に作成したビジネスプランを発表しました。	受講者とビジネスプランコンテスト観覧者について、学生及び若手社会人の参加者をより多く募ることが必要です。	B	—	現状維持	アントレプレナーシップ論講座運営事務局と提携して、事業展開する。講座の参加に対して区の創業支援セミナーについて周知し、参加を促す。
	144	就労支援対策事業		若年者を中心とした求職者の就職活動を支援するとともに、区内中小企業とのマッチングを図ることにより、区内中小企業の就職活性化を促進し、求職者の就職及びその後の就労継続に寄与することを目的とします。	就職活動に役立つ研修、ビジネススキルアップを目指した研修等を開催します。また、ハローワークや東京しごとセンターなど、雇用労働関係機関と連携し、合同面接会等を開催します。	若年者向けの研修として、社会人基礎力養成講座(講演会1回、講座4回、相談会1回、区内中小企業ツアー4回)を開催するとともに、就労に関するパンフレットを作成し、若年者の就職活動に寄与しました。また、若年者だけではなく保護者を対象とした講座を実施(1回)し、現在の就職事情について、情報提供を行いました。	研修参加者の増加を図るため、さらなる周知が必要です。また、就職活動の開始時期が変更となったことから講座等の効果的な実施時期の検討が必要です。	A	—	改善・見直し	若年者向けに就職活動に役立つ研修、ビジネススキルアップを目指した研修等を実施していきます。
	145	地域ブランド創出支援事業		地域に根ざしたブランドの創出の支援及び地域振興を図り、地域活性化に寄与することを目的とします。	文京区の魅力ある地域ブランドを新たに創出する事業を実施する小売事業者等の地域グループ又は特定非営利活動法人に対し、その経費の一部を補助します。	お茶の水女子大学公認サークル「Ochas」と区内企業との産学連携により、商品開発・販売された洋菓子について、商品の試作原材料費に対して助成しました。	区報ぶんきょうや事業チラシの配布等で周知を行ってきたが、事業の認知度高まっているとは言えず、申請が伸び悩んでいます。	C	—	現状維持	引き続き事業の周知を強化し、該当事業に要する経費の2/3以下・30万円を限度に助成していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	146	チャレンジショップ支援事業		区内商店会の空き店舗で開業する地域に根ざした起業家を支援します。また、商店会の空き店舗を活用することで、区内商店会の賑わいの創出と活性化を図ります。	区内商店会で発生した空き店舗等で開業する起業家に対し家賃補助を行います。また、専門家による経営相談等を行い、創業時に起きる諸問題の解決等を支援していきます。	平成26年度は8件の申請があり、審査の結果、6件を認定しました。また、専門家による経営相談は、12事業者に対し、延べ33回実施しました。 また、認定店舗の紹介を産業情報紙「ピカール」や区ホームページで紹介したほか、文京博覧会2014においてチャレンジショップ展を開催し、区民等に広く周知を行いました。	本事業を対象の事業者によくPRするため、創業セミナーの参加者や創業相談者等に積極的に案内していく必要があります。また、継続的に認定店舗を支援していくため、店舗の事業内容や経営改善のニーズに応じた専門家を派遣する必要があります。	B	—	現状維持	引き続き、6件の補助を予定しています。また、認定後に専門家を3年間(最大10回)派遣し経営のアドバイスをすることにより、継続して事業に取り組む事業者の育成に力を入れていきます。
	147	中小企業等資金融資あっせん事業(利子補給)		区内中小企業者の金融機関からの円滑な資金調達を促し、かつ融資を受けた際の借受者負担を利子補給で軽減することによって、経営の安定及び経営基盤の強化を図り、区内産業の振興につなげます。	区内中小企業者が必要とする事業用資金を取扱金融機関に対し融資あっせんを行い、支払った利息の一部補助を行います。	年間平均4,392件の区内事業者に利子補給を実施しました。また、次年度に向けて金利の引下げを行いました。さらに、創業支援資金については、実質本人負担がゼロになるようにしました。 利子補給は、支払利息の一部を長期間にわたり補助し、事業者の負担を軽減することで、経営基盤の強化につながります。 区内中小企業者への支援として、事業経営の安定や経営基盤の強化を図るために資金調達は円滑にすることは、有効な支援策です。	特別融資について、企業ニーズに合った融資メニューを構築するために整理していく必要があります。 また、融資あっせん制度そのものの認知不足を解消するため、区内企業等に対するPRが必要です。	C	—	改善・見直し	企業ニーズや景気動向を見極めながら、融資メニューや金利の見直しを図りつつ、中小企業等資金融資あっせん制度を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	148	異業種交流事業		異業種交流が図られることを促し、区内中小企業者の市場開拓または販路拡大に寄与することを目的とします。	国内外見本市・展示会等へ出展する区内中小企業・団体に対して出展費用の一部を補助します。 また、CSR活動意見交換会や他区と協力で異業種交流会、商談会を開催します。	展示会等出展費用補助は、区内中小企業等に展示料の一部を33件補助しました。販路拡大をサポートすることが、新たなビジネス展開を生み出し、経営基盤拡大のためには有効な策です。 CSR活動意見交換会については、1月27日に行い、13社17名が参加しました。 また、企業間交流については、台東区との合同ビジネス交流フェアを11月26日に、また北区、豊島区、練馬区及び板橋区との5区合同ビジネスネットを10月22日に行い、活発な新規販路開拓に寄与しました。それらに加えて1月29日に文京区・大田区モノづくり技術交流展示会・交流会を開催し、他地域の持つ様々な資源を医療機器産業が活用できるようにしました。	販路拡大が区内中小企業の代表的な課題であり、展示会等出展費用補助事業利用者が新規利用企業数、昨年度利用企業数ともに増加し、ニーズが高まっています。そのため、年間を通して募集できるよう募集期間を前・後期制にすることや、既利用者の固定化をしないよう申請回数制限を設ける等、改める必要があります。また、企業間交流については興味・関心がある企業に参加を促し、課題解決の後押しをする必要があります。	B	—	改善・見直し	新規企業の利用を増加させるために、展示会等出展費用補助事業要綱を改めます。また、各種異業種交流会の案内を強化します。
	149	大学発ベンチャー支援事業		若者の創業を後押しするとともに、発展途上にある区内の大学発ベンチャー企業の技術力の向上及び経営基盤の強化を促進し、もって区内産業の発展及び新産業の創出に資することを目的とします。	大学発ベンチャー企業(大学の研究成果を活用して創業した企業、現役学生が創業した企業など)が、新製品又は新技術の開発等に取り組む場合において、これに要する費用の一部を助成します。 当事業は、従来の新製品・新技術開発費補助事業の産学連携枠を改編して、平成26年度に新設したものです。	リチウムイオン電池のバッテリーマネジメントシステムの開発、自動車触媒用高性能ゼオライトの開発、法律等の類似条文の検索システムの開発の3件の事業を補助対象として認定しました。 平成26年度に事業を完了した1事業者に助成を行いました。	補助対象が大学の研究成果等を活用して新製品・新技術に取り組むベンチャー企業に限られているので、効果的な周知を行う必要があります。	A	—	現状維持	新規プロジェクトに要する経費の2/3以下・50万円を限度に助成します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	150	新製品・新技術開発費補助		区内の中小企業者が新製品や新技術の開発等に取り組む場合において、これに要する経費の一部を助成することにより、区内の中小企業者の技術力の向上と経営基盤の強化を促進します。	斬新なアイデアや独創性のある新製品等の開発に要した経費の一部を助成します。 なお、平成26年度より産学連携事業枠を大学発ベンチャー支援事業に移行しました。	平成26年度は、以下の2件を認定し補助を行い、製品化に結びつけることができました。 ・Pick Worker 多軸ロボットに自動で動作を考えさせるアルゴリズムと3Dセンサーを組み合わせた知能ロボット自動化システム ・鼈甲眼鏡 立体切削 鼈甲加工の伝統技法に立体的な機械切削加工を取り入れた、新たな形状の鼈甲眼鏡、アクセサリーの製作	PR強化による認知向上に伴い、申請期限後にも問い合わせが発生しており、本事業の申請受付期間等について検討する必要があります。	B	—	改善・見直し	補助対象事業に新たなサービス創出のための研究開発の追加を検討します。
	151	産業情報の発信		区内中小企業・産業団体・消費者団体が必要とする経済・経営・消費生活の情報を広く区内外に発信・提供し、区内産業の振興・発展を図ります。	区内の経済動向、景況調査結果の要旨、区の産業振興施策の紹介などを主な内容として、産業情報紙「ビガー」を年に4回発行しています。 また、出展団体が、展示・実演・研究発表・販売などを行う文京博覧会を開催しています。 さらに、文京ビジネスナビゲーション(B-なび)を構築し、会員である中小企業等に対して各種情報の提供を行うとともに、ホームページを通じて会員企業の情報を全国に発信します。	産業情報紙ビガーは、H26年度は合計4回(1回3,600部)発行しました。産業振興に資する支援情報等を積極的に発信し、また、区内で地域活性化の取り組みを行う方々や団体の特集記事を掲載しました。 文京博覧会は各出展団体・企業による展示ブースを設置し、区内産業・消費生活のPRを行いました。来場者はほぼ計画通りであり、アンケート結果は概ね好評な意見が多く寄せられました。B-なびは、今後の在り方を検討しましたが、会員数の伸び悩みや利用者の固定化、アクセス数の低下等の理由により、26年度をもって終了となりました。終了に合わせ、会員向けにインターネットを活用した自社の強みを発見する講習会を行いました。	産業情報紙ビガーは、情報発信方法を改善し、より多くの方に迅速に支援情報等を届けていく必要があります。 文京博覧会は、来場者数は計画通りとなっていますが、区民に区内産業や消費生活を知っていたくという開催目的を明示させた上でPRしていく必要があります。	A	—	改善・見直し	文京博覧会の今後の開催内容等について十分な検討を行います。また、PRを積極的に行い、来場者数の増につなげていきます。 産業情報紙ビガーについては、紙媒体だけでなく、経済課HP上及びSNS等を活用し、産業振興に資する支援情報等を発信していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	152	商店街販売促進事業		区内商店街の振興を図るとともに、中小商業の経営安定と発展に寄与し、区民に親しまれる商店街づくりを目的として、事業補助を行います。	区内商店会、商店街振興組合、文京区商店街連合会及び文京区商店街振興組合連合会が独自に実施するイベント等の事業に対し、商店街販売促進事業及び新・元気をだせ！商店街事業による助成を行います。また、事業終了後に実施状況を把握するため、実績報告を提出していただきます。	平成27年2月に事業説明会を開催し、事業の周知を行いました。商店街販売促進事業で15、新・元気をだせ！商店街事業で34件のイベントに対し助成したことにより、商店街の販売促進及び区民に親しまれる商店街づくりに寄与しました。	文京区及び東京都の補助要件や規約等を各商店街にわかりやすく説明し、円滑に補助事業を行えるよう工夫していくことで、より商店街にとって利用しやすい事業としていく必要があります。また、既存の補助金申請商店会だけでなく、イベント実施を検討しているが開催するまでには至っていない商店会に対しても補助事業の周知を行い、より多くの商店会の活性化に寄与していく必要があります。	C	—	現状維持	引き続き商店会のイベント事業等に対して補助を行うことで、商店会の活性化を図っていきます。
	153	商店街環境整備事業		安全かつ快適な商業環境また、地域整備を実施することにより、区内商店街の活性化をはかります。	東京都と連携し、商店街が行う街路灯・フラッグ・ホームページの作成などの新設、改修、その他共同設備設置等に対し、事業に要する経費の一部を助成します。	新・元気をだせ！商店街事業の活性化事業については、アーチ塗装1件、フラッグ作成2件、ホームページ刷新1件、計4件を通じて商店街等の環境整備に寄与しました。特定施策事業については、街路灯ランプのLEDへの交換4件、環境対応型事業については、LED街路灯の設置1件、環境整備事業については、老朽化した街路灯、装飾などの交換・撤去2件、計7件を通じて商店街の環境整備に寄与しました。	商店街街路灯ランプのLED化が未実施の商店街に対して、補助金を活用した実施を促していく必要があります。	B	—	現状維持	今後も、商店街の活性化のために、商店街等の施設整備やIT機能の強化を図る事業などに対して助成します。また、街路灯ランプのLED化をはじめとするCO2削減等に取り組む商店街等に対しても支援を行います。
	154	商店会加入促進支援事業		地域コミュニティにとって重要な役割を果たしている商店街の活性化を図るために、商店会への加入を促進します。	リーフレットやマップを配布し、商店会への加入を各店に促すとともに、加入商店会や商店に対する支援活動を強化するためのアドバイザー派遣を行います。また、加入促進活動への功績が著しい商店会を表彰し、新・元気をだせ！商店街事業補助金、装飾灯等電力費補助、商店街販売促進事業のいずれかの補助率をアップします。また、チャレンジショップ事業等による商店会加入を促す施策も行います。	加入促進活動優良商店会に対する表彰を行うとともに、区補助事業の一部に対し、補助率の上乗せを行うことにより、各商店会の加入促進活動に対する意識の向上を図っています。また、事業番号146のチャレンジショップ支援事業の実施により新規店舗の商店会加入が図られています。	加入数が減少傾向にあるため、新規加入の促進だけでなく、会員の退会を食い止める必要があります。また、補助率のアップ以外のインセンティブのあり方についても検討していく必要があります。	C	—	現状維持	商店会加入促進活動に積極的な商店会の表彰・補助金の率のアップなどの優遇措置を行っていくことによって、商店会全体の加入促進への意識向上を狙います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	155	消費者啓発・教育の推進		消費生活に関する知識や情報の普及により、区民が自立した消費者となるための支援を行います。	①出前講座や研修会を開催します。 ②消費生活センターと啓発活動を行う人材を育成します。 ③消費生活に関する自主的な学習を支援し、消費者団体や区民グループの育成を図るため、消費者問題に関する講演会、学習会、調査研究会に係る経費の一部を助成します。 ④情報誌や啓発冊子の作成、配布を行います。	出前講座・啓発活動は52回の実施となり、延べ受講者数は3,181人でした。また啓発活動としては新たにはたちのつどいで新成人へ啓発資料を配布しました。グループ活動助成については実績3件の他に、無償講師派遣を活用したため経費のかからない活動実績がありました。研修会では各ライフステージに応じた啓発・教育を行うにあたり、幼児向け消費者教育として着ぐるみ劇を実施しました。受講者満足度は消費生活研修会では90%、消費生活推進員養成講座では94%と目標数値を大幅に上回りました。消費生活推進員の人材育成のため、消費生活推進員フォローアップ講座を2回実施しました。「文京区消費生活センターガイド」を作成し、消費生活センターの機能について周知を図りました。また、東京都消費者行政活性化交付金を活用してハンドタオルを作成し、各種イベントにて配布し啓発活動を行いました。	① 効果的な啓発を行うため、消費者の年齢等の段階・特性に配慮し、各ライフステージに応じた体系的な消費者啓発・教育を行う必要があります。幼児期の消費者教育の重要性に鑑み引き続き幼児向け消費者教育を実施します。 ②消費生活研修会の開催にあたっては、社会情勢の変化に気を配り、消費者のニーズを把握したテーマ選定が必要です。 ③引き続き消費生活推進員のフォローアップの機会を設けるとともに、消費生活推進員が活躍できる機会を多く提供していきます。 ④消費者団体や区民グループのより活発な活動を支援するため、周知方法を見直す必要があります。	B	—	現状維持	消費者被害防止と自立した消費者の育成のために、各ライフステージに応じた体系的な消費者啓発・教育を行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	156	消費生活相談室運営		消費生活相談員が消費者トラブルに対して助言等を行い、消費者被害の回復と未然防止を図ります。	消費生活相談員が、消費者からの苦情等に対して専門的知見に基づいて、適切かつ迅速に苦情の処理の斡旋や助言等をして問題解決を図ります。また、区内施設及び区内教育機関に出向き消費生活相談と共に啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止・被害拡大を防ぎます。	①平成26年度の相談件数は1,648件で前年度より1件の増加となりました。相談員が問題解決のために斡旋や交渉、調整をした回数は4,203回(相談1件につき平均2.6回)でした。複雑・長期化する相談に対し、より迅速・効果的な対応をするために、各種研修を受講するなどし、更なるレベルアップに努めました。 ②相談員のための弁護士相談と専門家相談を引き続き実施し、習得した知識を、相談業務に迅速、かつ適切に活用することができました。 ③新規事業として「とびだせ！消費者きょういく」を実施しました。福祉センター等区有施設や、大学の教室等を活用して7回実施しました。消費者教育を受ける機会を設けることにより、消費者被害の未然防止等の啓発として実施することができました。	複雑・長期化する相談に適切に対応するため、各種研修会の受講、弁護士や専門家への相談を今後も継続し、相談員の能力向上に引き続き取り組みます。 被害に遭いやすいといわれる高齢者や若者を念頭に、消費者教育を受ける機会を設け、消費者被害の未然防止等の啓発として、様々な場所でより効果的な形で「とびだせ！消費者きょういく」を展開していくことが必要だと考えます。	A	—	現状維持	能力の高い消費生活相談員を育成すると共に、消費生活センターの周知と被害の未然防止・拡大防止のための相談体制を整えます。
	157	大学連携の推進	文京区アカデミー推進計画	区内に多くの大学が存在するという特徴を活かし、区と区内大学が様々な分野において相互に連携・協力することにより、文京区の魅力を高めていきます。	区内大学の連携担当者会議や学長懇談会など、区と大学との連携を進めていく会議体等を、これまで引き続き設けていきます。また、大学連携推進検討会を設置し、より具体的な連携のあり方を検討して行きます。	区と区内大学・短期大学及び大学間連携等を一層すすめていくために、各大学の事務担当者が出席する「地域連携担当者会議」を7月と12月の2回実施し、大学連携について意見交換・情報共有を行いました。 加えて、連携の方向性を検討するために「大学連携検討会」を設置し、11月と2月の2回開催しました。1月には、区内大学学長懇談会を開催し、「大学間の相互連携について」を議題として、大学連携の一層の推進に向け、大学と区の意見を相互に交わしました。 また、大学連携に関する庁内会議を2回開催し、区の考えを集約しました。	地域連携や地域貢献に対する各大学の考えや姿勢に異なりがあるため、今後の大学連携の取組みについて、各大学と区が共通イメージを持つことが必要です。 また、昨年度の課題を解消するために、新たに大学連携検討会を立ち上げましたが、積極的な意見交換の場としていく必要があります。	B	—	現状維持	区内大学地域連携担当者会議及び区内大学学長懇談会を引き続き実施していきます。また、大学連携検討会及庁内大学連絡会を設け、連携を進める場を整えます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	158	生涯学習一日体験フェア	文京区アカデミー推進計画	生涯学習の機会について区民に幅広く情報提供するとともに、サークル活動発表等「学び」の成果を発表する場を提供し、区民の生涯学習活動への参加を支援します。	文京アカデミー講座の企画協力団体等が一堂に集い、講座の内容紹介、学習相談、学習情報の提供及びサークル活動の成果発表の場となる生涯学習一日体験フェアを実施します。	参加大学・団体数は90団体、来場者数は1,532人に及び、前年度以上に盛況でした。来場者アンケートの結果も良好で、生涯学習講座の紹介やサークル活動の成果発表の場としての役割を果たしています。	より多くの区民に対して生涯学習の機会についての情報提供をするために、引き続き周知に努める必要があります。参加者からは体験コーナーの拡充を望む声がありますが、使用会場や事業全体のスケジュール、実行委員会の運営体制などを検討する必要があります。	A	—	現状維持	事業内容は概ね現状を基本とし、コストは現状維持しつつ、効果的なPRにより更なる周知に努めていきます。
	159	生涯学習支援者の育成及び活動機会の提供	文京区アカデミー推進計画	地域の生涯学習のリーダーとなる「文の京生涯学習司」、地域文化事業に貢献する「文の京地域文化インタープリター」、アカデミア講座の運営を支援する「文京アカデミアサポーター」など、生涯学習支援者の育成やスキルアップを図るとともに、活動機会の提供・充実を図ります。	生涯学習支援者を育成する講座や育成した人材が一層のスキルアップを図ることができる講座を実施します。また、生涯学習支援者が連携を深め、活動できる機会を設けます。	生涯学習司養成講座を実施し、生涯学習司認定者は新規認定17名を加え累計164名となりました。また、サポーターは新規登録21名を加え累計169名となりました。その他、生涯学習支援者を対象とするスキルアップ講座(著作権1講義、パソコン2講義)や生涯学習支援者連絡会を開催しました。また、特別公開講座(3講座)やシネマサロン特別番組、生涯学習一日体験フェアは、いずれも生涯学習支援者が企画・運営を行いました。	生涯学習司やインタープリター等の生涯学習支援者について、より一層若年世代の開拓を図る必要があります。さらに、育成した人材のスキルアップを図る機会や、活動機会の場の提供を引き続き行っていく必要があります。	B	—	現状維持	生涯学習司とインタープリターの養成は隔年で実施していきます。平成26年度は生涯学習司養成講座を実施し、27年度はインタープリター養成講座を実施する予定です。
	160	大学・企業等との協働の推進	文京区アカデミー推進計画	大学、企業及び団体と連携した事業を展開し、区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供します。	大学の学習環境や高度かつ専門的な知的財産を活用するため、大学プロデュース特別公開講座(大学学長講演会)を実施します。また、企業や団体の社会貢献事業を積極的に誘致し、メセナ講座・講演会を実施します。	大学プロデュース特別公開講座を2回開催しました。また、メセナ講座・講演会を4回開催しました。(うち2回は新たな企業等との連携による。)受講者に対するアンケートの結果も概ね80%を超える満足度を得ることができ、好評でした。	引き続き、新たな協力先の開拓に努める必要があります。また、講座内容については、受講者の満足が得られるように、引き続き大学・企業・団体等と調整していく必要があります。	A	—	現状維持	大学や企業等と連携し、区民ニーズに合った講座を実施していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	161	文京アカデミア講座(生涯学習講座)	文京区アカデミア推進計画	区民ニーズに合った生涯学習の機会を提供するとともに、いつでも、どこでも、誰でも学習できる機会の充実を目指し、区民の生涯学習活動への参加を支援します。	地域、文学、歴史・社会、芸術、くらし、語学、健康・スポーツなどバリエーションに富んだ内容の講座を提供するとともに、大学等各種提案主体の特長を活かし、受講者の満足を得られる講座を提供します。また、資格取得キャリアアップ講座やeラーニング講座など、多彩なメニューを提供します。	区民プロデュース講座の実施数が計画数に達しなかったものの、大学キャンパス講座は計画数を上回る実施ができ、その分、民間教育機関企画講座の実施数を抑え、講座全体では計画数を達成することができました。受講者アンケートでは、ほとんどの講座で80%を超える満足度に達しており、講座内容は充実しています。	一部には応募倍率が約3～9倍に及ぶ受講希望者が集中した講座があり、受講定員の拡大や同講座の再実施の要望があります。こうした要望を踏まえ、区民ニーズを考慮した講座企画を行う必要があります。	B	—	現状維持	講座内容や開催日時など区民ニーズにあった講座を実施していきます。
	162	インターネット施設予約システムの更新	文京区アカデミア推進計画	施設利用者に対して更に利便性・操作性に優れたサービスを提供するとともに、システムの処理機能を見直すことで施設管理者の事務処理の一層の効率化を図ります。	施設予約システムに対する、利用者・施設管理者の双方の要望を把握し、それらを適切に反映できるよう更新を行います。	施設予約システムの更新に向け、現状分析を行うとともに、他自治体の動向の把握に努めました。	施設料金や予約期間の変更等、施設の運用方針の移行に対して迅速・柔軟に対応できるシステムを構築し、併せて運用経費の削減をする必要があります。	—	A	現状維持	平成27年度 システム委員会協議・予算要求 平成28年度 更新 平成29年度 更新後システム稼働
	163	アカデミア向丘の整備	文京区アカデミア推進計画	第六中学校の改築により複合施設の一部として、生涯学習施設アカデミア向丘を整備し、区民の学習・文化活動の拠点として、生涯学習の充実を図ります。	「文京区立第六中学校改築基本構想」に基づき、第六中学校の全面改築に伴い、複合施設の一部としてアカデミア向丘を整備します。	平成27年3月の開館に向け、関係各課及び各事業者等と調整を行い、3月23日に開館しました。また、開館を記念して、オープニングセレモニー式典や内覧会を行いました。	施設利用や運営面に関して、利用者等の意見をもとに、より一層利用しやすい施設づくりを行います。	A	—	終了確定	施設の開館を記念して、3月にオープニングセレモニー式典や内覧会を行いました。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	164	生涯学習情報の一元化及び相談拠点の整備	文京区アカデミー推進計画	区民がいつでも、どこでも生涯学習に参加できるように、様々な主体が実施している生涯学習事業の情報を一元化するとともに、気軽に相談できる窓口などの情報拠点を整え、一人ひとりの知識や意欲に応じた「学び」との出会いを支援します。	区ホームページと指定管理者、大学等と関連情報の相互リンク等を推進し、情報のネットワーク化を図るとともに、相談拠点を設けます。 また、情報紙の発行に対する補助や、ホームページ、パンフレットによる情報提供を行います。	生涯学習活動について、情報紙(スクエア)や講座案内、ホームページや区報等を通じて、引き続き情報提供に努めました。また、生涯学習一日体験フェアに学習相談コーナーを設け、区民の生涯学習活動に対する支援を行いました。	生涯学習活動について、区民に対する一層の情報提供に努める必要があります。 さらに、従来の情報提供方法に加え、より区民が把握しやすい情報提供の仕方を検討していく必要があります。	A	—	現状維持	情報収集体制及び学習相談拠点の整備に向けた具体的な検討を行います。
	165	図書館におけるICTサービスの拡大		利用者がインターネットを利用してホームページから図書館資料の検索・予約等を円滑に行うことができるよう、また、図書館職員が図書館システムを活用し業務の効率化を実現できるようシステムを適切に運用・管理する事により、利用者サービスの向上を図ります。	平成27年度の図書館システムのリース期間満了に伴い、スマートフォンやタブレットなどの新しい端末やユーザインタフェースに対応した、利便性の高いシステムにバージョンアップを行います。	システムメンテナンスを行い、各種データを整備しました。 所蔵資料のジャンル検索に、図書・雑誌の他、CD・DVD・地域資料の区分を追加しました。利用者の蔵書検索の利便性が向上しました。	平成27年12月末の図書館システムのリース期間満了に伴い、スマートフォンやタブレットなどの新しい端末やユーザインタフェースに対応した、利便性の高いシステムに更新します。 リマインドメール機能など利用者から要望の多い機能の追加、アクセシビリティに留意した図書館ホームページの改修など、利用者メニューの操作性を高め、利用者サービスの向上を図る必要があります。	A	—	拡充	スマートフォンなどの新しいユーザインタフェースを持った機器に対応できるよう、図書館システム・図書館ホームページをバージョンアップします。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	166	文京区立図書館のサービス向上		多様なニーズに応じて、真砂中央図書館の中央館機能の充実を含む区立図書館のサービスの向上を図ります。	平成26年5月に出された「文京区立図書館サービス向上検討委員会報告書」を踏まえ、真砂中央図書館の改修工事を含む図書館サービス向上となる事業を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・真砂中央図書館の集密書架の整備、YA(ヤングアダルト)専用空間の充実、地域資料コーナーの拡充など、区民ニーズに沿った中央館機能を充実するとともに、老朽化した空調設備や給排水設備を更新し、レイアウトの変更を含む改修工事を円滑に実施するため、実施設計やレイアウト等を施設管理課等関係所管と詳細調整しました。 ・平成27年より新向丘地域活動センターに予約資料の受け取りを行う取次所を設置するため、関係所管と運用等の調整をしました。 ・学校支援の人的支援として、小学校9校、中学校6校で実施しました。 	真砂中央図書館の休館期間中に、中央館業務として指定管理者との調整、資料選定等、地区館業務として幼稚園・保育園等への出張行事、地域の児童を対象とした行事等の業務を円滑に行うことが重要です。リニューアルオープンに向けて、計画とおりに進行するよう準備を進めていく必要があります。	A	—	拡充	新たな利用者サービスを検討し、より一層の図書館サービスの充実を図ります。
	167	区制70周年記念事業「文京区史」の発行		平成29年3月に区制施行70周年を迎えるにあたり、文京区誕生から今日に至るまでの歴史を後世に記録するとともに、70年の歩みを振り返り、将来に向けた本区のさらなる発展の指針とします。また、区民の郷土に対する関心と愛着を深め、今後の魅力あるまちづくりに資することを目的として新たな『文京区史』を刊行します。	平成29年度の文京区史の発行にむけて、編さん作業を進めていきます。本年度は、区史本編及び写真集ともに目次構成とその内容について具体化を図り、執筆作業に着手します。誰もが手に取りたくなる親しみやすい区史とするため今後も検討を重ねていきます。	<p>執筆の基礎資料となる庁内資料は、計画書や調査報告書のほか、リーフレットやチラシ、写真といった資料もあり約1,400の資料を収集しました。</p> <p>写真資料は、3月末現在で113枚の写真を区民の皆様から提供いただきました。他にふるさと歴史館、広報課、教育センターなどで管理している写真を調査し、区史本編や写真集で使用できそうな写真の把握を行いました。</p>	約50年ぶりの編さんということもあり庁内資料で、古い資料については既に現存しないものもあります。足りない部分については現職の職員や職員OBから聞き取りを行い資料の補足を行う必要があります。	—	A	拡充	区史本編の執筆作業が円滑に進むよう本格的な執筆に入る前に各担当課より区の独自取り組みなどについて執筆者へのレクチャーを実施します。また、写真集の作成にあたっては、写真の収集だけでなく、区民に対し聞き取り取材を実施し、写真集に反映します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	168	文の京ゆかりの文化人顕彰事業		平成24年度は森鷗外生誕150年記念事業、平成25年度は徳川慶喜没後100年記念事業を実施し、顕彰を行いました。それらを契機として、文京区に足跡を残した様々な分野の代表的文化人を顕彰し、本区の多様な文化的資源の継承、発掘及び情報発信を進めます。	顕彰の対象は、その年度が記念の年(生誕、没後等)にあたる文化人を中心に行います。文化資源担当室においては、朗読コンテスト、歴史講座(講演会)、史跡めぐり等の事業を企画、開催します。また鷗外記念館のミニ展示、文化事業係における企画展、観光担当が行う施設整備等とも連携して顕彰事業を行います。	26年度は没後50年を迎える作家・佐藤春夫を中心に、講演会(友の会共催)、史跡めぐり、歴史講座を行いました。朗読コンテストでは記念の年を迎える作家5人の課題作を設定し、跡見学園女子大学に委託して実施しました。いずれも応募者数が多く、満足度が高い内容でした。また終焉の地に歌碑・記念室を開設する石川啄木についての企画展(文化事業係・文の京地域文化インタープリターとの協働)を開催しました。森鷗外記念館では佐藤春夫、石川啄木のミニ展示を行いました。これらの事業や佐藤春夫の紹介を掲載したリーフレットを発行・配布しました。	今後も引き続きその年の主な顕彰者を選定した事業を実施します。顕彰する文化人の選定については、歴史的建造物(旧伊勢屋質店)活用事業等、他の事業も考慮し、関連づけた企画を工夫します。また歴史館友の会、大学等とも連携を強め、より魅力ある幅広い事業を展開していきます。	A	—	現状維持	ゆかりの文化人を顕彰することにより、文の京の文化資源を広く発信し、普及させていただきます。
	169	文化財行政の推進		区民の文化財についての関心を高め、郷土愛を醸成するため、区指定文化財の指定と周知及び埋蔵文化財の有効活用を図っていきます。	①文京区文化財保護審議会を開催し、区指定文化財の指定を推進するとともに、区報等にて広く周知します。 ②遺跡見学会や子ども考古学教室を開催し、埋蔵文化財について学び、体験する機会を提供します。また、発掘調査で出土された遺物等を区施設で展示し、埋蔵文化財を身近に感じられるような場を提供します。	文京区文化財保護審議会を年4回開催し、区指定文化財を1件指定し、総計で81件となりました。また、新たに子ども考古学教室を2回開催し、小学生に埋蔵文化財について学ぶ場を提供しました。定員を上回る申し込みがあり、参加者からは概ね好評を得ることが出来ました。そのほか、区施設での埋蔵文化財の展示として、文京総合福祉センター建設工事に伴う発掘調査で発見された神田上水旧白堀跡を整備し、多くの区民に周知することが出来ました。	区内の文化財を活用し、区民が文化財を身近に感じられるように周知していく必要があります。また、子ども考古学教室については、開催時期等を検討する等、より良い学びの場となるように検討する必要があります。	A	—	拡充	区指定文化財の指定や子ども考古学教室を軸に、区施設での埋蔵文化財の展示等、文化財の周知・活用を展開していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	170	アウトリーチ事業	文京区アカデミー推進計画	身近な施設で優れた芸術文化に直接触れ、参加する機会を提供することにより、区民の芸術文化に対する理解や関心を深めます。	小・中学校や地域の文化施設など、身近な施設に演奏家等が出向き、ミニコンサートを開催します。また、コンサートの中で参加者が演奏に参加し、芸術文化に触れる機会を設けます。	平成26年度は、アウトリーチ事業として、提携団体である東京フィルハーモニー交響楽団及びシエナ・ウインド・オーケストラによる「出前コンサート」を区立小中学校4校にて実施し、児童・生徒など1,163人に鑑賞いただきました。 (東京フィル:汐見小学校、小日向台町小学校) (シエナ:茗台中学校、第九中学校) また、ミューズネット加入施設2か所でコミュニティコンサートを実施し、222人に鑑賞いただきました。 (東洋文庫ミュージアム、日本サッカーミュージアム)	小学校、中学校など若年層を中心に事業を実施していますが、今後はその対象を広げ、さらに多くの区民が身近に文化芸術に触れることができる機会を提供し、区内で新たな文化が創出されるための支援を行う必要があります。	A	—	現状維持	今後は、既存施設以外での新たな事業実施の可能性を探り、より多くの方区民が文化芸術に触れることのできる機会の創出を検討します。
	171	シビックホールでの文化芸術振興事業	文京区アカデミー推進計画	優れた芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を実施することにより、区民が文化芸術に触れ、体験できる場を提供します。また、事業を通じて芸術文化の振興を図ります。	事業協定を結ぶ芸術団体による芸術鑑賞事業や区民参加型事業をシビックホールにおいて実施します。	東京フィルハーモニー交響楽による公演を3回実施、来場者は延べ4,789人でした。シエナ・ウインド・オーケストラによる公演は1回実施し、来場者は1,231人でした。(大ホール) 東京フィルとシエナによる子ども向けコンサートを2事業4回実施し、来場者は延べ1,169人でした。(小ホール) 区民参加演劇は8人が受講、延べ80回の講習を経て成果を発表、公演は2回実施し来場者は延べ291人でした。(小ホール) 区民参加オペラは138人が受講、延べ52回の講習を経て成果を発表。来場者数は1,472人でした。(大ホール)	事業協定を結ぶ芸術団体による事業では、シビックホールでの鑑賞事業に対し高い満足の声をいただいています。芸術文化の振興を図るため、今後も質の高い事業を継続していくことが必要です。 また、広報について、区報や財団広報誌「スクエア」だけでなく、ホームページやツイッター、フェイスブック等、インターネットを活用した情報発信を一層強化していくことが必要です。	A	—	現状維持	大ホール事業及び小ホール事業については、今後も継続して提携団体による事業を同回数実施します。また、総来場者数を増やすため、実施日時等、来場しやすい条件設定を行います。
	172	文化祭/各種発表会/若手芸術家支援	アカデミー推進計画	受け継がれてきた伝統芸能を始めとする多様な文化の次世代への確実な継承と、後継者育成を目的に各種発表の場を提供し、区民の文化・芸術活動の支援と、普及・発展をはかります。併せて、若年層を中心とした新たな文化発信を目指し、ジャンルを超えた交流等を積極的に図る。	現在の文化育成事業を適宜見直ししながら、継続的に実施するとともに、若年層をターゲットとした企画から運営までも自らが実施するイベントの開催を目指します。	区内大学のサークルに直接周知を行うなど、若年層に対する事業PRに力を入れた結果、10～20代の新たな参加者の獲得に繋がりました。鑑賞の機会については、未就学児から高齢者まで、多様な世代に対応した事業を展開することができました。	大学機関等への継続的な事業周知・情報発信による参加者の裾野拡大と同時に、今後は若年層参加者の定着を図る必要があります。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、伝統文化の継承とそれを担う人材育成のため、区民の文化・芸術活動の支援をより一層充実させていく必要があります。	A	—	改善・見直し	各団体の自主的な運営を促進するとともに、区内大学を始め地域と連携することで、人材の発掘や新たな企画の発案、潜在的な参画希望者の確保に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	173	スポーツ交流ひろば(スポーツ開放)事業の充実		区民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる場所を提供するため、区立小・中学校の施設を利用して行っているスポーツ交流ひろば事業を充実させます。	新しい競技の実施や事業の運営内容の見直しを行い、区民の誰もが、いつでも気軽に参加できる環境づくりを進めていきます。 区、指導員(運営委員会)と学校の三者間の連携を強化する中で、実技指導の内容充実や利用者の安全確保に努めるなど、必要な体制づくりを整えていきます。	26年度は、区立小・中学校18校(直営校8校、自主運営校10校)でスポーツ交流ひろばを実施しました。第六中学校でフライングディスクを新規種目として開始し、実施種目は10種、延べ開催日数1,528日、延べ利用者数32,491人となり、いずれも前年度を上回りました。 また、夏季休業期間を利用しての学校ブルー一般開放を実施し、開催日数は延べ14日、利用人数は延べ1,211人となりこちらも前年度を上回りました。学校ブルー団体開放は、6団体が実施し、延べ925人が参加しました。	行政・学校・運営側(運営委員会・指導員)とが相互に連携し、更に円滑で安定した事業実施体制の構築を目指します。 また、本事業を更に充実させていくため、関係各課との情報共有に努めます。	B	—	拡充	
	174	スポーツ団体等協働事業の推進		区内に拠点を置く日本サッカー協会や読売巨人軍等のスポーツ団体やスポーツ企業、大学等のスポーツ関係団体等と協働し、区民にスポーツの魅力を伝え、スポーツへの関心を高めるとともに多様なスポーツを行う機会を提供していきます。	・相互協力協定を締結している団体と、協力して事業を実施します。 ・スポーツ企業や大学等がもつノウハウやネットワークなどを既存の事業に反映させます。	平成26年度は、読売巨人軍区民特別感謝デー(観る・する)、小学生ボール投げ&走り方教室(する・学ぶ)、ジュニアフットサル教室(する・学ぶ)、東大ア式蹴球部交流事業(する・学ぶ)、パブリックビューイング(観る)事業を実施しました。 また、他事業のスポーツ団体等の協働事業として、順天堂大学との文京ジュニア・アスリート・アカデミー公開講座(学ぶ)や、トヨタ自動車のプロバスケットチーム観戦(観る)、文京LBLEディース設立(する)、地域スポーツ団体とのスポーツ教室(する)事業を実施しました。	引き続き、教育関係機関等との連携・協力体制を整備し、大学や地元のクラブチームとの事業を検討していきます。 また、新たなスポーツ団体等との事業推進に取り組む必要があります。	A	—	拡充	スポーツ団体等との連絡・調整を強化し、多様な事業を実施します。
	175	スポーツセンターの改修		昭和61年10月の開設以来、およそ30年経過し、施設や設備の老朽化が進行しているスポーツセンターを、安全で快適にスポーツを行える施設へと創り変えていきます。	時間の経過により老朽化の進行した施設の改修、耐用年数を過ぎた設備の更新と合わせて、施設全体のバリアフリー化、地球温暖化対策や省エネルギー対策等へ対応した施設とするため、全面的なリニューアル(改修)工事を実施します。なお、改修にあたっては、平成26年度中にその概要を整理し、平成27年度から3年程度の期間をかけて行います。						拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	176	スポーツ指導者の育成と活用	文京区アカデミー推進計画	スポーツ推進委員・スポーツリーダー及び区内スポーツ団体の指導者に対し、研修会や講習会を実施し、専門技術や指導力の強化を図っていきます。区内のスポーツクラブ、地域住民のスポーツ団体等に技術向上のための支援を行い、地域スポーツの振興を図ります。	スポーツ指導者の資質向上のため、専門技術・メンタルトレーニング・指導方法・安全管理等の講習会を開催します。スポーツ団体等に実技指導員(スポーツ推進委員またはスポーツリーダー)を派遣します。	指導者講習会について、前年度より引き続き障害者スポーツの講習会に2回に加え、救急救命講習を行いました。障害者スポーツ講習については、講習を理論と実践に分け行い、実践では、東京都障害者スポーツ協会職員を講師に招き、体育館にて、実際に障害がある方とともに、どのようにすれば一緒にスポーツを楽しむことができるかを体験しながら学びました。また、スポーツ指導者地域派遣事業については、広報を行った結果、新規団体からの申請がありました。延べ25団体(9種目)から、スポーツ推進委員60単位、スポーツリーダー52単位、計112単位の派遣依頼がありました。	引き続き障害者スポーツの講習会を行うことで障害者スポーツの認知度向上及び普及を図ります。また、スポーツ指導者に必要である、安全な事業の運営方法や指導力の向上についての研修を行う必要であると考えます。また、指導者派遣制度の利用固定化をなくすためチラシ・ポスター等で周知を図っておりますが、派遣依頼の状況は未だ一部の団体に偏っています。引き続き広報を行い、一般のスポーツ団体の利用を促進して制度を浸透させていく必要があります。	B	—	拡充	指導者講習会は障害者スポーツに加え安全管理の講習会も行います。
	177	2020年東京オリンピック・パラリンピックの推進		2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が決定したことから、区民のスポーツへの関心がより高まっています。こうした状況を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備を行う庁内組織を設置し、気運醸成事業を推進するとともに、様々な整備を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進本部及び幹事会を開催し、庁内の横断的な対応により、取組体系を整備します。 ・庁内組織以外に町会等の関係団体を含めた実行委員会等の新たな組織を設置し、行政と区民等が一丸となって取り組む体制を整えます。 ・オリンピック・パラリンピック推進事業を実施し、地域全体の気運を醸成します。 	平成26年度は、ジュニア・アスリート育成事業を26回実施しました。うち2回は、受講生以外にも参加していただくため、広く公開講座を開催しました。また、体育の日事業にあわせ、パラリンピアンを招きボッチャ体験教室を開催し、障害者スポーツへの理解を深める機会としました。さらに、ジュニアサッカー交流大会や2014FIFAワールドカップブラジル・パブリックビューイングのほか、各種W杯応援事業を実施し、スポーツを事業を通じたオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進しました。また、推進本部・幹事会を開催して庁内の情報共有を図りながら、全庁一丸となって東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて取り組めるよう、取組基本方針を作成しました。	今後は、より広い視点で区民にスポーツの魅力を伝えるとともに、多様なスタイルでスポーツに接することができるよう、「する」「みる」のほか、「支える」を加え、スポーツボランティアの育成等を行う必要があります。なお、事業の企画・実施にあたり、庁内の各部署や地域の大学・関係団体等と緊密な連携を図りながら、様々な事業を効果的に展開できるよう取り組んでいきます。	B	—	拡充	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後を見据えた事業展開とする。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	178	観光リーフレットの作成	文京区アカデミー推進計画	文京区の様々な観光資源等を紹介するリーフレットを作成して無償配布し、一般観光客の区への誘致を図ります。	区内観光施設及び名所・旧跡等観光資源を紹介する観光リーフレット及び食に関するリーフレットを、文京区観光協会に補助金を交付して作成し、本区の魅力を紹介するとともに、文京区観光インフォメーション、シビックセンター展望ラウンジ、東京都観光情報センター及び花の五大まつり等の会場等で配布し、観光客の誘致を図ります。	リーフレットの見直しを検討するため、作成部数を必要最小限に止めました。新たに丸の内KITTE内東京シティアイにおいて文京区専用ラックを設置し、パンフレットの配布を実施しました。 配布部数は例年並みを維持しましたが、外国人観光客が多く来訪する都内施設での配布の成果か、「観光ガイドマップおさんぼくん」・「おいしゅうございまつ」のどちらも外国語版の配布数を伸ばしており、前年度と比べ、外国語版年間合計配布部数は6,000部以上の増加となりました。	2020年オリンピック・パラリンピックに向けて外国人旅行者向けの施策等が引き続き重要となっています。観光協会や都内の各施設と連携し、外国人旅行者に効果的な情報発信をしていくことが必要となります。 また、リーフレットのWeb・携帯端末との連携の強化が課題となっています。	C	—	拡充	「おさんぼくん」「おいしゅうございまつ」ともに、需要を勘案し、適切に作成部数を見直すとともに、効果的な配布方法を検討します。
	179	フィルムコミッションによる観光振興	文京区アカデミー推進計画	映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影を行うことを通じて、メディアを活用した区の情報発信を行うとともに、ロケ地見学など観光振興による地域の活性化を図ります。	ホームページやフェイスブック、ツイッターによる情報提供等により、映画、テレビドラマ、CM等の映像制作者を積極的に誘致し、ロケーション撮影支援を行うことを通じて、区の情報発信を行います。	映像制作者からの問い合わせは約140件となり、うち13件に撮影協力を行いました。特に区の観光施策として重点的に推進するまちあるき関連の撮影案件については積極的に受入し、7件に撮影協力を行いました。区HP及びフェイスブック並びにツイッター等に撮影実績を掲載することで区の事業の認知度が高まり制作会社からの問合せも増加しました。 区有施設の各担当課と協議連携し、最短で3日程度で撮影受入事務手続きを終えることができました。	引き続き増加している撮影相談・協力件数の増加に伴う業務の増加への対応が必要です。あわせて担当内での撮影相談受入体制も課題となります。今後はますますより上質な案件への撮影協力が求められます。	A	—	拡充	区内ロケ撮影候補地に関する情報提供を行うとともに、映像制作者からの様々な問い合わせに対応します。区有施設等における撮影に関する取扱要綱を根拠に適切に審査、承認し、使用料の徴収を行います。
	180	観光インフォメーションの運営	文京区アカデミー推進計画	まちあるきを行う来訪者に対して、旬の情報を迅速・適切に提供するため、観光インフォメーションを運営します。	観光インフォメーションにおいて、お客さまのニーズに的確に応える情報提供を行う。またシビックセンター展望ラウンジに映像設備を設置するなどし、まちあるきを行う来訪者が立ち寄る可能性がある区内の観光拠点を充実させ、情報発信機能を強化していきます。	25階展望ラウンジでは広報課作成のDVDのほか、花の五大まつりの映像など、時期に合わせて内容を放映することによって旬の情報を発信しました。また関口地域を紹介した観光インフォメーションPRポスターを作成し、区有施設をはじめ、ミューズネット加盟施設や都内観光情報施設で掲出を行いました。それらのPRの成果か、観光インフォメーションに寄せられた相談件数は前年度比で大幅に増となりました。	次年度は観光インフォメーションのリニューアルにより、接客スペースの拡張が予定されています。これを機に、いかに来所者にとって入りやすく過ごしやすい空間にするか、スペースの有効活用が課題となります。 全体に対する割合は低いものの、外国人観光客の来所人数は増加率が高くなっており、対応の強化を図る必要があります。	A	—	拡充	観光インフォメーションや展望ラウンジにおいて、観光スポットやイベントの紹介など、引き続き適時適切な情報提供を行っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ 産 業 ・ 文 化	181	観光ガイド事業の 充実		来訪者を温かく迎え、本区を印象付ける魅力の一つとして、区民のおもてなしの心を醸成します。	区民を中心に観光ガイドを募集し、ガイド技術を十分に育成した後に、来訪者の依頼に応じて、区内観光スポット等を案内する事業を実施します。	第3期養成講座を実施し、21名を新たに観光ガイドとして認定しました。 新江戸川公園周辺地域の魅力創出事業の一環として「文の京ガイドツアー」特別編-水と緑の関口コース-を実施しました。 魅力あるコースの充実や認知度の高まりとともに観光ガイドの利用者数は年々増加し、26年度の参加者は1,318人となりました。	養成講座により観光ガイドの人員が増加し、特に新たに認定したガイドを中心にガイドの質の向上が課題となっています。研修を充実させ、ガイドのレベルアップを目指します。 また、新規コースを作成し、参加者の多様なニーズに応えるとともに、PR方法を見直し、利用者増を目指します。	A	—	拡充	観光客のニーズに応え、文京区の観光資源のさらなる発掘を目指し、新たなコースを開拓します。また、ガイドの質の向上、PRの工夫に努めます。
	182	文の京の観光促進 タウンガイドミ ーティング	アカデミー推進計 画	多様な個人及び団体が自由な意見・アイデアを提案、議論して、2020年東京オリンピック・パラリンピックも見据えながら観光客のニーズ把握や誘致施策の課題等を明らかにし、新たな発想のもとで観光まちづくりを推進します。	観光の専門家である学識経験者や、大学、旅行者、観光・商業・交通関係団体等による会議体を設置し、区内の観光資源の活用と魅力発信、おもてなしの心の醸成と環境整備、観光を通じた地域や産業の活性化の推進、効果的な観光施策のための各主体の連携手法等について議論します。	これまで一同に会することのあまり無かった観光関連の各団体がコミュニケーションを図る機会を創出できたことにより、様々な発想で議論いただくことができました。会議の経過を踏まえた新規事業も検討、実施されているなど、連携強化についても一定の成果を見ることができました。	オリンピック・パラリンピックの開催を通過点として、区や地域が、観光を通じた施策をどのように検討、実施していくべきか議論を深めていく必要があります。それらを通じて、区や地域、関連団体等がより一層連携体制の強化などを行い、誰もが訪れたいくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまちを実現していく必要があります。	A	—	終了確定	2年程度をかけ、多様な主体が区の観光に関する事項について自由な意見・アイデアを提案・議論します。
	183	文京花の五大まつり等の支援	文京区アカデミー 推進計画	地域の町会・商店会等で組織する各実行委員会が行う「文京花の五大まつり」(さくら、つつじ、あじさい、菊、梅)及び「文京朝顔・ほおずき市」「根津・千駄木下町まつり」の宣伝・広告及び実施に要する経費の一部を助成することを通じて、地域の発展と活性化及び観光客の誘致を図ります。	各まつりの宣伝・広告及び実施経費の一部を、町会や商店会等を中心に組織された実行委員会に助成します。	文京あじさいまつりには石川県白山市が、文京梅まつりには熊本県上天草市がはじめて観光PR・物産販売等を実施するなど、賑わいを見せました。また、文京朝顔・ほおずき市には新たに牛天神北野神社が会場に加わり、来場者に区の新たな魅力を伝えることができました。新たに東京ドームホテルに特設ラックを設置しノンフレット掲出を行うなど、国内外から訪れる観光客向けに情報発信しました。	まつりの集客とあわせ、周辺地域への来訪を引き続き促進していきます。また、今後は国内外問わず増加すると予想される観光客の地域での受入体制も課題となり、そのためにもより区観光協会や地域との連携が必要となります。	A	—	現状維持	観光客の誘致と地域の活性化につながるよう、花の五大まつり、朝顔・ほおずき市、下町まつりの各実行委員会に運営経費の一部を助成して実施しています

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	184	国際理解推進事業	文京区アカデミー推進計画	多くの区民が外国と触れ合う機会や経験を持つ今日、区民が国際理解を深め、国際社会の一員として、世界に目を向け、外国人を受け入れる意識を共有をしていきます。	区内の大学等で多くの留学生や外国人研究者が学んでいる特性を踏まえ、大学、事業者、国際交流団体等と連絡し、様々なテーマによる国際理解を進める講座を開催します。	昨年からの交流の始まった「イスタンブール市ベイオウル区」を切り口に、ユネスコ世界無形文化遺産でもあるトルココーヒーを通じて、トルコとイスラムの文化に理解を深める講座を実施しました。コーヒーと言う身近な飲み物からの興味と、トルコと言う国に対する興味の両面から参加者が集まり盛況な講座となりました。また、会場にトルコ大使館文化部をお借りし、日本最大級のモスクである東京ジャーミーの見学も含めたため、参加者から大変好評でした。	海外都市との交流事業(事業番号188)等と連動した講座を開催していくことで、双方の事業に相乗効果が図れると考えられます。しかし、アンケートの結果、姉妹都市カイザースラウテルン市の認知度と比べ、文京区とイスタンブール市ベイオウル区との友好交流については、認知度が低く、様々な機会を捉えて、周知を図っていく必要があります。	A	—	現状維持	区の交流をキーにして、ドイツやトルコ、UN-Women関連での展開を検討します。
	185	山村体験交流事業協力		充実した山村体験交流事業が実施できるよう協力することにより、区民が自然とのふれあいや魚沼市民との交流を楽しめる場を確保し、自主的交流への発展及び山村体験宿泊施設の活用を図ります。	山村体験宿泊施設の運営事業者が実施する、区民を対象とした田植え・稲刈り・川遊び・雪遊び等の山村体験交流事業を26年度は16種計20回実施し、区はそれらの事業に協賛しました。それを踏まえ、事業を広く周知するためのチラシやポスターの作成、区報やツイッター及びフェイスブックなどに情報を掲載し、ホームページに利用者の声を掲載するなど、様々なメディアを使って積極的にPRしていきます。	26年度も、20回中9回で参加者が募集人員を上回りました。参加するまでは体力などに少し不安があった方でも、参加してみるととても楽しかったという声や、気持ち良い満足感が得られたのでまた参加したいという意見も寄せられ、現地スタッフの思いやりのある接遇が、参加者の満足度の高さにつながっています。利用して下さる方々のアンケートも、ご満足いただいている声が大変多く、リピーターも増えていきます。また、各イベントの内容や時期等を考慮し、事業毎にリピーター増加につながる様々な工夫をしています。	申し込みが少なくキャンセルになった事業は26年度は1事業だけでした。これを受け、以前からの課題である平日の事業を増やします。毎回申し込みの多い事業は継続し、長岡の花火見学や山古志の牛の角突きなど、魅力のあるコンテンツをそろえて平日の宿泊者増を目指します。また、中越地震で被害を受けた山古志へのツアーなど、被災地復興も視野に入れていきます。	A	—	現状維持	区民に、田植えや稲刈り・川遊びなどの山村体験の場と、魚沼市民との交流の機会を提供していきます。
	186	協定締結都市等との文化交流事業		協定を締結している自治体と協働し、平時における市民レベルの文化交流の活性化を図るとともに、相互の地域振興を図ります。	各自治体の文化や特色ある伝統芸能の紹介のほか、幅広い交流により、自治体間における市民レベルの文化的交流の活性化と、パートナーシップの領域を拡大します。	岩手県盛岡市及び島根県津和野町と、それぞれ協定に基づいた文化関連事業を実施しました。盛岡市とは、石川啄木に関する講演会「啄木学級」を開催し、津和野町とその周辺地域の自治体とは、地元で受け継がれている石見神楽の公演(2回)を開催しました。会場では特産品の販売や観光情報の紹介もあり、各地域の文化に幅広く触れる機会を提供したことで、事業を通して新たな文化交流が育まれました。	盛岡市及び津和野町とその周辺地域の自治体との交流事業を継続的に実施していくことで、事業の定着と展開を図る必要があります。また、上記以外の協定締結自治体との協働も視野に、交流を広げていく必要があります。	A	—	現状維持	文京区において、各自治体の文化と魅力に触れられる機会を設け、文化交流を通じて相互間の地域活性化を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	187	国内交流の推進		区民が国内の人々と交流を深める機会を提供することにより、文京区が持つ、歴史、文化、観光、経済等、様々な魅力を内外に発信するとともに、交流自治体相互の魅力を高め合うことを目指します。	本区ゆかりの文人や歴史的なつながり等を検証し、各種協定を結ぶなど、友好関係にある自治体と物産展での出店や相互訪問、文化交流等、様々な事業や施策の展開を実施します。また、友好関係にある自治体とは、より一層相互PRに努めるとともに、個人や団体の相互訪問、文化事業交流等、これまで以上に自治体相互交流の機会を深めます。	①津和野町・甲州市を訪問し、協定に係る相互協力などについて協議を行いました。 ②石岡市主催の区民向けツアーを区報・ホームページで周知した結果、定員45人のところ375人の応募がありました。 ③ホームページの見直しを図り、日本地図上に交流自治体の位置を示すなど、視覚的に馴染みやすい構成となるよう工夫しました。また、注目情報のページを作成し、各自治体のトピックスをPRしました。 ④各課の他自治体との交流状況を調査し、結果を一覧表にまとめることで区全体の現状を把握しました。	①各課の交流状況一覧表を基に、区として新たな自治体との交流・連携のあり方について整理する必要があります。 ②地域住民生活等緊急支援交付金の活用については、特別区全国連携プロジェクトへの対応も加味した上で、交付金の目的に即した具体的かつ効果的な事業を実施する必要があります。	A	—	改善・見直し	地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業について関係課と調整を行い、具体的な実施に向けて進めていきます。
	188	海外都市との交流事業		姉妹都市カイザースラウテルン市をはじめ、海外都市とのさまざまな交流を通して幅広く交流し、区民の友好、相互理解を深めます。	姉妹都市カイザースラウテルン市とホームステイ生徒交換事業を中心とした各種交流事業の外に、他の海外都市とも機会とらえて訪問団の派遣や受入を行い、交流を進めています。	昨年度からのイスタンブール市ベイオウル区との交流では、双方の首長がお互いを訪問し、友好交流の覚書に署名するなど、大きな成果につながりました。今後は、国際協力機構(IICA)の草の根技術協力事業も活用し、ますますの交流進展が期待できます。カイザースラウテルン市やソウル市松坡区との交流についても、平成27年度を前に前向きな動きが見られ、今後交流が活発化しそうです。	姉妹都市カイザースラウテルン市とは、平成27年度の交流事業の中で交流協定の見直しを行う必要があります。北京市昌平区やソウル特別市松坡区とは引き続き交流実績を増やすことに努めます。一方、イスタンブール市ベイオウル区とは、始まった交流を議会や区民に広げていくことが課題となります。	—	A	拡充	交流相手先の要望も踏まえ、事業の展開内容を適切にアレンジして、有意義な交流事業となるよう努めていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
コミュニティ・産業・文化	189	外国人参加型交流事業	文京区アカデミー推進計画	国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。	外国人や留学生が、地域行事やボランティアなど、区内で実施されるさまざまな事業に参加できる機会を提供し、区民・外国人の交流と相互理解を進める事業を行います。	地域活動連携事業では、引き続き子ども向け事業を行ったことに加えて、区内の能楽堂の協力を得て外国人の能舞台鑑賞とバックヤードツアーを実施しました。国際交流フェスタでは、初めて小学校の参加やオリンピック・パラリンピックに関するブースを設けるなどし、大変盛況で、外国人の入場者数も伸びました。英語観光ボランティアによるガイドツアーを2回実施したほか、新たなボランティアの育成を行いました。	地域活動連携事業では連携先を広く求め、新しいフィールドの開拓を検討していきます。国際交流フェスタは次回で10回目となるので、今後の展開を検討していきます。英語観光ボランティアの活動は、新たに育成したメンバーの力を得て、ボランティアとしての自立を支援することが課題です。	A	—	現状維持	地域の団体、大学、ボランティア等と連携を密にしながら各事業を展開します。
まちづくり・環境	190	地区まちづくりの推進	文京区都市マスタープラン、根津駅周辺地区まちづくり基本計画、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	根津駅周辺地区では、まちづくり基本計画に基づいたまちづくりの実現に向けて、関係権利者の合意形成を図りながら、まちづくりの手法等を検討し、地域特性を活かした「協働・協治」のまちづくりを目指します。その他まちづくりの機運がある地域において、都市マスタープランの実現に向けた、区民主体のまちづくりの推進を図ります。	根津駅周辺地区では、計画実現に向けて地区計画等の具体的手法を検討するとともに、区民等と協働したまちづくりの機運を醸成します。その他の地域では、住民の要望に応じてまちづくりコンサルタントの派遣等を行い、住民主体の地域まちづくりを支援します。	根津駅周辺地区では、協議会や説明会等を随時行いました。また、地権者にアンケートを実施し、地区計画の意向を確認しました。それらを踏まえて地区計画のたたき台を作成しました。その他の地区では、住民との合意形成にいたらず、予定のスケジュールに達しない地区がありました。	根津駅周辺地区では、地区計画の制限に関して多様な意見があり、合意形成に向けて丁寧に説明する必要があります。	—	B	現状維持	根津駅周辺地区では、地区計画策定に向け地域の理解や協力が得られるように努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	191	再開発事業助成	文京区都市マスタープラン、シビックセンター周辺地区・若荷谷駅周辺まちづくり基本計画、後楽二丁目地区まちづくり整備指針	土地の細分化や老朽化した木造住宅の密集による住環境の悪化や、大震災等の災害時に被害の増大が懸念される既存市街地に対し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適なまちづくりを推進します。	事業施行者に対し、広場空間の確保と整備、災害時における一時避難場所としての防災機能の整備(防災倉庫・非常用トイレ)を指導します。また、これらの施設整備等に要する費用の補助を行うとともに、都市再開発法令等に基づき、適切に事業が遂行されるように指導・助言を行い、市街地再開発事業を推進します。	春日・後楽園駅前地区の市街地再開発組合に対して、権利変換許可、工事着工に向けた取り組み等について適宜助言を行い、一定の事業進捗は図れました。しかし、一部スケジュールの遅れにより、補助対象となる事業の進捗が図れませんでした。	都市計画決定時の方針の実現と事業の円滑な推進のため、厳格な進行管理が必要となります。今後も理事会等に出席して情報収集に努め、適切な進行管理を行っていきます。	—	B	現状維持	春日・後楽園駅前地区では、権利変換計画認可、着工に向けて事業を推進していきます。
	192	景観まちづくりの推進	文京区景観計画	区民、区及び事業者が協働し、文京区景観計画に基づく文京区の魅力を生かした個性豊かな景観づくりを推進します。	景観づくり条例に基づく景観事前協議及び景観法に基づく行為の届出により、一定規模以上の建築物、工作物、広告物などに対し、色彩や形態意匠などが周辺のまち並みに調和するよう指導・誘導しています。普及啓発事業としては、景観形成に貢献している建物や地域活動などを表彰する文の京都市景観賞や、区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうためのまち並みウォッチングを実施しています。	①文京区景観計画を改定し、根津景観形成重点地区を指定しました。また、小石川植物園周辺の屋外広告物規制追加に向け、説明会及び意見募集を行いました。 ②景観事前協議の届出物件数は172件でした。良好な届出率は61%でしたが、きめ細かく指導・誘導を行うことができました。 ③文の京都市景観賞では多数の応募があり、まち並みウォッチングは好評により2回開催しました。 ④根津景観形成重点地区の指定にあたり、パネル展示を2回、講演会を1回実施すると共に啓発のためのフリーペーパーを作成し、普及啓発に努めました。	①文京区景観計画に基づき、良好な景観事前協議届出率の向上を図ります。また、事業者に対して本制度の周知徹底を図り、景観形成への配慮を求めています。 ②小石川植物園周辺の屋外広告物規制追加に向け、周知徹底を図ります。 ③文の京都市景観賞については、普及啓発に努めます。	B	—	現状維持	文京区景観計画を改定し、小石川植物園周辺の屋外広告物規制の追加を行います。また、良好な景観形成のための普及啓発を推進していきます。
	193	文京区バリアフリー基本構想の策定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、文京区都市マスタープラン	公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者、管理者が連携しながらソフト面・ハード面の面的・一体的・継続的なバリアフリーを推進していくために、バリアフリー基本構想を策定します。	27年度末までに文京区全域を対象としたバリアフリー基本構想を策定するため、26年度は基本構想の方向性を定めるとともに、基礎調査等を行いました。27年度は、バリアフリー基本構想策定協議会、まち歩きワークショップ、地域懇談会等を開催し、バリアフリー基本構想を策定します。	施設配置状況の調査、バリアフリー状況調査のための事業者アンケート、バリアフリーに対する区民意識調査アンケートを実施しました。施設配置状況等の調査結果に基づき、重点整備地区候補を抽出し、重点整備地区の範囲等の妥当性を検討しました。庁内検討会議を開催し、生活関連経路・施設候補や重点整備地区候補等について報告を行うなど、関係各課と調整を図りました。	障害者や高齢者をはじめとする区民や事業者等、バリアフリーに関係する各主体の様々な意見、要望を踏まえて、バリアフリー基本構想を策定する必要があります。	A	—	現状維持	28年度以降は重点整備地区別の整備計画を策定し、具体的なバリアフリー化を推進します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	194	バリアフリーの道づくり		高齢者や障害者等を含むすべての人が安全かつ快適に利用できる道路に整備します。	平成12年度に、既存の歩道や階段等の現況調査を行い、障害者等の利用に支障となる3,969か所を抽出しました。この調査結果を基に、必要性の高い所から順次整備を進めていきます。	小石川四丁目16～17(区道第964号)、小石川五丁目23～11(同907号)、本郷一丁目35～29(同201号)、本郷三丁目39～23(同716号)、水道二丁目4～3(同128号)の5路線の道路工事によりバリアフリー化を推進しました。事業実施から平成26年度末までに計2,907か所の改善を行い、道路の安全性を高めました。 (平成26年度施工分) ○歩道巻き込み部等の段差、勾配の改善71か所 ○歩道内の障害物移設、撤去51か所 ○視覚障害者誘導用ブロックの設置28か所	優先順位の高い路線から順次、計画的に整備を進めています。が、道路の地形的・物理的な条件等からバリアの解消が難しくなっています。今後は、策定中のバリアフリー基本構想に基づき、道路の改修時期に合わせて路線でバリアを解消していく必要があります。	A	—	現状維持	現況調査の結果及び道路アセットマネジメント基本計画に基づき、路線単位で整備を進めていきます。
	195	マンション管理適正化支援事業	東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、文京区住宅マスタープラン	管理組合や区分所有者に対して、マンション管理の適正化、円滑な建替え等を推進し、安全で快適な居住環境を確保します。	セミナー等を開催し、マンションの維持管理に関する情報や知識を提供します。 管理組合等にマンション管理士を派遣し、問題解決のための助言等を行います。	①管理セミナー等では、参加者の方から「他のマンションにお住まいの方の話や意見を聞いて良かった。」「活発に意見交換ができた。見識が広がった。」等の声が寄せられました。 ②マンション管理士派遣やマンション管理個別相談等では、「客観的な意見や、過去の事例を踏まえたアドバイスがいただけ良かった」等の意見をいただきました。	①マンションの管理組合や区分所有者の主体的、能動的な活動を促すため、事業周知をさらに強化し、事業実績(参加者数、件数)の向上を図る必要があります。 ②参加者のニーズの変化に合わせて、セミナー等の講義内容や形式を検討していく必要があります。	B	—	現状維持	希望者がより気軽に制度を利用できるよう周知し、整備していきます。
	196	公園再整備事業	公園再整備基本計画	身近に緑や水に親しむことのできる区立公園または児童遊園を、より安全・安心で快適なものとしていくため、公園再整備基本計画に基づき、計画的に公園の再整備を行います。	公園再整備基本計画に基づき、個別の公園の再整備プランを作成し、意見交換会やアンケート調査などにより、地域の意見を反映させた公園づくりを行います。	公園再整備計画に基づき、新花公園の意見交換会を実施し、区民の意見を集約した再整備プランを策定しました。 また、前年度に再整備プランを策定した千石公園と丸山新町公園(旧白山一丁目第二児童遊園)は、シンボル遊具の設置を含めた全面改修工事を完了し、見通しの良い区民に親しまれる公園となって利用者が増加しています。	意見交換会の中で賛否が分かれるような意見が発生した場合は、両者が納得するような合意を導くための手法や提案が求められます。	A	—	現状維持	公園再整備基本計画に基づいた課題の解消と地域特性に配慮した公園づくりを区民参画のもと行います。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	197	新江戸川公園からはじめる緑と歴史のまちづくり	新江戸川公園整備等の基本計画	新江戸川公園の整備(松聲閣改修を含む)を中心に、周辺地域の道路環境、他施設との連携等を重視した一体感あるまちづくりを行い、目白台・関口地区を活性化します。	・歴史性を活かしつつ、区民に親しまれ利用しやすい公園施設となるよう、松聲閣整備工事を実施します。 ・歴史性を活かし、庭園の価値や魅力を高めるよう、新江戸川公園調査・設計及び工事を実施します。	松聲閣については、歴史性を活かしながらの耐震改修等の整備に着手しました。 また、新江戸川公園等の整備については、新たな魅力を創出させるため、周辺観光施設や近隣住民の意見を反映させた基本計画を作成し、27年度に行う庭園改修工事(一期)及びよう壁改修工事についての実設計を行いました。	新江戸川公園の庭園改修工事については、工事を行っていない部分を一般開放しながら進めていくことから、利用者への十分な安全対策を行う必要があります。	A	—	拡充	新江戸川公園整備等の基本計画に基づき、27年度から29年度の3年間で新江戸川公園及び周辺道路の改修工事を実施します。
	198	コミュニティバス運行		区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。また、病院・福祉施設、観光・文化施設、商業地域を結ぶことで、人の動きを活発にし、地域の魅力や活力を引き出します。	運行事業者と連携を図りながらコミュニティバス(2路線)の安定的な運行を推進するとともに、地元住民・企業等が中心となる沿線協議会の運営支援等を行います。	①時刻表改正に向け、運行実態に合わせた見直しを行い、関係団体と調整を進めました。 ②バスの利便性向上や沿線地域の活性化に取り組む組織である沿線協議会の公募委員を増員し、沿線協議会の拡充を図りました。また、公募委員を中心にBーぐる親子洗車ツアーなど各種イベント等を実施しました。 ③協賛団体の拡充や、沿線上のサービス協力店増加に伴うバスの利用促進により、事業収入の増加を図りました。	①千駄木・駒込ルート車両更新に伴うバス停の移設等について、関係機関と調整を進めていく必要があります。 ②ルートマップやバス停留所の多言語対応について、区における対訳表その他多言語対応の指針策定の動向に基づき実施していく必要があります。 ③営業収入増加のため、協賛企業・団体の拡充やより一層各種PR活動等の取組みに力を注ぐ必要があります。	B	—	改善・見直し	コミュニティバスの安定的運行のため、PR活動や協賛企業の拡充を図るなど、運行事業者への側面的支援を継続します。
	199	公害防止指導	アスベストの事前分析調査費用の助成事業	大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物等の解体等工事に際し、受注者に吹付け建材の事前分析調査が義務付けられました。この事前分析調査の普及啓発を図ることで、アスベスト飛散防止対策のより一層の促進を行い、区民の安全で快適な環境を確保します。	建築物等に使用される吹付け建材のアスベスト使用状況を把握するため、区内に建築物等を所有している方々に対し、専門調査機関によるアスベストの事前分析調査に要した費用の一部を助成します。また、大気汚染防止法・東京都環境確保条例等に基づき、アスベスト飛散防止対策の指導を行うとともに、窓口及びHPにて改正内容に関する周知徹底を図ります。	アスベスト分析調査費助成事業についてHP、区報で告知、パンフレットを作製し、文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱に基づく標識設置報告書の届出の際、周知を行うと共に、建築指導課においてもパンフレットを配置し、情報提供の協力をお願いしました。また、建設リサイクル法に基づく一斉パトロールを建築指導課、管理課と連携し、その際に本事業、大気汚染防止法改正について説明を行いました。	大気汚染防止法改正後、1年が経過し、現場実査を行ったところ、概ね改正内容の周知は図れて来ています。しかし、分析調査は行っているものの、事前調査結果の掲示が不十分な現場も見受けられるので、引き続き窓口やHP等で周知徹底を行う必要があります。 事前分析が行われていない場合、本事業を紹介し、アスベスト飛散防止対策を行います。	C	—	現状維持	変更ありません。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	200	歩行喫煙等の防止啓発		文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例に基づき、喫煙マナーの向上及び環境美化促進に取り組む、安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を推進します。	地域活動団体との協働による啓発キャンペーン、喫煙マナー指導員による歩きタバコやポイ捨て行為などに対する巡回指導等により実施します。	巡回体制を見直し、区の要請で実施する個別巡回を加えることで巡回の範囲及び時間を拡大し、違反者に対する注意・指導の強化を行いました。 また、都営バス車内放送のほか、B-ぐる車内放送で喫煙マナーの周知を行うことで啓発の強化に取り組みました。 そのほか、屋外及び屋内の喫煙所対策に取り組みました。	屋内の受動喫煙対策が進み、屋外での喫煙者が増えている中、違反者に対する注意・指導の強化、だけでなく、安全な歩行空間を確保するために喫煙場所を確保し、一層の周知・啓発が望まれます。 また、屋外においての受動喫煙対策の要望が増えていることから、生活衛生課、地域、JTと連携していく必要があります。	B	—	拡充	喫煙マナー指導員の巡回体制を強化し、注意・指導の効果を高めます。
	201	環境改善舗装		治水対策や騒音対策、雨天時における走行性の向上及びヒートアイランド現象の緩和など、地球温暖化対策の一環として沿道環境の改善を図ります。	透水性舗装、排水性(低騒音)舗装、遮熱性舗装、保水性舗装等の環境改善舗装を施工します。	【平成26年度施工実績】 ・透水性舗装: 8,170 m ² ・排水性舗装: 630 m ²	透水性舗装は雨水を直接地中に浸透させるため、治水対策としては排水性舗装より効果的です。 引き続き、透水性舗装の適用拡大を検討します。	A	—	現状維持	道路アセットマネジメント基本計画に基づき、効果的な整備を行います。
	202	みどりのふれあい事業		屋上緑化・生垣造成等で緑化推進によるヒートアイランド対策等を図るとともに、区民が緑と触れ合う機会を拡大します。	屋上緑化や生垣造成等を行う住民に、その経費の一部を助成します。また、イベント等を通じて緑化啓発を推進します。	生垣造成22mに助成を行い、屋上緑化の助成はありませんでした。 スタンプラリー、自然散策会、園芸教室といった啓発事業は計5回開催し、アンケート調査の結果、昨年に引き続き高い満足度を得ることができました。	緑化計画相談時に制度案内をしたり、千石公園の開園式でパネルで紹介し啓発事業を強化した。生垣造成助成は利用件数を伸ばすことができましたが、屋上緑化助成は、相談はあったが助成には至らなかった。今後もパネル等啓発を拡大強化することが必要です。	B	—	現状維持	緑化推進のため、緑化助成制度の周知方法の改善により、達成率の向上を目指します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	203	次世代自動車充電インフラの整備		国の次世代自動車戦略、東京都の次世代自動車充電インフラ整備促進に係るビジョン等を踏まえ、区内に電気自動車・プラグインハイブリッド車(以下、「EV・PHV」という。)に必要な急速充電設備を整備し、EV・PHVの普及を促進するとともに、低炭素社会の実現を図ります。	区有地(文京区春日一丁目1番24号)に急速充電設備を整備し、広くPRを図り、電気自動車の普及を促します。	一般社団法人 次世代自動車振興センターからの補助金と【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及プロジェクトの支援金を得て、平成27年2月に完成、平成27年3月20日から運用を開始しました。 当初、平成26年10月から運用開始の予定でしたが、入札が1度不調になり、完成が大幅に遅れました。指標としている利用台数見込みについては、10月～3月の6か月間での見込み数でしたが、3月の12日間のみでの利用台数になります。 また、4月からは区内2カ所目の急速充電設備が関口のホテル内に設置されています。	電気自動車等、次世代自動車の普及のためには、充電インフラの一層の充実や、高速道路料金の割引き制度の拡充が期待されます。	C	—	現状維持	昨年度中に設置し、3月より運用開始しています。
	204	温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	区が率先して二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、区民・団体及び区内事業者と一体となって地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の実現を目指します。	文京区の地域における二酸化炭素排出量削減に係る取組みを、文京区地球温暖化対策地域推進計画(以下「計画」という。)に基づいて行います。また、文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、区の事務事業において率先した二酸化炭素排出量削減に向けた取組みを行います。	計画のアクションプランに基づいた啓発事業に取り組み、イベント等の参加者数も増加しました。また、さらなる取組みを推進するため、二酸化炭素排出量の削減目標及びアクションプランを見直す等計画改定を行いました。なお、コラム集を作成し、日常に取り組みやすいアクションプランを分かりやすく提案する等の工夫をしました。	新たに追加したアクションプランの実行等、区民・団体・事業者・区が一体となって、より一層総合的・計画的に様々な対策に取り組む必要があります。また、地球温暖化緩和策だけでなく、適応策についての情報提供や、具体的な取組みも今後必要となります。	A	—	拡充	改定した計画に基づき、アクションプランの進捗状況や二酸化炭素排出量の状況等を把握・評価した上で、必要な見直し・改善を提案するとともに、区民や事業者等に向けてアクションプランの一層の浸透を図っていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	205	文京ecoカレッジ	文京区地球温暖化対策地域推進計画、モノ・プラン文京	環境に配慮した持続可能な社会を区民と築くため、低炭素社会、循環型社会等に係る講座を体系的に実施し、人材の育成とともに区との協働及びネットワーク化を推進します。	低炭素社会、循環型社会等に係る講座や事業を実施します。また、環境ライブ講座(旧 環境学習リーダー育成講座)や3R基礎講座の修了者にサポーターとして活動してもらうことで、地域での普及啓発を推進します。	低炭素社会の講座実績は12回で、内訳は親子環境教室4回、環境ライブ講座(旧「環境学習リーダー育成講座」)8回。来年度からの「環境ライブサポーター」制度に向けて案内をしました。循環型社会の講座実績は20回で、内訳はリサイクル推進サポーター養成講座1期、生ごみ減量塾2コース、エコ・クッキング3回、バス見学会1回、公開講座1回、モノ・フォーラム1回、エコ先生の特別授業11回。リサイクル推進サポーター養成講座の修了者のうち7名がサポーターとして登録し、登録者が39名となりました。エコ先生の特別授業は新規団体の申請もあり、少しずつ利用団体が増えてきました。	26年度の課題であった環境ライブ講座修了後の活動場所の提供については、「環境ライブサポーター」制度(希望者は環境イベント等に参加する)で活動が始まりますが、参加希望日(曜日)が個々異なると思われます。リサイクル推進サポーター養成講座は26年度で6期目となり、サポーター登録者も増えましたが、今後、活動を充実させるための方策が必要です。また、講座の参加者がやや固定化しているため、幅広い年齢層の関心を引くようなテーマを取り上げ啓発につなげることが課題です。	B	—	現状維持	リサイクル推進サポーターの活動や区民への3Rの啓発につながるよう事業を実施していきます。
	206	ごみ減量と3Rによる循環型社会の形成に向けた取組の推進	モノ・プラン文京	平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画である「モノ・プラン文京」について、計画策定以降の法制度の改正や社会情勢等の変化に対応するため、中間年度に計画の見直しを行います。「モノ・プラン文京」に基づき、3Rの推進、発生するごみ量の抑制について、区民の意識の向上を図り、その啓発を広く効果的に実施します。	リサイクル清掃審議会において「モノ・プラン文京」の中間年度における見直しについて検討します。ごみや資源の分別方法を周知するパンフレットや3R推進啓発誌等を定期的に発行します。	リサイクル清掃審議会を5回開催し、モノ・プラン文京の見直しの方向性について検討を行いました。また、見直しの基礎データとするための排出実態調査を実施しました。3R啓発紙「ごみダイエット通信」を、年4回発行し、3Rの啓発を行いました。「ごみと資源の分け方・出し方」の保存版冊子や4ヶ国語版を発行し、主に転入者に配布しました。また、簡易版を作成し、新聞折込で全戸配布しました。	3Rの周知啓発や情報提供の手段となる「ごみダイエット通信」を区民に有効活用してもらうためには、配布形態や方法を検討する必要があります。	A	—	現状維持	中間のまとめ(素案)についてパブリックコメントや、住民説明会を実施し、広く区民の意見を取り入れ、計画策定を行います。また、パンフレットや啓発誌を活用して正しい分別方法等を周知していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	207	新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進	文京区地球温暖化対策地域推進計画	新エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑制します。	新エネルギー機器(太陽光発電システム等)及び省エネルギー機器を設置する区民、中小企業者にその経費の一部を助成します。	太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池においては昨年度と同程度の申請があり、計画に対し約6割の達成率となりましたが、環境配慮型給湯器については4割以下の達成率となってしまいました。 なお、これらの結果を受け、27年度から新たに家庭用蓄電システムの助成を開始するとともに、その他の助成についても規模の見直しなどを行っています。	最新の新・省エネルギー機器の動向を踏まえ、助成対象機器の種類、助成対象者、助成金額及び募集件数を検討する必要があります。	C	—	現状維持	助成実績や区民からの要望等を踏まえ、助成対象機器、助成金額及び募集件数等の助成内容を検討していきます。
	208	街路灯LED化事業		街路灯のLED化により温室効果ガス排出量及び電気料金を削減するとともに、不点灯の少ない安全な道路環境を整備します。	区内街路灯(装飾灯等を除く)6,088基のうち、省エネ化されていない小型～中型街路灯約2,600基を9年間でLED器具に取り替えます。	26年度は、既存の灯具並みの価格となった小型の灯具を中心に改修を行い、予定数量よりも多くの街路灯の改修が出来ました。 計408基の改修により、今後年間で約197,600kWhの電力と約445万円の電気料金(平成27年4月の料金による試算)が削減できます。	LED街路灯は、既存の街路灯に比べ故障率が低く、ランプ交換も不要なため維持費の削減にも寄与していますが、今後老朽化に伴い故障率が上昇することもあり、適切に維持できるように努めています。	A	—	現状維持	設置年の古い器具を重点的に交換を行っていきます。 2020年以降、水銀ランプの製造が禁止されるため、水銀灯のLED化の早期完了を目指します。
	209	資源の集団回収支援	文京区一般廃棄物処理基本計画	町会・自治会やPTA、マンションの管理組合等の住民団体が資源を自主的に回収する活動(集団回収)を促進することによって、より多くの資源を効率的に回収し、ごみの減量を図るとともに、ごみ減量及びリサイクルに対する区民意識の高揚を図ります。	区報や区ホームページ、ちらし等を活用して事業を周知し、より多くの団体の実施を促すとともに、既実践団体に対して、報奨金の支給や補助用具の貸与、優良団体への感謝状贈呈、施設見学会の実施等の支援を行います。	様々な媒体を使用し広報活動を行ったところ、回収量、実践団体数ともに増加し計画を上回る結果となりました。	回収品目の内訳を見ると古紙が増えている一方、その他の品目については前年比で減少しているため、引き続き周知をする必要があります。	A	—	現状維持	実践団体の増に向けた取組のほか、回収品目の増加についても引き続き働きかけていきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	210	資源回収事業	文京区一般廃棄物処理基本計画	資源となりうるものをごみと分けて回収・資源化することで、資源の有効利用とごみの減量を推進します。	集積所で古紙・びん・缶・ペットボトルを、回収拠点で紙パック・乾電池・食品トレイ・プラスチック製ボトル・衣類・使用済みインクカートリッジを、店頭回収拠点でペットボトル・ペットボトルキャップを回収し、資源化します。あわせて、金属系粗大ごみを資源化します。	資源回収量については雑誌の回収量減少に伴い計画量に達しませんでした。一方、粗大ごみの資源化については契約形態の見直しによる搬入先の変更、搬入先との交渉による搬入品目の拡大により資源化率が向上しました。また、契約の見直し等により、大幅な歳出の削減と歳入の増大を達成しました。	回収量については景気動向など社会情勢に迫る部分が大きい。引き続き回収量の増加に向けた取り組みが必要となっている。また、資源回収収入金については各資源の市況に大きく影響されるため年度によって大きく変わることが予想されます。	B	—	現状維持	小型家電の回収方法の検討を行うほか、不燃ごみに含まれる資源の回収について検討する。
	211	事業系ごみ対策	文京区一般廃棄物処理基本計画	法により事業者責任とされている事業系ごみについて、廃棄物の適正処理を事業用大規模・中規模建築物の所有者等に対して、ごみの減量やリサイクルの推進を進め、環境負荷の低減や循環型社会の形成を図るために実施します。	事業用大規模・中規模建築物の所有者に対し、ごみの減量及びリサイクルの推進を行うことの意味を周知し、排出の方法等について指導を行います。	事業用大規模建築物(対象292棟) ・再利用計画書の提出:291件 ・立入指導:96件 ・廃棄物管理責任者講習会:2回実施、54名参加 事業用中規模建築物(対象353棟) ・再利用計画書の提出:282件 ・立入指導:110件 ・廃棄物管理責任者講習会:2回実施、49名参加	中規模建築物に関して、再利用計画書未提出の物件に訪問するなど提出を勧奨しているが、様々な理由で提出いただけない物件があります。また、大規模・中規模を通じて廃棄物管理責任者の講習会受講率が増加していない現状があります。	—	A	拡充	廃棄物管理責任者講習会において、より理解を深めてもらうため、啓発用のDVD作成を予定しています。将来的にこの動画を利用してeラーニングを行うことも検討します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	212	地域防災訓練等		学校や地域等で実施する訓練を支援し、いつ起こるともしれない災害に対して日頃から対策を行う意識の啓発・醸成を図ります。	起震車や煙体験ハウスを活用した防災教室等を実施するとともに、避難所総合訓練や体験・見学型の訓練(防災フェスタ)などの総合的な防災訓練を実施します。 また、職員の危機管理能力の向上を図るため、地震等の緊急時において適切な業務遂行ができるよう訓練を行います。	昨年度に引き続き、起震車体験や煙体験ハウス体験等防災教室を97回実施し、区内の大学において大規模な訓練が実施されなかったため参加人数は減りましたが、延べ9,981人が参加し、防災意識の啓発を図ることができました。 年1回実施していた総合防災訓練を拡充して、年4回の避難所総合訓練と年1回の防災フェスタを実施し、計3,017人が参加しました。避難所総合訓練では、「夏の暑さ」や「木造密集地域」等、季節や地域特性に着目したテーマを設定し、各テーマへの対応を中心とした訓練を行い、防災意識の高揚と災害対応力の強化を図りました。 執務時間中に震度6強の地震が発生した想定のもと、発災期から初動期における災害対策本部運営訓練及び避難所等派遣訓練を実施し、306人の参加により、職員の危機管理能力の向上を図りました。	総合防災訓練を年5回にしたことにより、区職員の訓練参加の機会が増加しましたが、訓練経験のない職員がいる状況です。今後は、区職員のみにより行う避難所運営訓練を実施します。危機管理対応訓練では、災害対策本部運営訓練において、災対各部ごとの役割についての理解が深まる内容を検討します。	B	—	現状維持	平成26年度より年4回の避難所総合訓練を実施しており、8か年で33避難所全てにおいて訓練を実施する計画です。また、年1回防災フェスタを実施し、区民の防災意識の高揚を図っています。今後は、平成26年度に実施した訓練結果を踏まえ、訓練内容の充実を図っていきます。危機管理対応訓練については、災害対策本部運営の理解を一層深めるため、回数の見直しを行います。
	213	耐震改修促進事業	文京区耐震改修促進計画	文京区耐震改修促進計画に定められた建築物の耐震化を目指し、地震による被害を軽減することにより、災害に強いまちの形成を図ります。	・耐震改修が必要な建築物の所有者の意識啓発を図るとともに、建物の耐震化及び不燃化に要する費用(診断、設計、改修)の一部を助成します。 ・戸別訪問及び耐震改修・建替え相談会を毎月開催し、耐震化事業の啓発を行います。	実績は、耐震診断44件、耐震設計18件、耐震改修41件、緊急輸送道路沿道建築物40件、合計143件の助成を行い、昨年度の249件と比べ減少しました。一方で、木造住宅除却助成の件数が増えており、建替え・更新を選択する区民が増えています。今後このような傾向は続くと思込まれます。	耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された分譲マンションや木造住宅の所有者等に対し、耐震設計・耐震改修工事のステップへ進むように啓発活動を行う必要があります。また、関係部署と連携を図り、耐震に関する助成制度の周知活動を広範囲に行う必要があります。	C	—	現状維持	分譲マンションの耐震診断・設計・改修における助成金額の増加や木造住宅の除却助成エリアの拡大等の取組みを行う。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	214	区民防災組織の育成		町会・自治会等の区民防災組織の自主的な防災対策活動を支援し、地域の防災力の強化を図ります。また、可搬式消防ポンプ等の貸与・支給により、初期消火体制の充実を目指します。	①区民防災組織等に対して、防災訓練等活動にかかる費用の助成を行います。 ②町会等に対し、要綱に定める範囲において防災資器材用の格納庫を貸与し、その修理・更新を行います。 ③可搬式D級消防ポンプ等を区民防災組織に貸与します。	町会・自治会等の区民防災組織38団体に対し、防災訓練にかかる費用の助成を行いました。また、防災資器材格納庫の設置更新・修理を6棟実施しました。D級ポンプ一式を1団体に貸与し、延べ貸与台数は20台となりました。新規を除く19台については、保守点検を行い、防災訓練等の機会を捉え、取扱訓練を実施しました。	東日本大震災から4年が経過し、防災意識が徐々に低下している印象があるため、訓練等を通じて防災対策の啓発に努めます。また、防災資器材格納庫やD級ポンプの設置場所について、設置場所の工事等の理由により移動をする際に、新たな設置場所の確保が困難な状況にあります。	B	—	現状維持	区民防災組織等における防災意識の啓発のため、活動助成や資器材格納庫の整備、D級ポンプの貸与を行います。
	215	避難所運営協議会運営支援		避難所運営協議会の活動を支援し、避難所運営能力のスキルアップを図ります。また、地域における防災活動の指導者を、避難所運営協議会単位で育成します。	避難所運営協議会の運営を支援するため、協議会活動や避難所運営訓練にかかる費用の助成を行うほか、避難所運営協議会役員全体会等を通じて、防災対策に関する知識や他の協議会活動の情報を共有することにより避難所運営能力のスキルアップを目指します。また、防災士資格にかかる費用を助成し、地域における防災活動のリーダーを育成します。	8か所の避難所運営協議会において、それぞれ避難所運営訓練を実施し、運営に係る知識習得に成果をあげました。平成27年2月に実施した避難所運営協議会役員全体会においては、避難所運営に関する講演会や有識者によるワークショップにより、知識や情報の共有を図りました。また、防災士の資格について、8名の区民の方が資格を取得しました。これによって、避難所運営訓練等の計画段階から参画した協議会において、訓練効果の向上及び防災知識の普及に寄与しました。	教育センター等協議会未実施の避難所、また、協議会を一定期間開催していない避難所があるため、町会役員等に対して避難所運営の必要性や訓練の重要性について理解を得るよう働きかけていきます。	B	—	現状維持	避難所運営協議会が未設置である2避難所について、設置を目指します。
	216	中高層共同住宅の支援		発災時に、中高層共同住宅に居住する区民が安全に施設(自宅)にとどまることができるよう、防災訓練や物資の備蓄等について支援を行います。	中高層共同住宅等における防災対策資器材の購入費、エレベーター閉じ込め対策物資の購入費、防災訓練実施経費の助成を行います。また、中高層共同住宅向けのパンフレットの配布を行います。	助成事業について、区報への掲載や防災訓練のブースでの周知など継続的に幅広く周知活動を行ったことで、前年度と比較して助成件数が8件増えました。また、パンフレットの配布数を増やし、訓練の実施内容等にも柔軟に対応しました。	中高層共同住宅等における防災対策資器材の購入費、エレベーター閉じ込め対策物資の購入費の助成件数が少ない状況にあります。助成制度の周知やパンフレット配布先の対象を新規開拓する必要があります。	C	—	現状維持	助成数の増加に向けて、新たな周知方法を検討する。区が実施する各種訓練や建築指導課が実施する耐震改修・建て替え相談会に加え、現地調査の際にパンフレットを配布する。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標達成度(A様式)	達成度(B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	217	木造密集地域の防災力向上		木造密集地域(大塚五・六丁目地区及び根津・千駄木地域)における初期消火体制の充実、防災力の向上を目指します。	木造密集地域内の区有施設に簡易水道消火装置を設置し、地域住民と小・中学生への取扱訓練を継続的に実施します。	木造密集地域である大塚地区、根津・千駄木地域内の公園、児童遊園等計23か所に設置しました。また、地域の町会等に対して取扱説明及び訓練を実施し、地域防災力の向上を図りました。	簡易水道消火装置の設置を知らない区民や、取扱説明を受けていない区民が多いため、町会役員等と連携して周知していく必要があります。	A	—	現状維持	木造密集地域の公園、児童遊園等、計23か所に設置をしました。今後は、取扱訓練を推進し、水道の使用協力者等について整備を図っていきます。
	218	福祉避難所の整備及び充実		避難所で長期避難が困難な災害時要援護者が避難できるよう、福祉避難所の整備を行います。	福祉避難所特有の物資の充実を図ります。 平成27年4月から開設の福祉センターを福祉避難所として指定し、物資等の整備を行います。	福祉政策課及び障害福祉課と連携し、食糧、毛布等の備蓄品、たん吸引器等の医療器具及び防災行政無線について整備を図ったことにより、福祉避難所としての避難者対応力の向上を図ることができました。	新たに指定される予定の福祉避難所において、備蓄物資を整備するとともに、福祉避難所において必要な物資等について精査し、今後の管理、更新方法や避難所開設に係る訓練について検討していく必要があります。なお、「福祉避難所設置・運営マニュアル」については、災害時要援護者対策・福祉避難所検討会において検討を行い、現在、高齢者を対象とした骨子を固めたところです。	—	A	現状維持	平成27年4月より、福祉センターが新たに福祉避難所として指定され、物資等の整備を図りました。今後、新たに指定される予定の福祉避難所への備蓄物資の整備及びすでに整備されている物資の管理と更新について検討していきます。
	219	東京都不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)事業	木密地域不燃化10年プロジェクト	大塚五・六丁目地区において、耐火性の高い建築物への建替え等を促進するため、不燃化特区の指定及び新たな防火規制の導入を行い、平成32年度までに不燃領域率70%を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化建替えの促進と戸別訪問をコア事業とする整備プログラムの事業を行います。 ・東京都をはじめとする関連機関との協議を行い、活用しやすい助成制度を設計します。 ・住民及び権利者を対象とする説明会を開催し、事業周知及び建替えの啓発を行います。 	大塚五・六丁目地区において、東京都より不燃化推進特定整備地区及び新たな防火規制区域の指定を受け、助成事業を開始しました。また、報告会等を計4回開催し、住民や権利者に事業周知を行いました。	平成32年度までに不燃領域率70%とするため、耐火性の高い建築物への建替え等を促進する必要があります。今後も事業周知及び啓発を行います。	A	—	現状維持	平成32年度まで継続的な助成を行い、建替えを促進します。また、戸別訪問を行い、燃えにくいまちづくりの機運を高めます。
220	災害時における飲料水の確保		避難所の受水設備を、災害時の地域の応急給水拠点として飲料水供給が出来るように整備します。	各避難所として指定している区立小・中学校の既存の受水槽・高架水槽の状態に合わせ、3カ年計画で水道蛇口を設置し飲料水の確保を行います。	10か所の避難所の受水設備について水道蛇口の設置工事を行い、避難所における飲料水の確保を図りました。	水道蛇口を設置したことの住民への周知や、取扱訓練の実施について検討していきます。	A	—	現状維持	学校に設置されている受水槽について、水道用蛇口の設置を推進しており、平成28年度末までに全ての避難所に設置を計画しています。	

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	221	防災拠点としての学校(園)の機能強化	文京区教育振興基本計画	①屋内運動場の天井等耐震点検を行います。 ②屋内運動場天井材の撤去を前提として調査・設計を行い、必要に応じた落下防止対策を実施します。 ③洋式便器が未設置のトイレについて、便器1箇所の洋式化を完了させます。	①屋内運動場天井等の耐震点検(小学校17校及び中学校5校) ②屋内運動場天井材の撤去を前提とした改修の調査・実施設計(小学校3校及び中学校5校) ③トイレの洋式化(小学校7校及び中学校5校)	①屋内運動場の天井等耐震点検を行いました。 ②屋内運動場天井材の撤去を前提として調査・設計を行いました。 ③洋式便器が未設置のトイレについて、便器1箇所の洋式化を完了させました。	①屋内運動場の天井等耐震点検結果を踏まえ、今後の対策を検討します。 ②屋内運動場等の天井材撤去等の工事を平成27年度に実施します。 ③学校施設の快適性向上事業において、トイレ改修(洋式化・ドライ化)を進めていきます。	A	—	現状維持	今年度は、屋内運動場等の天井材撤去を行います。
	222	細街路の整備		建築基準法第42条2項の指定を受けている道路を、災害時の避難路として、緊急車両の乗入や消防活動が容易となる4m幅員の道路に整備し、安全で災害に強いまちづくりを進めます。	建築確認の申請前に、後退用地の範囲及び管理・整備方法について協議し、建築物の竣工に合わせて道路の整備を行います。	消費税増税の影響で大幅に増えた25年度と比較しても、遜色ない整備件数・整備延長でした。	昨年に引き続き整備件数・整備延長が堅調な状態にあるが、拡張整備を行わないまま建築工事が完了しているケースがまだあります。今後とも整備状況を確認した現況調査の結果や、道路工事の機会を捉え、未整備箇所の土地所有者と協議を行い、整備を促していきます。	A	—	現状維持	後退部分が確実に道路形態となるよう協議・指導します。
	223	災害時要援護者の支援		災害発生時に自力避難が難しい災害時要援護者について名簿を作成し、区と関係機関での情報共有体制の構築を図ります。	災害時に自分の身を守ることや避難することが困難で、災害時の避難誘導及び安否確認を希望する方を対象に、災害時要援護者名簿への登録を行い、区はあらかじめ登録者を管轄する警察署、消防署、区民防災組織、民生・児童委員等の関係機関へ名簿を提供します。 また、名簿登録者に対して、家具転倒防止対策事業等の促進を図るため個別訪問を計画的に実施します。	前年度同様、災害時要援護者名簿の中で「要介護2」以上の方を対象に、消防署と合同で個別訪問を実施しました。家具転倒防止の啓発にも従前以上に努め、25年度よりも申請件数を増やすことができました。 27年度より、災害時要援護者名簿の中で、聴覚障害の方に対し、個別訪問を実施します。	災害対策基本法の改正により、現在の手挙げ方式で登録する「災害時要援護者名簿」から、区が要配慮者の内、災害が発生時等において自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指定して登録する「避難行動要支援者名簿」への切り替えについて、検討を行っているところです。 また、災害時要援護者名簿の町会等への配付において、これまで配付準備を全て職員が手作業で行っており、対象によって配付時期が異なりましたが、名簿の配付準備を委託業務によって行い、一斉に対象者へ配付できるよう変更します。	A	—	拡充	聴覚障害者に対して個別訪問する際に、手話通訳者をつけます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	224	災害ボランティア体制の整備	文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画、障害者計画、地域福祉保健の推進計画)	災害時に設置する「災害ボランティアセンター」の体制を整備し、ボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートし、地域住民が自力では復旧・復興できない部分、行政が取り込むことができない部分の復旧・復興支援を行うことを目的とします。	社会福祉協議会に助成して、災害ボランティアセンタースタッフ養成のための講座、立上げ訓練、定期的なネットワーク会議等を実施し、平常時から「災害ボランティアセンター」の組織化をするとともに、区や関係機関等との連携強化を図り、発災時に機能する体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアスタッフ養成講座(中級編)を開催し、昨年度の受講生に加え新たなネットワーク形成へとつなげることができました。 ・城北ブロックで合同研修会を開催し、広域活動をしているNGO等の団体や、文京区外の地縁団体、ボランティア団体が互いを知る場づくりと連携のきっかけづくりができました。 ・住民主体で行うゆるやかなネットワークづくりを目的とし、「文京災福カフェ」を開催し、防災をキーワードに企業、NPO団体、地縁団体、学生等の垣根を越えた出会いの場、日常的な情報交換の場づくりができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営協議会や町会等、自治会組織と連携するため、災害時の災害ボランティアセンターや社会福祉協議会の役割について周知し、町会等の避難所運営をする中での課題、ニーズを把握、引き出す仕組みづくりをする必要があります。 また、防災課で専門ボランティアスタッフの登録の募集を行う予定ですが、今後社会福祉協議会のボランティアスタッフとの連携を図っていく必要があります。 	B	—	改善・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な団体に講習の受講やネットワークへの参加を促していきます。 ②立上げ訓練に実証されたマニュアルの改訂作業を行っています。
	225	災害協定の拡充		災害対策の支援体制の充実・強化を目指します。	民間事業者や他自治体と災害時協力協定を締結し、災害時に備えます。	新規に2団体と協力協定を締結し、施設の一部を一時滞在施設として位置づけました。この内1団体は女子高等学校であり、避難者を女性及び子どもに限定するなど、施設の特性と利用者のニーズに合わせた取り組みを行いました。また、既存の協定先について、日中・夜間それぞれの緊急連絡先の確認を行い、緊急時の連絡体制の構築、強化に努めました。	平常時における連携として、例年人事異動等で担当者が変更されることがあるため、連絡先の確認を毎年行う必要があります。また、防災訓練等を実施することで、より一層の協力関係の構築を図る必要があります。今後も一時滞在施設の確保等更なる協定拡充に努めます。	—	A	拡充	現行の協定内容の確認、連絡体制の強化を図ります。今後も一時滞在施設の確保等更なる協定拡充に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	226	災害時医療の確保	文京区地域防災計画、文京区地域福祉保健計画(保健医療計画)	大規模災害の発生に備え、災害医療救護体制の整備充実を図ります。	大規模地震等の発生時に使用する災害用医療資材及び医薬品を備蓄、管理するとともに、区内医療関係機関との連携を図るため、災害医療運営連絡会を開催します。また、三師会等と協力し文京区避難所総合訓練に参加します。	<p>年次計画に基づき、災害用医療資材を更新するとともに、新たに医療救護所で使用する災害用医薬品を購入、配備しました。災害医療運営連絡会検討部会では、新たに医療救護所で使用する災害用医療資材について検討しました。災害医療運営連絡会では、区内関係機関と文京区の災害医療体制について協議しました。また、二次医療圏ごとの地域災害医療連携会議に参加し、広域的な連携について協議しました。</p> <p>文京区避難所総合訓練では、災害時における医療救護活動マニュアルに基づいた医療救護活動訓練を実施しました。</p>	<p>災害用医療資材について、実態に即した品目の購入、配備を行っていく必要があります。また、医薬品については今後の管理方法について検討の必要があります。</p> <p>災害時における医療救護活動マニュアルについては、訓練での実態や、参加者に対するアンケート結果を受けて、適宜見直しを図っていく必要があります。</p>	A	—	現状維持	医療救護所で使用する医療資材、医薬品等を適正に配備、管理する。災害医療運営連絡会において、関係機関との連携体制強化を図る。
	227	防災啓発資料の充実		小・中学生の防災意識啓発、自覚意識の醸成を図ります。	小・中学生向けの防災啓発パンフレットを作成し、また防災教育用ライブラリを更新することにより、防災に関する知識等の普及に努めます。	<p>小学4年生を対象とした防災啓発パンフレットを10,000部、中学2年生を対象とした防災啓発パンフレットを5,000部作成し、区立小・中学校へ配布しました。また、防災教育用DVDを10本購入し、依頼の合った団体や施設へ貸出しを行いました。これらを通じ、小・中学生の防災意識の向上を図りました。</p>	<p>小・中学生の更なる防災意識の向上を図るため、作成したパンフレットをどのように活用していくか検討します。</p>	A	—	現状維持	引き続き防災教育用資料の更新を行うとともに、作成したパンフレットをもとに防災宿泊体験等で啓発活動を行う等、より防災に関する知識の普及に努めて参ります。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	228	安全対策推進		安全で安心して暮らすことができる地域社会をつくります。	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全対策を推進することで、安全で安心なまちづくりの実現を目指し、区内の犯罪発生抑止のため、青色防犯パトロールの実施及び防犯ボランティアへの支援を行います。	○安全・安心まちづくり推進地区の指定は、通学路の安全対策を推進する地区1地区、防犯対策を推進する地区14地区の計15地区となりました。また、防犯カメラの設置費用の助成により、防犯カメラは9地区で計93台の設置となっています。 ○安心・防災メールの登録者は9,098人となり、防犯等安心情報の配信により区民に注意喚起を行いました。 ○「危険ドラッグ対策に関する覚書」の締結により、安全・安心なまちづくりの推進へ向けて更なる取組を行いました。	○防犯カメラ設置費用の助成は、補助金限度額が一定であることから、安全・安心まちづくり推進地区の面積が大きくなるほど、防犯カメラの設置台数が限られてしまいます。 ○特殊詐欺の被害防止に向けて、警察・防犯協会・区・都との間で、引き続き連携を図る必要があります。	—	A	拡充	防犯設備整備の助成、防犯活動用資器材等の助成及び防犯パトロール用資器材の貸出、「文の京」安心・防災メールの配信等
	229	文京区空き家等対策事業		区内における管理不全な状態にある空き家等について、除却の促進、跡地の有効活用等を行うことにより、災害、事故及び犯罪に対する備えを進めるとともに、生活環境の向上及び良好な景観の保全に努め、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現及び地域コミュニティのよき一層の醸成を図ることを目的とします。	管理不全のため老朽化して危険な状態となっている空き家等について、所有者の申請に基づく区の助成(上限200万円)による除却等を行い、区が跡地を原則として10年間借り受け、行政目的で使用します。ただし、継続して使用できる空き家等については、所有者の意向を確認し、地域課題に取り組むNPO等へ物件情報を提供します。その他、空き家相談会を行い、管理不全の解消に向けて問題解決を図ります。	空き家等の所有者との間で2件の事業対象認定及び土地使用貸借契約が成立し、大塚六丁目は消火器具置場、大塚四丁目は憩いの広場として整備を行いました。また、空き家相談会を2回開催し、所有者や近隣住民からの相談に乗りながら、管理不全な状態の解消に向けて取り組んでいます。	区が把握している管理不全な状態にある空き家等の中で、所有者に事業対象認定申請書を渡したが実現に至らなかったものが複数あったことから、事業の実現に向けて、更に粘り強く交渉をしていきます。	C	—	現状維持	空き家等の所有者調査を継続して行いながら、空き家等対策事業の周知に努めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法への対応に向けた実施体制を確立していきます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり・環境	230	交通安全普及広報活動	第10次文京区交通安全計画	区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルール及びマナーを身につけることで、交通事故発生件数を減少させます。	区報、CATV等の広報媒体での広報活動とともに、春・秋の全国交通安全運動期間中の街頭キャンペーンを行います。また、学校・警察・交通安全協会等と連携し、交通安全協議会、交通安全区民のつどい、自転車実技講習会、模擬交通事故再現体験、交通安全ポスターコンクール等を実施します。	平成26年の交通事故死傷者数は632人となり、25年に達成した第10次文京区交通安全計画の目標値(1年の交通事故死者数800人以下)を維持している。引き続き死傷者数の減少に向け、警察署等と連携しながら交通安全意識の普及啓発に努めていきます。区内の小中学校等で実施した自転車実技講習は3回、免許証の発行数は158件でした。	本区の自転車乗用中の交通事故死傷者数は、平成23年242人、平成24年223人、平成25年187人、平成26年155人と減少傾向ですが、自転車走行のマナーの改善が求められています。自転車運転者に対し、マナー向上の普及啓発を図る必要があります。	B	—	現状維持	自転車実技講習会やリーフレットによる周知など、警察署等と連携して、自転車マナーの向上に取り組んでいきます。
	231	総合的自転車対策の推進		自転車の安全利用を促進するとともに、放置自転車を抑制し、快適な歩行者空間の確保を図ります。	放置自転車の警告・撤去により安全な歩行者空間の確保を図るとともに、レンタサイクル事業、自転車駐車場の運営・整備により、自転車利用を促進します。	①平成26年度から、定期利用制自転車駐車場の登録手数料を使用料に改正しました。 ②放置自転車撤去・保管の引取り手数料を改正しました。 ③定期利用制自転車駐車場の使用料改正に伴い、警告撤去の回数を1.8倍程度増やしました。 ④放置自転車台数の調査において、平成25年度の1,709台から平成26年度は1,311台となり、警告撤去の強化の効果が出ています。	①駅前周辺の自転車駐車場用地を設定することが困難な状況です。 ②放置自転車撤去を強化することにより、駅周辺の歩行者空間を確保する必要があります。 ③撤去した自転車の保管場所に数量等の限りがあります。	B	—	拡充	放置自転車撤去の強化とともに、放置禁止区域の追加指定を検討していきます。
	232	コミュニティ道路整備	コミュニティ道路整備計画	歩行者が、安全かつ安心して利用できる道路環境の整備を行います。	区民とともに地域の特性を反映した整備計画を策定し、歩道の拡幅や交差点の明確化、車両の速度抑制を図るための整備を行います。	○白山・千石コミュニティゾーン整備計画に基づき、危険箇所の個別安全対策(路面標示等)を行いました。 ○向丘・弥生・根津・千駄木地区コミュニティゾーン基本計画に基づいて、区民参画の協議会、住民説明会、意見交換会等を開催し、整備計画を策定しました。	○白山・千石地区の小石川植物園が国の名勝及び史跡に指定されたことによる調査に時間を要し、周辺道路整備が延伸していますので、今後の工程管理を徹底する必要があります。 ○向丘・弥生・根津・千駄木地区コミュニティゾーン整備計画に基づく工事を実施するにあたり、地元住民や関係機関等と十分に調整する必要があります。	B	—	現状維持	白山・千石地区及び向丘・弥生・根津・千駄木地区のコミュニティゾーン整備計画に基づき、設計・工事を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
まちづくり ・ 環境	233	橋梁アセットマネジメント整備	橋梁アセットマネジメント基本計画	橋梁の予防保全的な修繕を行い、長寿命化を図るとともに、計画的な架け替えによる維持管理費の縮減・平準化を図ります。	橋梁アセットマネジメント基本計画に基づいた維持管理を行います。	平成26年8月に事業説明会を開催し、新しい橋のデザインや工事に伴う交通への影響等について、地元で説明しました。	下水道施設の支障移設に時間を要しているため、清水橋の架替事業に遅れが発生しています。	—	B	現状維持	橋梁アセットマネジメント基本計画に基づき、事業を推進します。
	行財政運営	234	職員育成の推進	文京区職員育成基本方針	「文京区職員育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりの能力開発と意識改革を推進し、文京区が目指す職員像である「課題に気づき解決に向けて、自ら考え行動できる、改革志向の職員」を育成するとともに、職員の行動様式として現場主義の醸成を図っていきます。	自己啓発及びOJTに加え、区の研修として、職層ごとに求められる意識や能力の修得を目指す「職層研修」、実務処理能力や専門的知識・技術の向上を図る「実務・専門研修」、自治体職員として求められる幅広い知識等を学ぶ「サポート研修」を実施するとともに、特別区職員研修所及び第2ブロック等の研修を職員に受講させることにより、職員一人ひとりの能力開発と意識改革を行います。	①管理職、係長職及び主任主事に対してOJT研修を実施し、日々の仕事を通じて職員個人の特性に応じたきめ細かな指導育成を実践する能力を向上させました。 ②管理職及び係長職に対して、組織マネジメントに関する研修を実施し、仕事の管理や職員の育成に係る能力を向上させました。	①個別の研修については、現在も研修事業者にて委託して実施していますが、研修事業者が民間の専門的な知識や技術等を活用し、一貫した人材育成で一層の効果を検証するためアウトソーシングを含め検討を広げていきます。 ②自律した職員、女性職員の活躍推進、将来を見据えた業務への取組など新たな視点や職員育成の一層の充実が必要です。	—	A	改善・見直し
		235	ITの活用による利便性の高い区民サービスの実現		ITの活用により、区民にとって一層利便性の高い行政サービスの実現を目指します。	「いつでも」「どこからでも」サービスを受けることが可能なシステムを構築し、また、住民情報システムの安定運用を図ります。	・電子申請サービスについては、平成26年度に7手続を追加計41手続としました。 ・税や国保年金等の適切なシステム改修により、制度改正への対応が図られました。 ・番号制に対応するシステム改修により、施行に向けた準備を進めました。	①電子申請サービスは、手続数を増やすとともに、区民が利用しやすい手続を作成する必要があります。 ②住民情報システムは、番号制に確実に対応することが必要です。 ③住民情報システムは、税や国保年金の法改正に確実に対応することが必要です。	—	A	拡充

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	236	社会保障・税番号 制度(マイナン バー制度)の導入		社会保障及び税務分野等において、より公平で正確な給付及び税負担を実現します。また、社会保障給付等の手続きにおける添付書類の簡素化等により、負担の軽減や行政サービスの向上を図ります。	平成28年1月からの個人番号利用開始に向け、個人番号通知の準備を進めるとともに、関係部署との連携を図り、庁内の情報システムを個人番号制度に対応できるよう改修します。また、個人情報については、個人の権利利益の保護という観点から適切な措置を行います。	庁内検討会を適時開催して情報共有を行うとともに、区報及びホームページで制度の周知を図りました。また、区内団体の会合等に出向いて説明を行ったほか、職員を対象としたマイナンバーの取扱い等に関する研修の実施、その他特定個人情報保護評価を実施する等、制度導入に向けた準備を着実に進めました。	独自利用条例の新規制定に向けた準備を引き続き進めるとともに、制度の円滑な導入に向け、職員及び区民に対する制度周知を強化していく必要があります。また、住民情報システムを確実に制度に対応させていくとともに、制度導入に伴う個人情報保護制度への影響については、課題の整理を進めた上で、条例改正等、適切に対応していく必要があります。	—	A	拡充	引き続き庁内検討会を適時開催し、検討や情報共有を図っていくとともに、個人情報保護に関しては、セキュリティ対策に努めていきます。
	237	通訳クラウドサービス活用による外国人相談等		日本語が堪能でない外国人を対象に、日常生活全般の困りごとや各種手続き等の相談を受け、日本での生活が円滑に行えるよう支援します。	これまで2名の相談員(英語・中国語)が各言語週2回相談を受けていましたが、通訳クラウドサービスを導入し、区民相談員が外国人相談を兼務することで、5か国語(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)、月～金曜日、相談を受ける体制を整えました。また、庁内にも通訳タブレットを貸し出し、各窓口での活用も図ります。	外国人への区民相談のPRとして、区報に英文掲載をするともに、外国人向けPRチラシ(英語・中国語・韓国語に対応)を作成し、次のとおり配付等しました。①外国人の転入手続き時に戸籍住民課窓口にて②オリンピックセンター1F受付にて③区内大学地域連携担当者会議にて④国際交流フェスタ2015「情報コーナー」にて。その結果、「曜日等を気にすることなく相談できるのでありがたい。」「通訳クラウドサービスの通訳者の対応がスムーズで相談に来て良かった。」等のご意見をいただきました。	2020年オリンピック・パラリンピック開催に向かって、外国人区内在住者が増えていくと予想されることか@らも、引き続き、外国人への区民相談のPRについて、様々な機会や場所を活用して行っていく必要があります。	C	—	現状維持	相談者の目的は概ね達成されており、内容的には好評ですが、まだ、利用者数が少ない状況です。必要な方が相談を受けられるよう、更なるPRの拡充等に努めます。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	238	わかりやすいホームページの構築		ホームページを閲覧するすべての利用者を対象に、最新の情報をわかりやすくかつ迅速に提供します。また、区政に対する意見収集を行うことで、利用者の満足度の高いホームページを目指します。	ホームページの充実を図るために、平成26年12月に全面リニューアルを行いました。リニューアルに当たっては、アクセスログの解析や利用者アンケートなどに基づき、利用者の視点に立ったホームページに再構築しました。また、障害時や災害時でも安定して運用できる体制を整備するとともに、リニューアル後も質の高いホームページを維持するために職員研修を行いました。	情報分類をこれまでの「組織別」による構成から、利用者がより確実に情報に到達できるよう「分野別」へと変更し、全てのページを8つのカテゴリーに配置することで、目的から検索できるよう全面リニューアルをしました。併せて、スマートフォン専用画面を備えたほか、アクセシビリティについて、その重要性和意識啓発を目的とした職員研修を実施や、音声読み上げソフトを実装しました。また、サーバを2箇所に分散し、遠隔地にも配置したことで、災害時のリスクを分散し、有事においても安定的な運用環境を構築しました。	リニューアルにあたり、全ページを対象とした照会・是正と併せ、研修を通してコンテンツ作成上のルールに基づき、ホームページ全体の一貫性を保っています。今後、品質を確保し、安定した運用はもちろん、高齢者や障害者などハンディを持った方を含む全ての方が、情報を得られる配慮の継続的に行うこと、また、オリンピック・パラリンピックに伴う、より精度の高い多言語対応に注力する必要があります。	C	—	現状維持	広報媒体として不可欠であり、即時性・機能性を高め、より適正な情報提供となるよう、利用者目線に立って、継続して見直しを図っていきます。
	239	有線テレビ広報活動		広報番組を制作・放送し、区からの情報をテレビの特性を活かして区民に提供していきます。また、番組制作を通じて地域コミュニティの活性化を促進します。	制作した番組を有線テレビで放送することにより、映像を使用した広報活動を行います。また、放送済みの番組について、インターネットによる動画配信を行います。	番組内容に関するメディアパートナーからの意見・提案等について、反映させるよう努めました。その結果「新しくオープンしたお店を知っていただき集客につながった」「地元で素晴らしい技能名匠がいることが分かった」「料理番組が楽しく分かりやすい」「自分の子どもの姿を親戚や近所の方に見てもらうことが出来た」等のご意見をいただきました。	引き続きメディアパートナーをはじめとする区民の方のご意見・ご提案等を検討しフィードバックするとともに、世論調査・広報メディアに関する意識調査の結果などを分析し、その内容を番組制作に際して反映させていきます。	—	A	現状維持	番組の制作に際し、正確かつタイムリーな情報を区民にわかりやすく伝えるよう引き続き努めています。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	240	教育センター等建て替え整備事業	文京区教育振興基本計画、教育センター等建物基本プラン	施設を有効かつ効率的に活用し、地域の特性と区民ニーズを踏まえて、教育センター、福祉センター療育部門、青少年プラザを複合施設として一体的に整備します。	「教育センター等建物基本プラン」を基に作成した基本設計及び実施設計により、平成25年9月から建設工事に着手し、平成27年2月末日竣工、平成27年4月に開館しました。	平成27年2月に教育センターが竣工し、同年3月に移転が完了しました。 また、開館に向けて以下の準備を行いました。 ・教育と発達の相談窓口を一元化した総合相談事業 ・教育・いじめ電話相談の24時間化 ・個別機能訓練の対象を学齢期に拡大 ・児童発達支援センターの設置 ・児童発達支援事業の定員拡充(22名⇒30名) ・放課後等デイサービス事業の開始	教育センター及び青少年プラザ利用者の利便性の向上を図るとともに、施設周辺の生活環境に配慮した、安定的な施設運営を図る必要があります。 また、施設内の関係機関との連携による効果的な事業を展開していく必要があります。	A	—	終了確定	利用者の利便性の向上及び施設周辺の生活環境に配慮した施設運営を図ります。また、施設内の関係機関との連携による効果的な事業を展開していきます。
	241	元町公園の保全及び旧元町小学校の利活用		元町公園及び旧元町小学校について、その歴史性等に配慮しながら、保全及び有効活用を図ります。	学識経験者等で構成する会議体を設置し、利活用の方向性について提言を受けた後、当該提言をもとに検討し、整備・活用を進めます。	元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議を5回開催し、各委員に提言に向けて検討いただきました。また、第4回に現地見学会を開催し、全6回にスケジュール変更したため、提言は平成27年5月に受領しました。	提言受領後は、民間活力を多様に活かした事業スキームの構築にあたって、地域の方々のご意見をいただきながら、高齢者や子どもを含め、誰もが親しみを持ち、集い、活動の場となるような憩いやにぎわいの空間の創出や、避難所等の地域に開かれた公共的機能について十分に検討していく必要があります。	—	B	現状維持	提言の受領後は、公共機能や事業スキームを検討する等、具体的な準備を進めます。
	242	シビックセンター改修基本計画の策定	文京区有施設の中長期改修計画	竣工後20年を経過した、シビックセンターの社会的劣化・物理的劣化等へ対応する改修工事を計画的、効率的に進めるため、シビックセンター改修基本計画を策定します。また、東日本大震災による外装等への影響の調査と外装等の改修工事を実施します。	地震による外装等への影響調査と同時に、物理的劣化がみられる屋根及び外壁等防水、外部鉄部塗装改修工事を平成26年度から27年度にかけて実施します。 また、シビックセンター改修方針に基づき、改修内容、改修実施期間、改修経費などを盛り込んだ改修基本計画を平成27年度から28年度にかけて策定していきます。	26年度から27年度の2か年を工期とするシビックセンター外装等調査及び改修工事に着手しました。	シビックセンター改修基本計画の策定にあたっては、東日本大震災による外装等への影響調査の結果も反映していく必要があります。	A	—	現状維持	シビックセンターの改修基本計画を策定します。外装等検証及び改修工事を実施します。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	243	財政状況等の継続的な公表		区の財政に係る資料を継続的にわかりやすく公表することにより、公正性と透明性の高い財政運営を進めるとともに、区の財政運営について区民の理解を深めます。	予算編成過程の状況、当初予算及び補正予算に係る資料、財政指標等の決算にかかる資料、財務諸表等、区の財政に係る資料を継続的にわかりやすく公表します。	様々な媒体を利用して迅速に財政状況等を公表することにより、公平性・透明性の向上を図りました。 また、公表の方法・内容等を工夫し、区民の方より深い理解を得られるよう努めました。	区民が財政状況等に興味や関心を持つ内容となるよう、公表の方法や資料の作成手法をさらに工夫・研究することにより、区民の理解をさらに深めていく必要があります。	—	A	現状維持	引き続き迅速かつわかりやすい公表を継続します。
	244	効率的な組織体制の構築		多様な区民ニーズに柔軟に対応し、効果的な施策・事業を展開できるよう、区民にもわかりやすい、簡素で効率的かつ機能的な組織体制の構築を目指します。	社会経済情勢等、区政を取り巻く環境の変化や、各組織の現状と課題を踏まえた上で、必要な組織の見直しを行います。	学校支援センターとしての機能を充実するため、教育センターに学校支援係を設置しました。また、総合相談担当主査を設置し、子どもの発達等に関し、乳幼児期から高齢期までの切れ目ない総合相談体制を整備するとともに、児童発達支援係を設置し、児童発達支援事業の拡充を図りました。	子ども部門組織の再編については、子ども・子育て支援新制度のほか、改正地方教育行政法に基づく教育委員会制度改革も踏まえ、より実務遂行に即した組織改正を実施するため、28年度以降の改正を目的に、引き続き検討していきます。 また、より効率的な施設の維持管理に資するため、施設管理所管部のあり方について検討していきます。	—	A	拡充	子ども部門組織の再編及び施設管理所管部のあり方について検討するとともに、行財政改革推進計画に基づき、組織整備を進めていきます。
	245	ITの活用による迅速で効率的な区政の実現		情報基盤を整備し、運用することにより、一層の効率的かつ迅速な行政事務の執行を目指します。	「文京区情報システム取組指針」に基づき、電子自治体の基盤整備・運用を図ります。	・情報基盤について、共通仮想化基盤の構築を行い、運用を開始しました。 ・財務会計システムについて、平成27年度中の更新に向けて、準備を行いました。	①小型機システムの搭載にあたって、技術的な諸問題等を調整する必要があるため、事業者間の調整を行う必要があります。 ②番号制に向けて、職員に対して情報セキュリティの決まりをさらに周知し、これらの遵守の必要性を教育・啓発していく必要があります。また、システム運用の面でも、情報セキュリティ対策の強化を行う必要があります。	—	A	拡充	「文京区情報システム取組指針」に基づき、電子自治体の基盤整備・運用を進める予定です。

項目	No.	事業名	個別計画	目的	手段	成果	課題	指標 達成度 (A様式)	達成度 (B様式)	方向性	事業の展開内容
行 財 政 運 営	246	職員定数の適正化の推進	行財政改革推進計画	簡素で効率的かつ機能的な組織体制に呼応した職員数を配置するため、組織の見直し及び各部署の事務量的変化に応じて、職員定数の適正化を進めていきます。	各組織の現状と課題をふまえ、既存事業の見直し、増員の抑制等徹底することにより、時代の変化に即した職員定数の適正化を図ります。	24年3月策定の行財政改革推進計画に基づいて、民間活力の活用、既存施設・既存事業の見直し等を行うことにより、区全体の職員数を削減しました。	本事業の実施にあたっては、国の制度改正等や行政需要の変化等を適確に捉えながら、各部署の事務量の増減や効率的な庁内体制の構築に呼応した職員数の適正化を推進するとともに、ワークライフバランスにも配慮した人員配置を行っていく必要があります。また、適正化の推進にあたっては、各部署との情報共有や連携を図っていくことが必要です。	—	A	改善・見直し	平成24年3月策定の行財政改革推進計画における「職員数の適正化の基本的な考え方」に基づき、職員定数の適正化を推進していきます。
	247	行政コストの明確化		区民が利用する行政サービスに係る経費等を公表することにより、サービスの内容と区の負担についての区民の理解を深めることで、区民サービスの一層の充実及び区民間の負担の公平を図ります。	事業ごとの行政コスト分析を行い、事業にかかる税負担額を公表するとともに、区民サービスの適切な負担を検討します。	総務省方式改訂モデルに基づく「行政コスト計算書」を作成し、行政コストの性質別割合及び目的別割合で分析を行うとともに、区民1人当たりの行政コスト計算書を作成した。	一般会計ベース(単式簿記・現金主義)での事業別コストの公表を検討する中では、今後、総務省が推進する複式簿記・発生主義による新地方公会計制度の導入を見据えたコスト算定の考え方と整合性を図っておく必要がある。	—	B	改善・見直し	複式簿記・発生主義による新地方公会計制度の導入を見据えた事業別コストの公表を検討していきます。
	248	公有財産の有効活用		公有財産の有効活用により税収外の新たな歳入の確保を図ります。	区有施設内のテナントや余裕のあるスペースについて、民間事業者等への貸付を入札等により行い、業者選定や貸付料を決定します。	新規に開設する施設に、入札による自動販売機の設置場所の貸付を行うことにより、目的外使用料に比して約650%(1,489千円)の収入増加を図ることができました。	既存の区有施設内に、貸付可能な新たな場所を開拓することは困難です。	—	A	現状維持	新規及び貸付契約更新時に入札を行い、増収を図っていきます。
基本構想の進行管理	249	基本構想推進区民協議会の運営	文京区基本構想実施計画	基本構想実施計画の策定及び基本構想の進行管理など基本構想の実現度の審議を、区民参画により実施します。	区民委員及び学識経験者によって構成されている基本構想推進区民協議会を、議論が活発になされ、多様な区民の意見を反映できるように運営します。	新たな区民委員により、事務事業評価及び基本構想実現度評価に対し、活発なご意見をいただくことができました。それにより、様々な年齢や立場からの審議結果を評価に反映することができ、区民参画による基本構想の進行管理を行うことができました。	評価の審議よりも、事務事業の内容説明に多くの時間を要したため、限られた時間の中で十分な審議ができるよう、わかりやすい資料の作成や丁寧な説明をするなどの工夫が必要です。	—	A	改善・見直し	27年度は、基本構想実施計画に基づく事務事業評価及び基本構想実現度評価について審議し、基本構想の進行管理を行います。28年度は、基本構想の進行管理に加え、新たな基本構想実施計画策定の審議も行います。